資料２

第２次橋本市
長期総合計画
後期基本計画（案）

令和４年●月

橋本市

目　次

第１章　総合計画の策定にあたって 2
１．計画策定の趣旨 2
２．計画策定の視点 2
３．計画の構成と期間 3
４．総合計画と部門別計画との関係 4
５．ＳＤＧｓについて 5
６．橋本市の概要と現状 6
７．市民からみた橋本市のすがた 19
８．前期基本計画の評価検証 24
９．まちづくりの検討事項 25
第２章　基本構想 28
１．めざすまちの姿 28
２．まちの将来像の実現 30
３．将来人口 33
４．将来の都市構造について 34
第３章　基本計画 40
１．基本計画について 40
２．財政状況の見通し 41
３．行政推進の基本姿勢 43
４．基本計画の体系 45
５．重点プロジェクト 46
６．橋本市×ＳＤＧｓ　～ＳＤＧｓの達成に向けた取組み～ 60
７．個別計画 68

第１章　総合計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨

２．計画策定の視点

３．計画の構成と期間

４．総合計画と部門別計画との関係

５．ＳＤＧｓについて

６．橋本市の概要と現状

７．市民からみた橋本市のすがた

８．前期基本計画の評価検証

９．まちづくりの検討事項

第１章　総合計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨

本市では、2018 年度（平成 30 年度）から 2027 年度（令和９年度）までの 10 年間を計画期間とする「第２次橋本市長期総合計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定し、基本構想において「人輝き　あたたかさ湧きでる　みんなで創造する元気なまち　橋本」をまちの将来像として掲げ、これを実現するためにまちづくりの各分野の方向性を示した前期基本計画に基づき、施策を推進してきました。

一方で、計画策定当初より社会情勢が大きく変化しており、人口減少や少子高齢化、厳しい財政状況はもとより、令和元年度末より発生した新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化、ＩＣＴ技術の浸透によるデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進など、私たちの生活が新しいステージに移行していく兆しが見られます。

この度、本計画が 2022 年度（令和４年度）で計画期間の中間年を迎えるため、上記のような新しい社会の流れを踏まえつつ、橋本創生総合戦略による地方創生の流れへの対応、財政健全化計画との整合にも注視しながら、本市における今後の総合的かつ計画的な行政運営の指針として、市民の参画を得て、魅力ある協働によるまちづくりと、その実現に必要な政策・施策を見直して新たにまとめるべく、2023 年度（令和５年度）からの後期基本計画を策定します。

２．計画策定の視点

社会情勢の変化や本市が直面する課題に的確に対応するため、本計画は以下の３つの視点に基づき、策定しています。

（１）市民とともに取り組む計画

市民、行政がまちづくりの目標や取組み内容を共有し、適切な役割分担を行い、共にまちづくりの取組みを実行できる計画とします。

（２）変化に対応できる計画

限りある財源を必要な施策に重点的に振り分ける「選択と集中」の視点を持ち、社会情勢の変化や国の政策等にも柔軟に対応できる計画とします。

（３）実効性のある計画

総合計画は本市の最上位計画であり、本計画に基づく具体的な取組みの進捗を適切に検証・評価できる計画とし、これに基づき予算編成、行政改革と連動できる、実効性のある計画とします。

３．計画の構成と期間

総合計画の構成およびそれぞれの期間については、以下のとおりとします。

（１）構成

基本構想（10 年）

基本構想は、橋本市が目指す将来像や、まちづくりの基本目標を設定し、これらを達成するための施策展開の基本方向を示しています。基本構想は、2018 年度から 2027 年度までの 10 年間を予定した構想を策定します。

基本計画（前期５年、後期５年）

基本計画は、基本構想に掲げる目標等を実現するための施策内容を示したものです。計画期間は、基本構想と同じ 10 年間を予定しますが、社会情勢の変化等に対応し、実効性のある計画とする必要があるので、2018 年度から 2022 年度の 5 年間を前期、2023 年度から 2027 年度を後期とし、策定することとします。

実施計画（３年、毎年度見直し）

実施計画は、基本計画に示す施策の具体的な事業を明らかにするもので、財政的な見通しとの整合性を考慮し、計画期間を３年間として、ローリング方式により毎年度策定します。

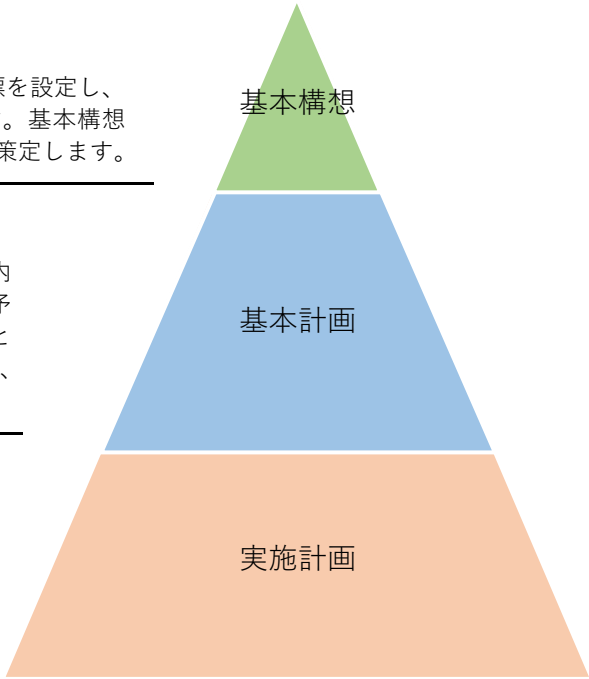

（２）計画期間

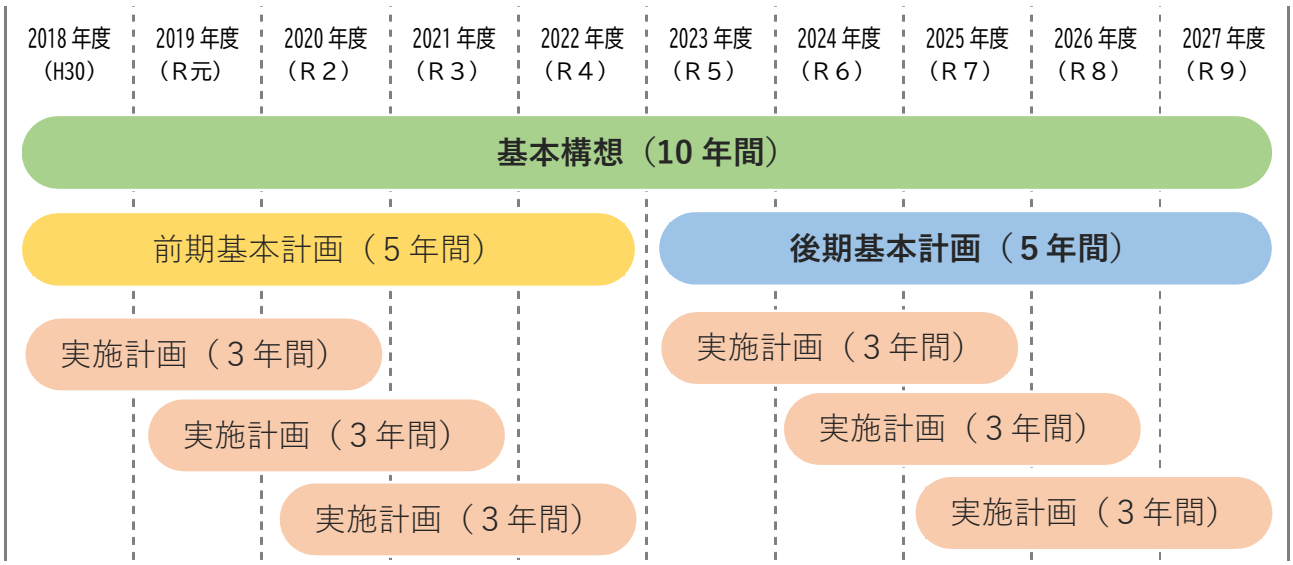

４．総合計画と部門別計画との関係

行政の各分野では、それぞれのめざすべき方向性や事業の体系を示した、部門別計画を策定しています。

この部門別計画は、法令上の位置づけや計画の対象地域、期間、性格も異なりますが、総合計画に適合した内容とすることによって、総合計画を補完し具体化していく計画として位置づけます。

また、地方創生の推進に向けた「創生総合戦略」や災害発生時のレジリエンス確保を目的とした「国土強靭化地域計画」とも調和が図られたものとします。

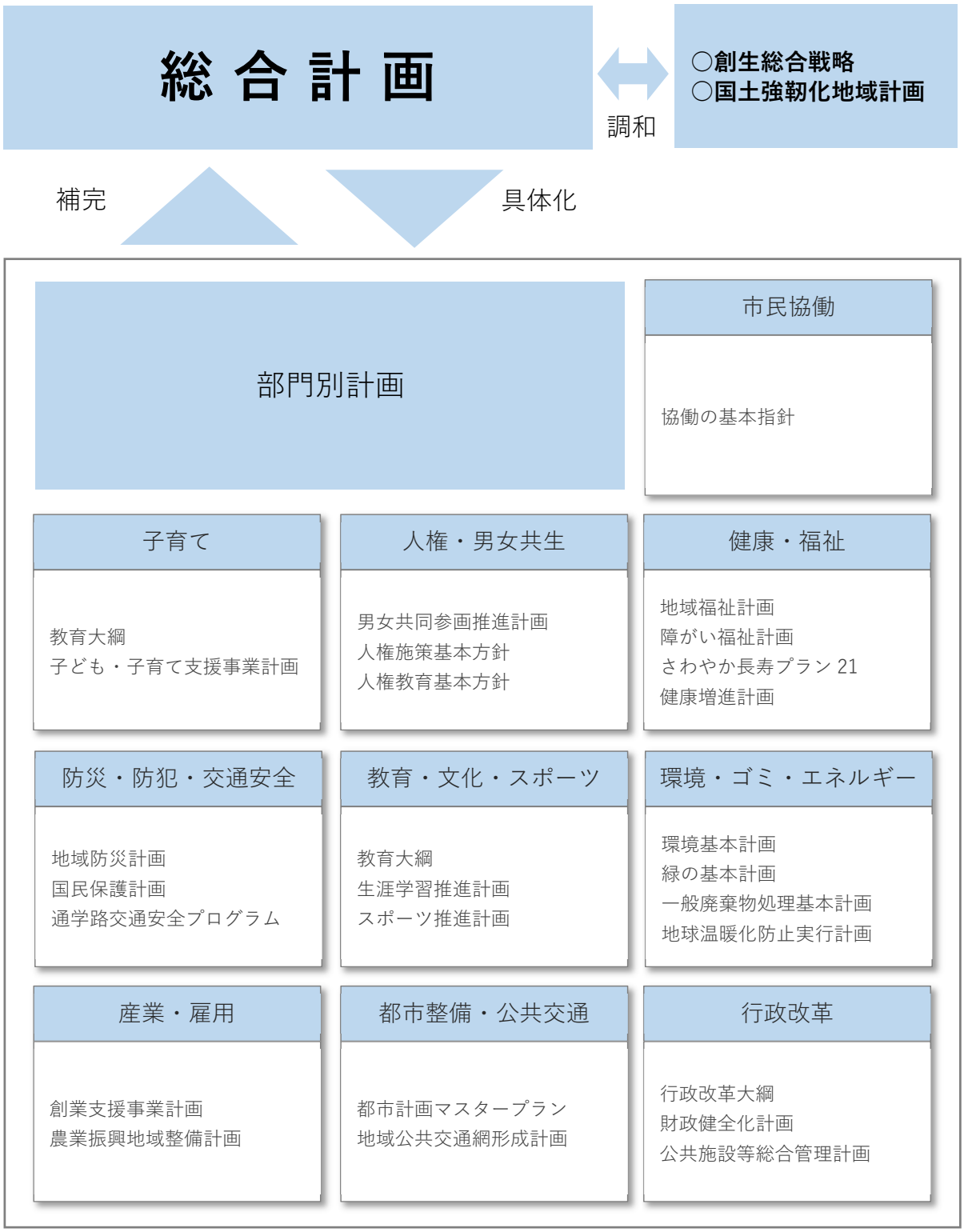

５．ＳＤＧｓについて

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）は、2015 年（平成 27 年）に国連が採択した、すべての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた国際的な目標のことです。17 のゴール及び細分化された 169 のターゲットから構成されており、これらの実現に向け、世界各国が様々な取組みを展開しています。

ＳＤＧｓは「誰一人取り残さない社会の実現」を理念としており、住民福祉の向上を図ることを目的とする地方自治体も、目指すべき方向性は同じです。

総合計画の各分野施策を展開していくことは、持続可能な開発目標であるＳＤＧｓの目標達成に資するため、各施策と 17 のゴールを関連付け、総合計画とＳＤＧｓの一体的な推進を図ります。

６．橋本市の概要と現状

（１）橋本市の概要

橋本市は、和歌山県の北東端に位置し、奈良県と大阪府に隣接する、人口約６万人のまちです。世界遺産・高野山の麓にあり、古来より高野街道と伊勢（大和）街道が交差する要衝であり、まちの中央を流れる紀の川の水運により、材木運搬や高野山宿場町として栄えてきました。

市内には、大阪・難波へとつながる南海高野線、和歌山市とつながるＪＲ和歌山線、奈良・京都方面と連絡する京奈和自動車道など、大阪をはじめとした関西各地への良好なアクセスを有しているため、通勤や物流に便利なまちとなっています。また、紀伊山地や金剛山地に囲まれた自然豊かな土地でもあり、高野山ゆかりの精進野菜や温泉などを楽しむこともできます。

都市部に隣接しながらも、大自然の中で自分らしいライフスタイルを確立できる本市は、田舎と都市が両立する、とても暮らしやすいまちです。

■橋本市の位置

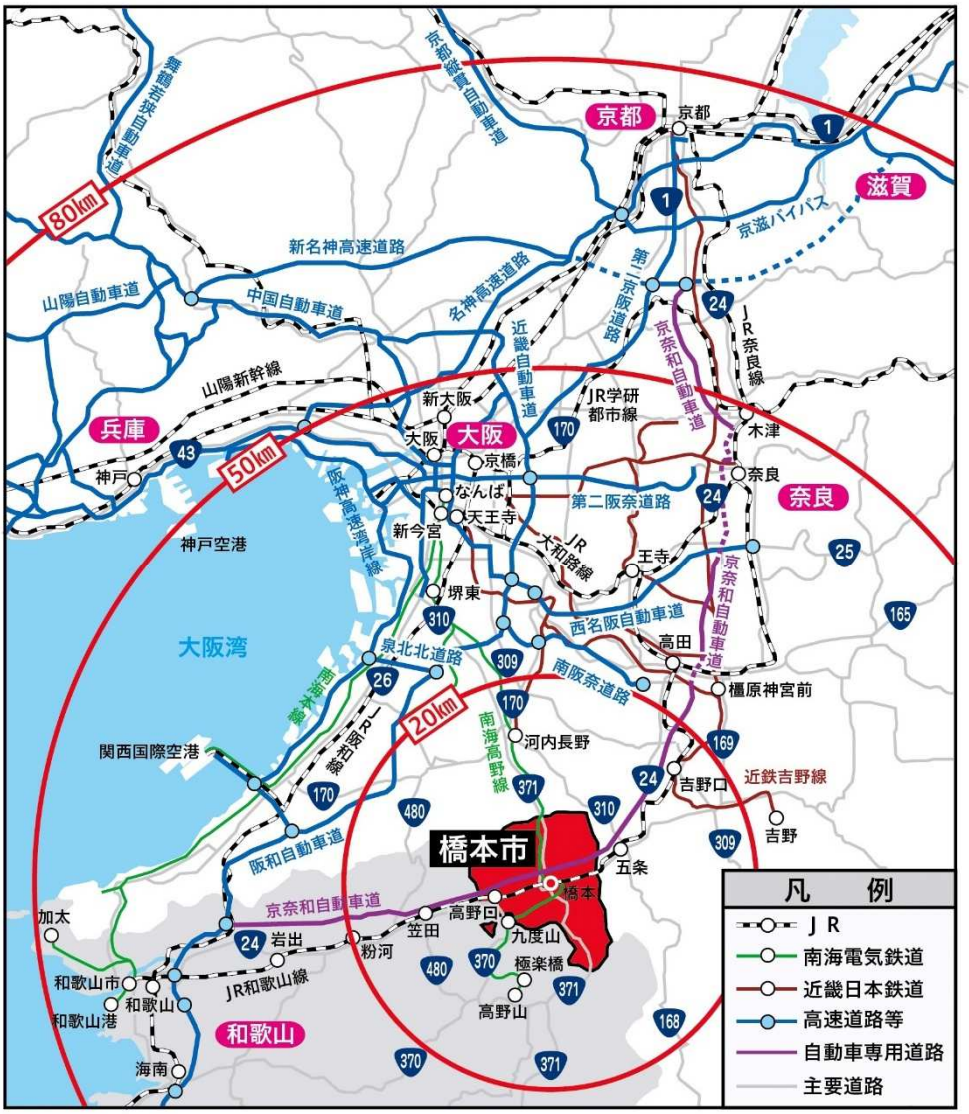

（２）社会情勢と橋本市の現状

①人口減少・少子高齢化の進行

《社会情勢》

現在わが国では、2008 年（平成 20 年）を境として人口減少の時代に突入しており、2055 年までには総人口が１億人を下回る予測となっています。出生数が減少し続けている一方、2025 年には団塊の世代が後期高齢者に達するなど、少子高齢化による人口構造の変化に伴う様々な課題の顕在化が見込まれます。

特に、介護保険事業をはじめとした各種社会保障に係る費用の増加、若い世代の流出による地域活力の低下、税収減を背景とした財政規模の縮小など、まちの活力を維持するための課題が山積しています。

■日本の総人口の推移と推計

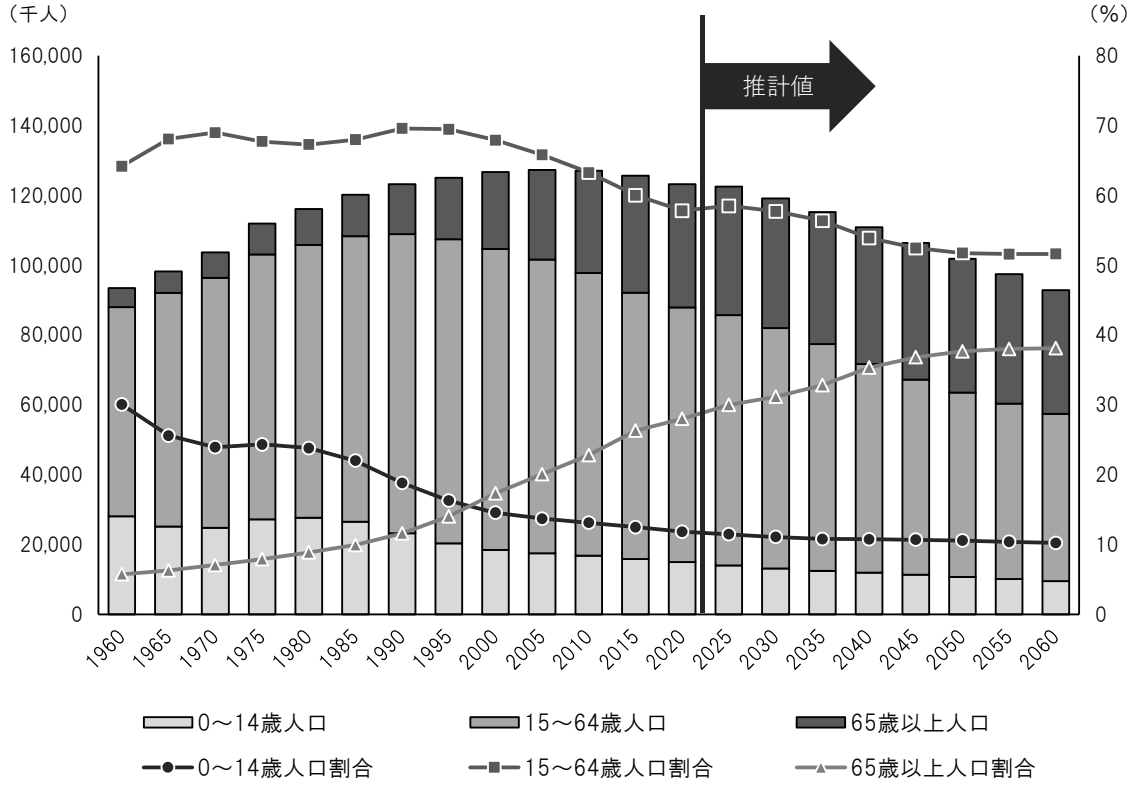

資料：総務省「国勢調査」（2020 年まで）
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」（2025 年以降）

《橋本市の現状》

本市の総人口は 2000 年（平成 12 年）の 70,447 人をピークとして減少に転じ、2020 年（令和２年）には 60,478 人となっています。総人口に占める割合は、2020 年時点で年少人口が 11.5%、生産年齢人口が 55.2%、高齢者人口が 33.3%となっており、2015 年（平成 27 年）と比較すると、高齢者人口が増加している一方で、年少人口と生産年齢人口は減少しています。

自然動態については、2001 年（平成 13 年）を除いて死亡数が出生数を超過する傾向が続いており、近年は死亡数の増加と出生数の減少により、自然減の規模が大きくなっています。

社会動態についても転出数が転入数を超過する傾向が続いています。転出数・転入数ともに減少傾向で推移していますが、人口規模の縮小に合わせて移動する人口も減っているものと考えられます。

■総人口の推移

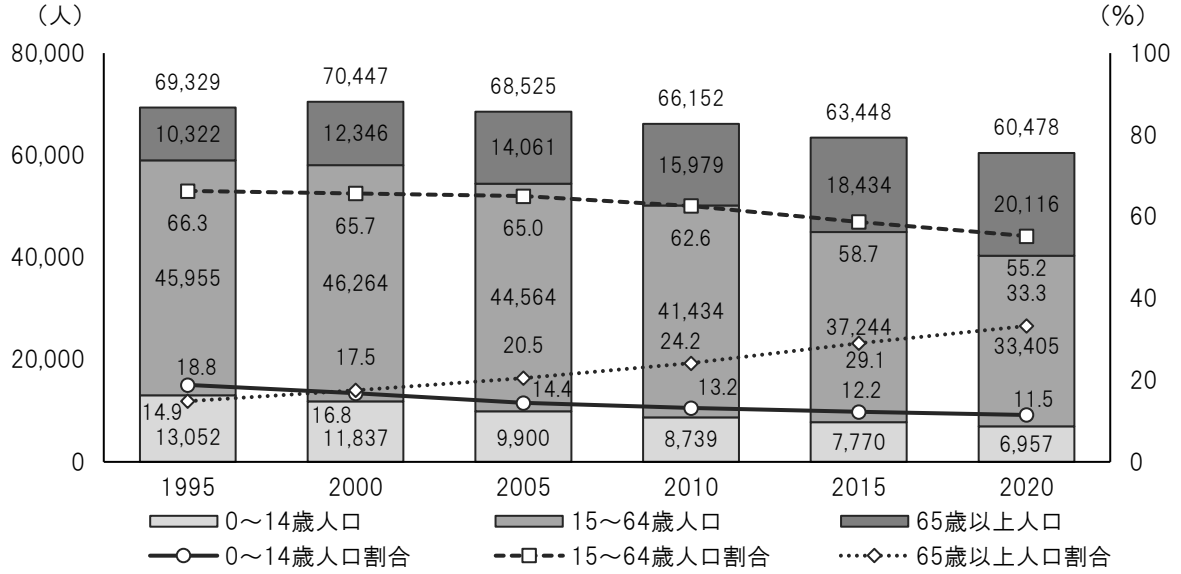

（注）年齢不詳は除外している
資料：総務省「国勢調査」

■人口動態の推移

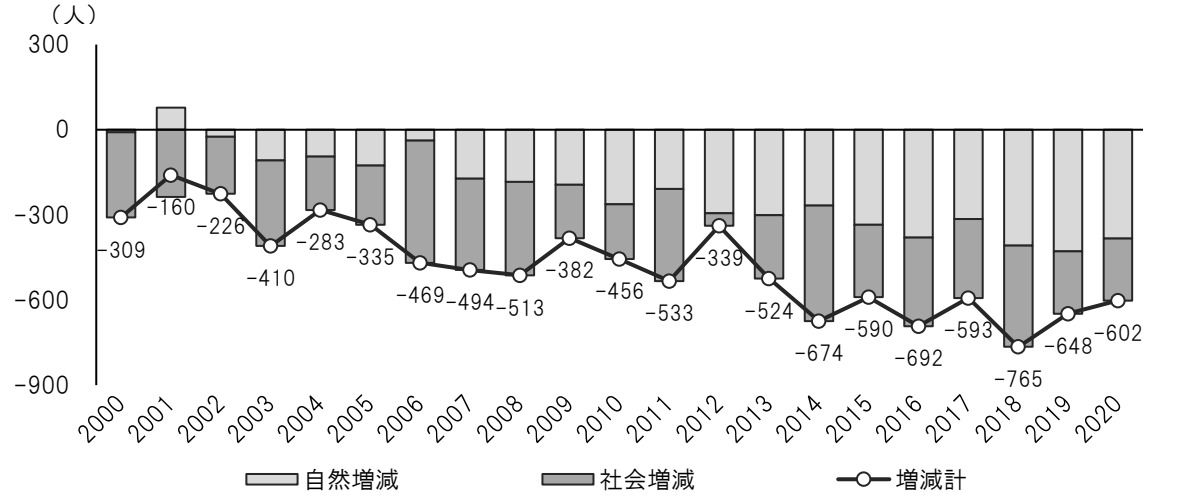

（注）2013 年以降、各年１月１日～12 月 31 日の値
資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

■自然動態の推移

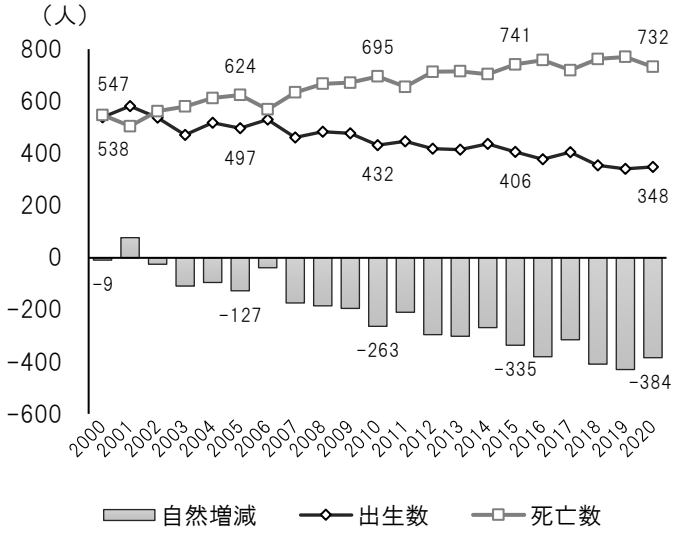

■社会動態の推移

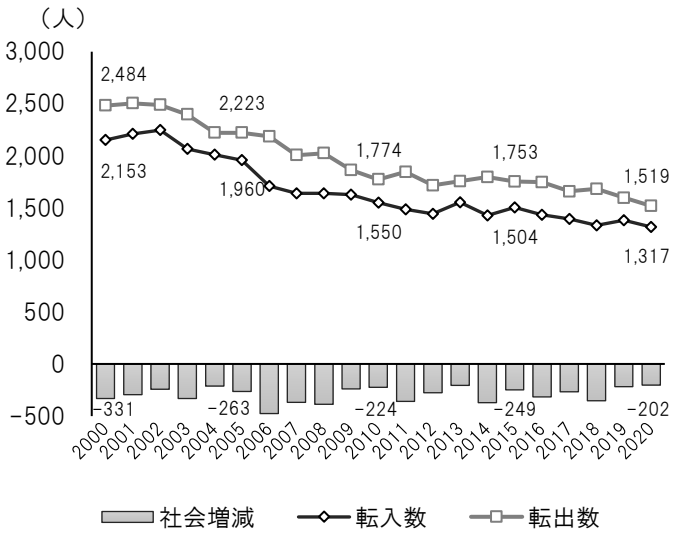

（注）2013 年以降、各年１月１日～12 月 31 日の値
資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

高齢化の進展に伴い、高齢者のいる世帯や高齢単独世帯が増加していることに加え、要支援・要介護認定者数も増加傾向にある状況です。介護保険事業計画における推計では、令和７年より重度の要介護認定者数が急増する予測となっています。今後も福祉ニーズが増大していくとともに、各種社会保障にかかる費用が増加することが予想されます。

■要支援・要介護認定者数の推移と推計

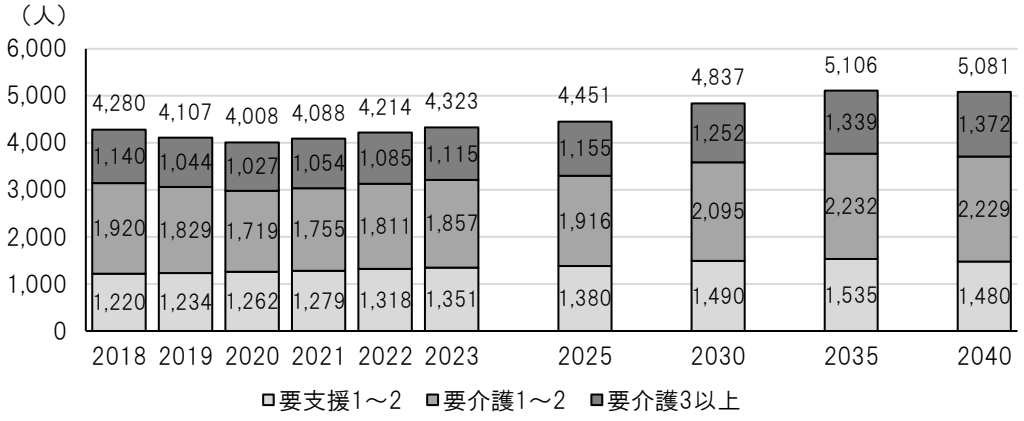

資料：橋本市「橋本さわやか長寿プラン 21（令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度）」

②地域経済・雇用情勢の変化

《社会情勢》

全国的な状況として、大企業を中心に回復基調にあった景気が、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年（令和２年）４月から急速に悪化し、極めて厳しい状況になりました。また、2020 年度（令和２年度）平均の有効求人倍率は 1.10 倍で、リーマンショック以降上昇を続けていた倍率が大幅な減少に転じた状況となっています。一方で、感染予防を念頭に置いた行動が求められた結果としてオンライン環境が急速に普及し、リモートワークにみられるような、場所を問わない新たな働き方が広まりつつあります。

このような地域経済の転換期を迎える中、以前から中小企業においては、人手不足や労働生産性の伸び悩み、後継者難等を背景とした厳しい状況が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、状況は更に悪化し、地域経済を支える地域産業の活力向上が喫緊の課題となっています。こうした状況の中にあって、今後も一人ひとりが安心して働くことができる、稼ぐ地域づくりを実現する取組み、生産性の向上や多様な働き方を可能にする働き方改革が求められています。

《橋本市の現状》

本市に立地する事業所数は減少傾向で推移していますが、市内で勤務する従業者数は増減を繰り返しながら２万人前後で推移しています。

製造品出荷額等は企業誘致による工場増加の効果もあり、2009 年（平成 21 年）から 2019 年（令和元年）にかけて約 2.2 倍になりましたが、現在も市内で工業用地の造成が進んでいるため、今後もさらなる増加が期待されます。

観光入込客数については、2016 年（平成 28 年）以降 130 万人台で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 2021 年は 100 万人台まで落ち込んでいます。

■事業所数・従業者数の推移

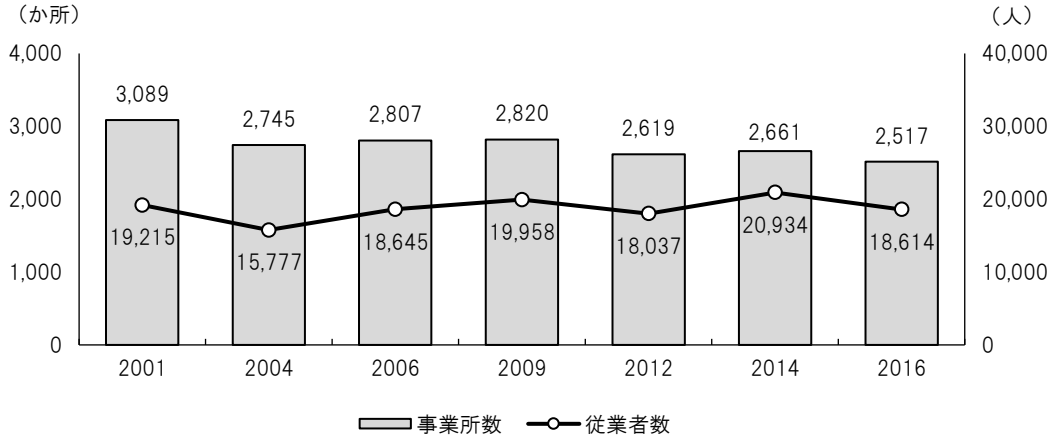

（注）平成 16 年をのぞき、公務をのぞく全産業の値
資料：平成 13～18 年　総務省「事業所・企業統計調査」、平成 21、26 年　総務省「経済センサス-基礎調査」、
平成 24、28 年　総務省「経済センサス-活動調査」

■産業大分類別人口（2015 年・2020 年）

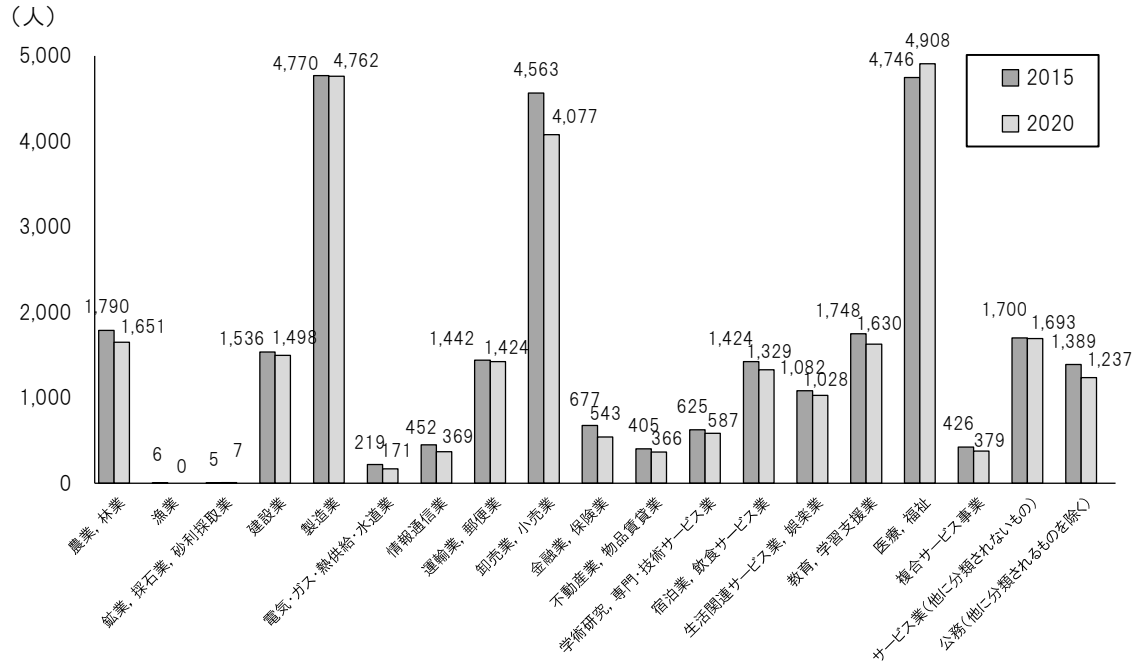

資料：総務省「国勢調査」

■製造品出荷額等の推移

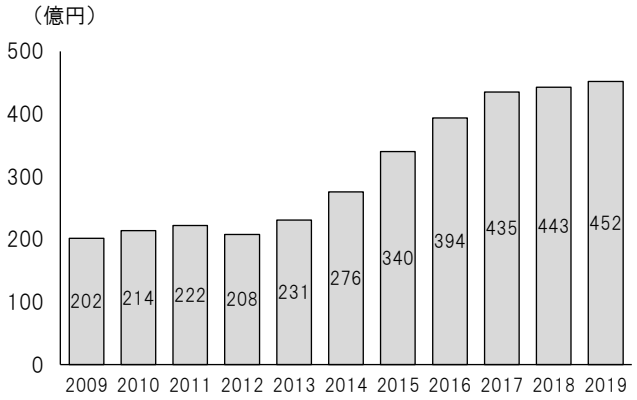

■観光客の推移

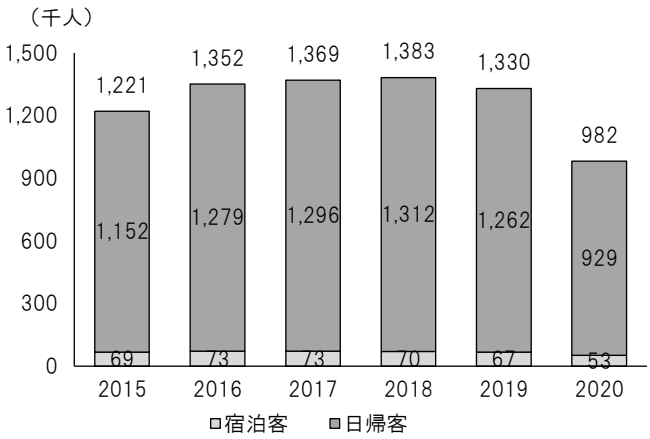

資料：経済産業省「工業統計調査」、総務省「経済センサス-活動調査」、
和歌山県商工観光労働部観光局「観光客動態調査報告書」

③情報通信技術の普及と新たな展開

《社会情勢》

情報通信技術（ＩＣＴ）発達と情報通信機器の普及・多様化により、人々の生活や経済活動、サービス、社会の仕組みなどが大きく変化しています。近年は、ＩｏＴやＡＩの活用、５Ｇの推進が注目されており、医療や福祉、教育、働き方、行政運営など、様々な分野において、より便利で効率的になる社会である“Society5.0”への移行が期待されています。

行政分野においては、ＡＩやビッグデータを活用して、社会の課題解決や変革を進めるデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）が進められているところです。ＩＣＴを最大限に活用し利便性を高め、質の高い行政サービスを提供し、あらゆる世代が様々な情報手段により利便性を享受できる、障壁のない情報活用の環境づくりが求められています。

■普段利用しているインターネットサービス

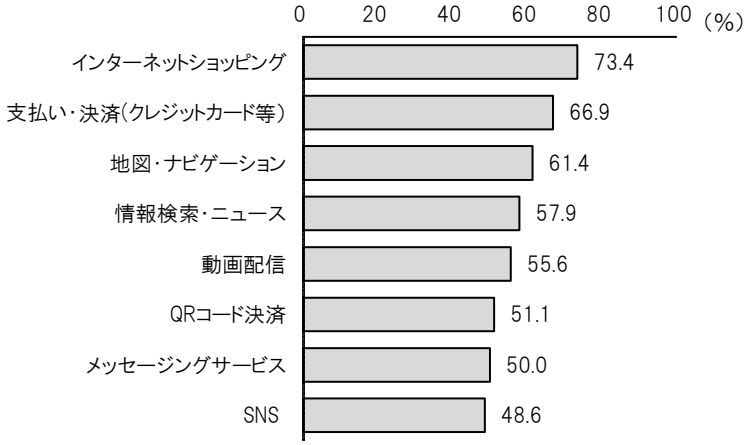

■オンライン行政手続きの利用意向

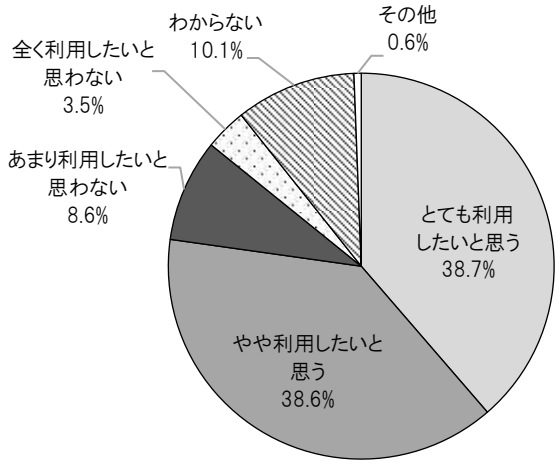

資料：総務省「ウィズコロナにおけるデジタル活用の実態と利用者意識の変化に関する調査研究」、総務省「情報通信白書令和３年版」（トラストバンク「行政手続きのデジタル化に関するアンケート」）

《橋本市の現状》

全国的な人口減少と少子高齢化が進行する中で、特に福祉分野における負担増と人材不足が大きな問題として認識されていますが、和歌山県や全国平均よりも高齢化率の高い本市においては、上記の問題は喫緊の課題であり、新技術の導入による現状の打破は大きく期待されるところです。また、増加する扶助費に対して人件費の抑制で歳出のバランスをとっている現状において、職員一人一人の負担軽減や業務効率の向上という視点からも、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）による行財政運営の改革が期待されています。

今後は、デジタル技術に対応できる人材の確保・育成を進めながら、大学や民間企業等とも連携を図り、行財政運営やまちづくり各分野において積極的にＩＣＴを導入し、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）を進めていくことが重要となります。また、東京など大都市圏での密集を避け、地方に移動する傾向があらわれはじめているなかで、移住・定住者を確保する手段として、市内で在宅勤務をするための情報通信環境を整えていくことも求められます。

④子育て支援・教育の充実

《社会情勢》

国は、保育ニーズの高まりや少子化に対応するため、受け皿の確保、幼児教育・保育の無償化等、子育て支援の充実に向けた取組みを進めています。令和２年度に策定された「第４次少子化社会対策大綱」では、「結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる」「多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える」等の考え方に基づいた少子化対策を進めていくこととしています。

学校教育では、学習指導要領が改訂され、新しい時代に必要となる資質・能力として、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」を育成するため、「個に応じた指導」の充実、「社会に開かれた教育課程」の実現、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの学習過程の改善が求められています。

《橋本市の現状》

本市においては、生産年齢人口の減少と出生率の低下を背景として、児童数が減少傾向にあります。そして、集団の中で切磋琢磨して個性や能力を伸ばしていく環境を提供することが難しくなっている状況です。

児童数の適正な規模や学校の適正な配置を進めていくため、教育環境や地域との連携のあり方について検討することが求められています。

■０～14 歳人口の推移

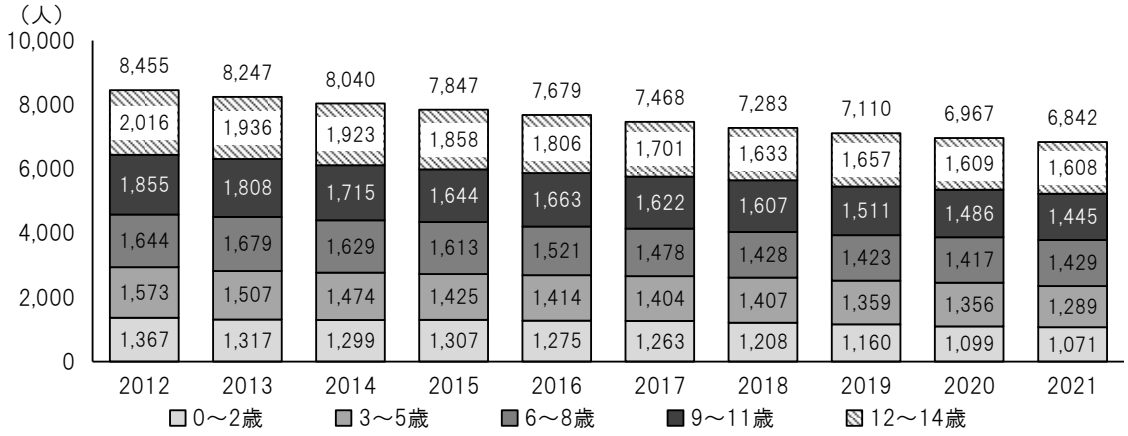

資料：橋本市住民基本台帳（各年４月１日時点）

⑤つながりの希薄化と地域が担う機能の低下

《社会情勢》

全国的な人口減少、少子高齢化、自治会加入率の低下等から、地域活動の担い手の減少による地域コミュニティの弱体化が課題となっており、地域の見守り活動や近隣の助け合い等、地域のつながりの大切さが再認識されています。

■現在の地域での付き合いの程度

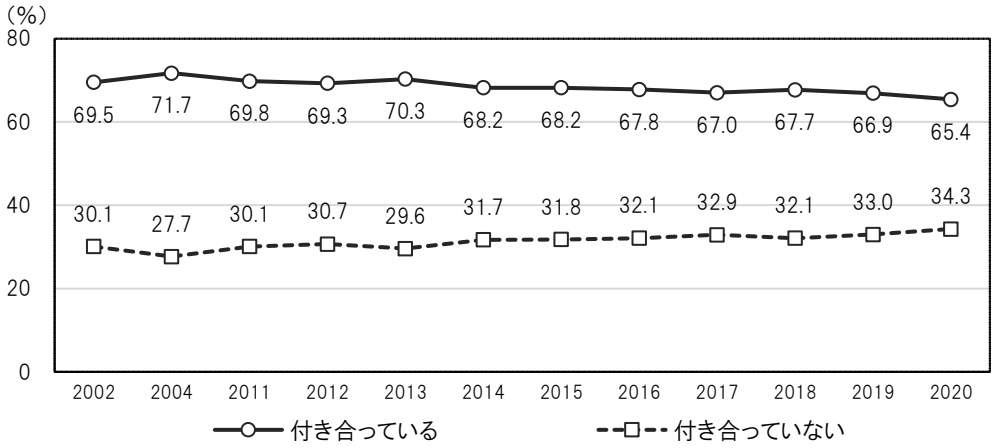

資料：内閣府「社会意識に関する世論調査」

《橋本市の現状》

本市においても、全国的な傾向と同様、価値観やライフスタイルの変化に加え、単身世帯の増加など世帯構造の変化によって、地域における人と人のつながりの希薄化が懸念されます。

地域福祉に関するアンケート調査では、この 10 年間でご近所づきあいの希薄化や互助・共助に対する意識の低下が結果として表れており、本市においても同様の傾向が進行していることが伺えます。

■近所の人との付き合いの程度

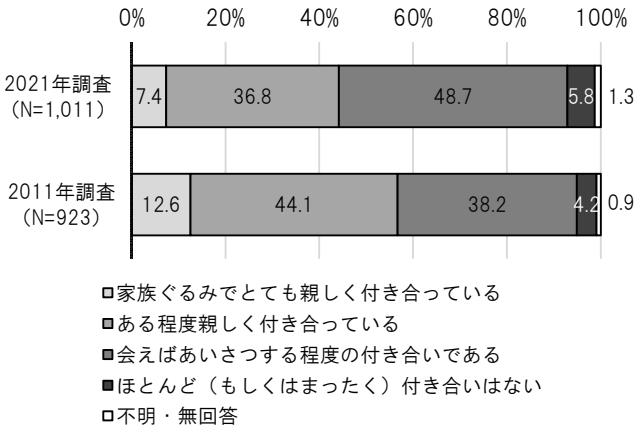

■日常生活における課題解決の考え方

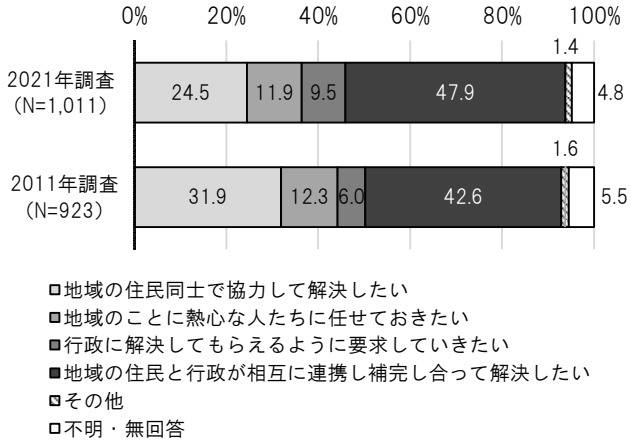

資料：橋本市「第３次橋本市地域福祉計画策定のための市民アンケート結果報告書」

⑥安全・安心な暮らしの保証

《社会情勢》

近年、全国各地で大きな被害を及ぼしている集中豪雨や台風に加え、巨大地震への懸念や新たな感染症の流行などにより、安心・安全な暮らしを脅かすリスクが高まっています。

今後起こりうる危機的状況による社会経済への影響を最小限にとどめ、迅速に回復が行われる体制を備えるために、行政や市民、事業者等がそれぞれの役割を認識しながら、相互に連携して、都市の安全性を高めていくことが求められています。

また、自然災害だけでなく、子どもや高齢者を狙った犯罪の発生や交通事故など、様々な分野における危険への意識も高まっており、危機管理体制の充実と犯罪や事故のない安全な社会づくりが求められています。

《橋本市の現状》

刑法犯認知件数は減少傾向にあり、併せて人口千人あたりの刑法犯認知件数も減少しています。交通事故発生件数は 2017 年（平成 29 年）以降より 100 件以下で推移しているなど、比較的安全・安心な住環境があることが本市の特性の一つとなっています。しかし、南海トラフ地震や市内を流れる紀の川の氾濫など、まちに甚大な被害を及ぼす自然災害に見舞われるリスクも抱えていることから、日頃より市民一人ひとりがいざという時のために備えるという意識を持ち、地域における防災・防犯体制の維持強化に努める必要があります。

■刑法犯認知件数の推移

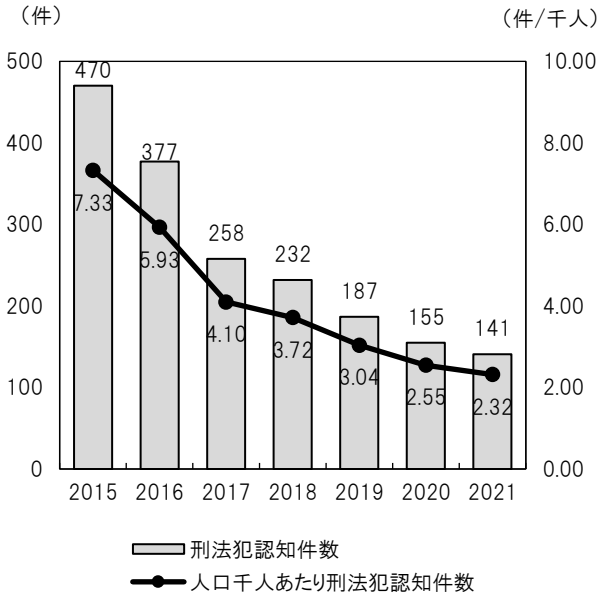

■交通事故発生件数の推移

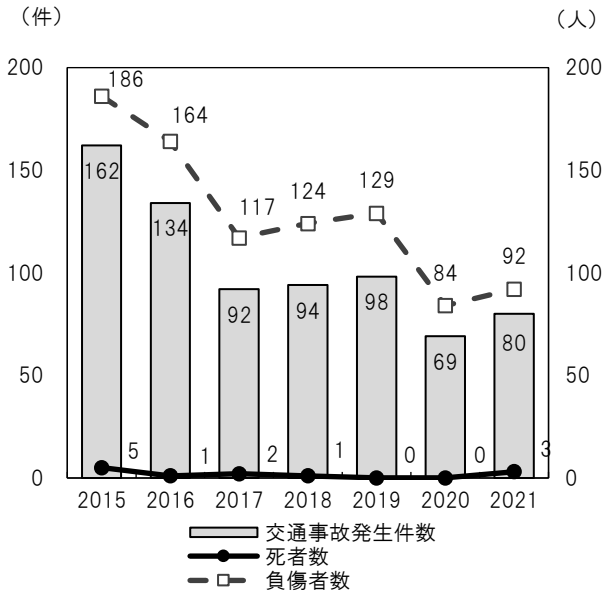

資料：和歌山県警察統計

⑦多様な価値観を認めることのできる社会の構築

《社会情勢》

価値観やライフスタイルが変容する中で、あらゆる立場の人々の人権や多様性が尊重され、だれもが社会の中で自分らしく暮らし、能力を発揮することができる包摂的な社会づくりが求められています。女性活躍の促進や新たな働き方に加え、多文化共生の視点に基づいた施策の推進、多様な性のあり方を認められる制度制定など、だれもが活躍できる社会の実現に向けた取組みが求められています。

性のあり方や国籍、文化・習慣、障がいの有無などに関わらず、誰もが尊厳ある個人として尊重され、一人ひとりの個性や多様な価値観・生き方を互いに認め合い、安心して生活し、地域で共に支え合いながら活躍できる環境づくりが求められます。

《橋本市の現状》

アンケート調査では、「ＬＧＢＴ」という言葉に対する認知度については、意味も含めて知っている方が７割弱である一方、名前も意味も知らないという方が１割半という結果になっています。また、ＬＧＢＴの方の人権を守るために必要なこととして、理解を深めるための取組みに注力することや、相談をはじめとした支援体制の強化が求められています。

■「ＬＧＢＴ」という言葉を知っているか

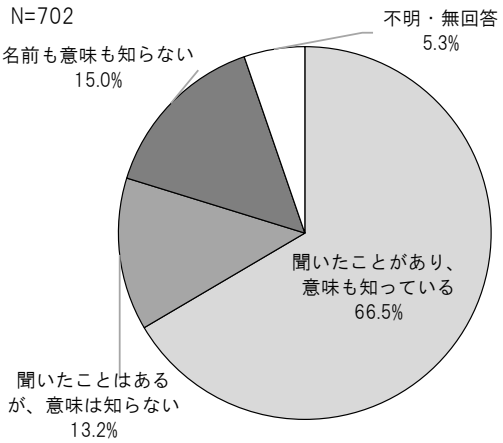

■ＬＧＢＴの方の人権を守るために必要なこと

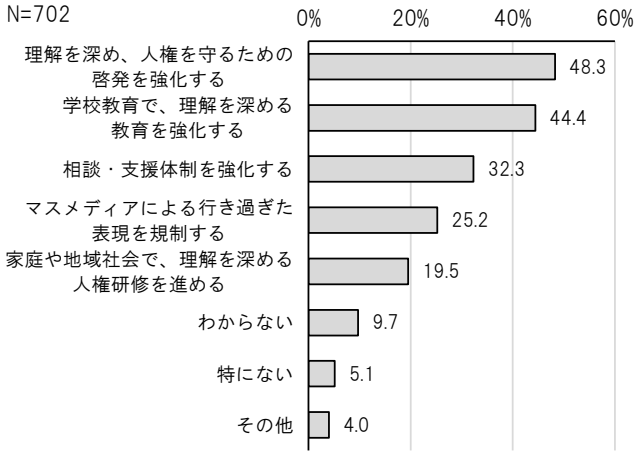

資料：橋本市「令和３年度市民意識調査」

⑧地球環境問題への対応

《社会情勢》

地球温暖化による気候変動への対応や再生可能エネルギーへの転換による脱炭素社会の実現、生物多様性の保全といった地球環境問題への対応が重要な課題となっています。

わが国は「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、世界の脱炭素を主導し、経済成長の喚起と温暖化防止・生物多様性保全との両立を図り、将来世代への責務を果たすとしています。環境に配慮したまちづくりの推進に向けては、市民や企業等の多様な主体が協働し、脱炭素の好循環を構築していくことが求められています。

■日本国内の温室効果ガス排出量の推移

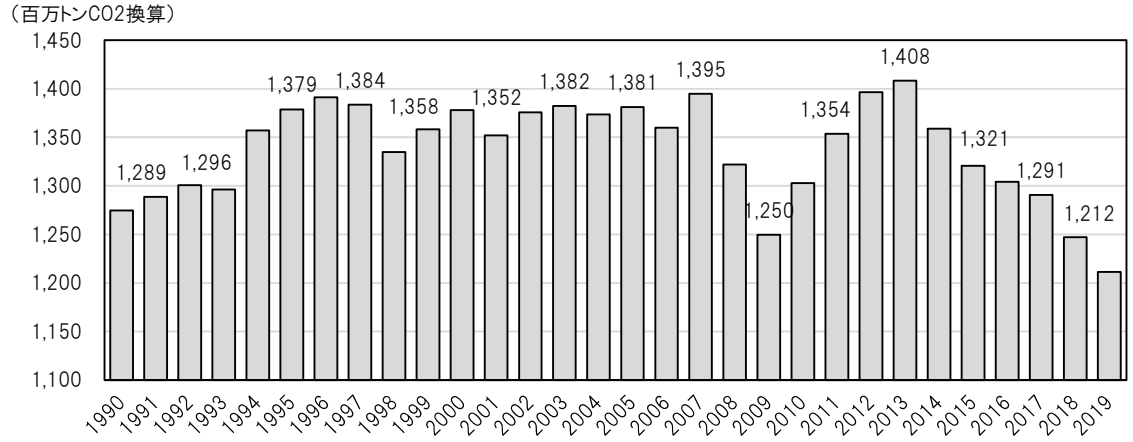

資料：環境省「温室効果ガス排出・吸収量算定結果」

《橋本市の現状》

温室効果ガス排出量については、2016 年度（平成 28 年度）をピークに近年は減少傾向となっています。内訳として、民生部門における排出量が減少している一方で、産業部門における排出量が増加傾向にあります。また、二酸化炭素排出量の少ない鉄道やバスなどの公共交通機関の利用者が減少傾向にあり、公共交通の衰退による、温室効果ガス排出量の増加が懸念されています。

■部門別温室効果ガス排出量の推移

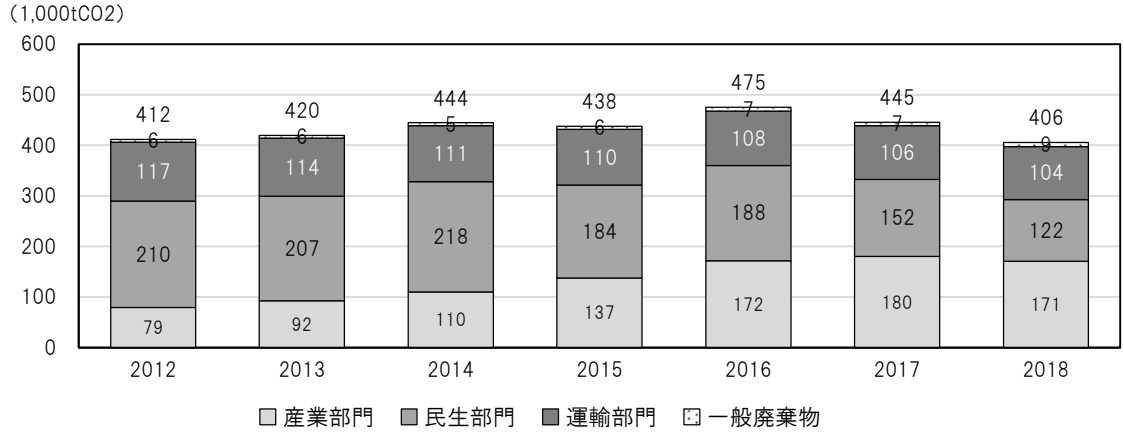

資料：環境省「地方公共団体実施計画（区域施策編）策定支援サイト」

⑨持続可能な行財政運営の推進

《社会情勢》

行政運営においては、生産年齢人口の減少や地域経済の停滞に伴い、税収が減少傾向となることに加え、社会保障関係経費の増加、老朽化の進む公共建築物やインフラの整備・改修など、厳しい財政状況が続くと見込まれます。

地方自治体の持続可能性を確保するためにより効率的な行財政運営が求められており、行財政改革や自治体間の連携などを進め、限られた資源を有効に活用する取組みが必要となっています。

《橋本市の現状》

歳入については、企業誘致施策によって固定資産税は増加傾向にあるものの、生産年齢人口を中心とした人口減少によって市税総額は減少傾向にあります。歳出については、高齢化の進行を背景とした扶助費の増加が顕著となっているほか、施設改修等でさらなる支出が見込まれるなか、人件費の抑制でバランスをとっている状況です。なお、2020 年度（令和２年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により、歳入・歳出ともに大きく増加しています。

■一般会計における歳入の推移

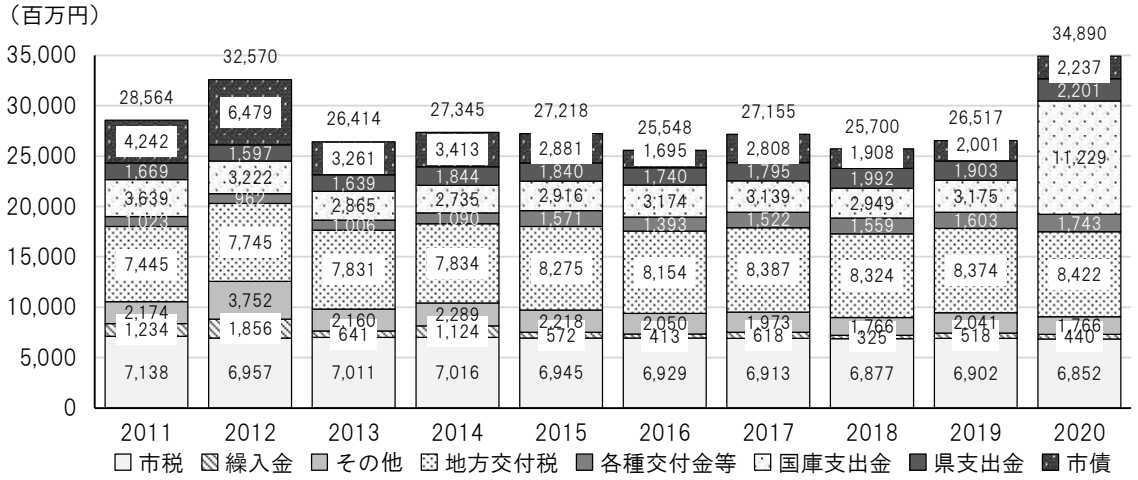

■一般会計における歳出の推移

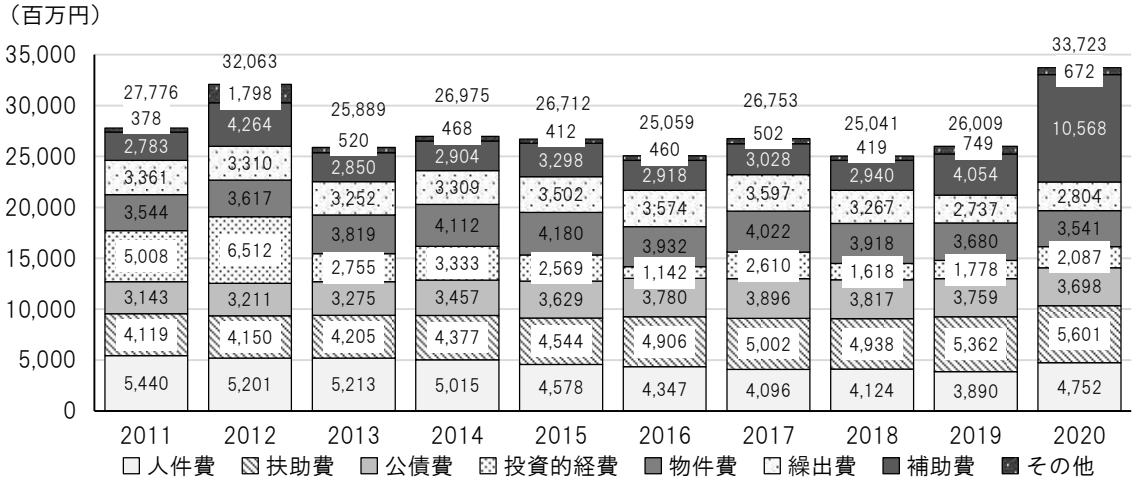

資料：橋本市「橋本市中期財政計画（令和４年度～令和８年度）」

７．市民からみた橋本市のすがた

総合計画の策定にあたり、計画を市民の意見を反映したものとするため、橋本市のまちづくりについての市民意識調査や小中学生対象調査、市民と意見交換を行うワークショップを実施しました。

（１）市民意識調査、小中学生対象調査から見た主な市民の意見

①住んでいる場所への愛着と定住意向

市に対する愛着については、市民・小中学生ともに７割以上が「愛着を感じている（好きである）」と回答しており、特に小学５年生の回答割合が高くなっています。

一方で、市に対する定住意向については、「住み続けたいと思う」が市民全体で７割程度となっている一方、小中学生の回答割合は市民全体と比べて低くなっています。特に中学２年生の回答割合が低く、代わりに「住み続けたくないと思う」が２割強まで上昇しています。

■橋本市や地域に対する愛着（市民対象調査、小中学生対象調査結果）

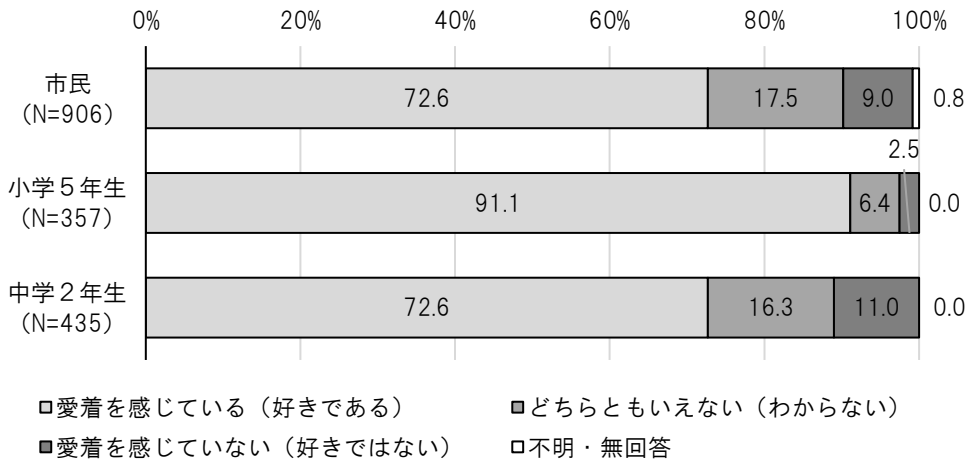

■橋本市に住み続けたいか（市民対象調査、小中学生対象調査結果）

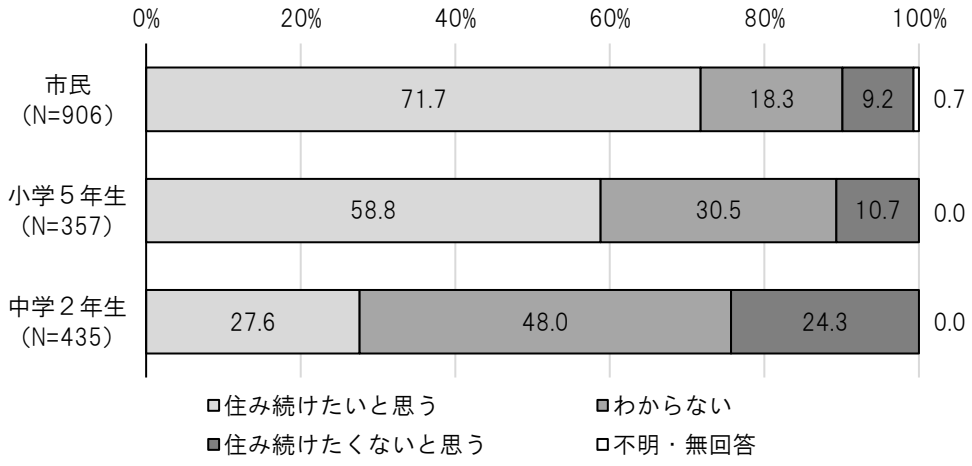

②前期基本計画における施策の満足度・重要度評価

平成 29 年に策定した本計画の前期基本計画における満足度・重要度評価をみると、「健康づくり支援と医療体制」や「消防・救急」、「妊娠・出産・育児環境」の満足度が高くなっています。これらの施策は重要度も高くなっているため、現在の取組みの継続・強化が望まれます。

一方で、「地域公共交通」や「雇用、就労、労働環境の整備」、「商工業・地場産業」は満足度が低い一方で重要度が高くなっているため、重点的な対応が必要となっています。

■前期基本計画実施施策の満足度・重要度（市民対象調査結果）

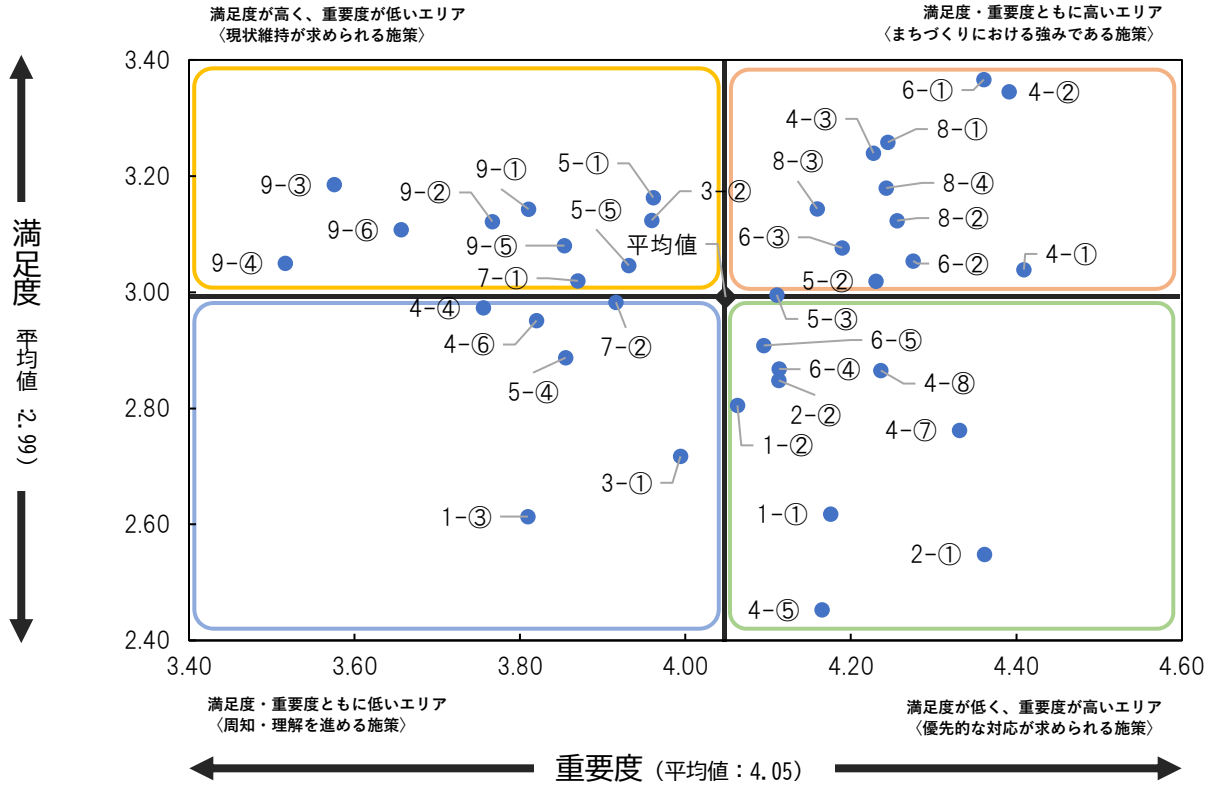

政策	施策	重要度	満足度
1-①	商工業・地場産業	4.18	2.62
1-②	農林業の振興	4.06	2.81
1-③	観光事業	3.81	2.61
2-①	雇用、就労、労働環境の整備	4.36	2.55
2-②	企業誘致の促進	4.11	2.85
3-①	移住定住の促進	3.99	2.72
3-②	市民に身近でわかりやすい広報	3.96	3.12
4-①	危機管理・災害対策事業	4.41	3.04
4-②	消防・救急	4.39	3.35
4-③	交通安全・防犯	4.23	3.24
4-④	消費者普及啓発、トラブル相談体制	3.76	2.97
4-⑤	地域公共交通	4.17	2.45
4-⑥	計画的な土地利用、景観の保全	3.82	2.95
4-⑦	道路の計画的な点検・修繕	4.33	2.76
4-⑧	上下水道の整備	4.24	2.87
5-①	自然環境保護の取組	3.96	3.16
5-②	ごみの減量・リサイクルの取組	4.23	3.02
5-③	生活環境汚染対策の推進	4.11	3.00
5-④	住環境（耐震化促進、空家対策）	3.86	2.89
5-⑤	公園・緑地の維持管理	3.93	3.05

政策	施策	重要度	満足度
6-①	健康づくり支援と医療体制	4.36	3.37
6-②	社会保障制度の適正な運用	4.28	3.05
6-③	地域における支え合いの仕組み	4.19	3.08
6-④	高齢者にとっての暮らしやすさ	4.11	2.87
6-⑤	障がい者にとっての暮らしやすさ	4.09	2.91
7-①	人権尊重と平和学習の推進	3.87	3.02
7-②	男女共同参画の推進	3.92	2.98
8-①	妊娠・出産・育児環境	4.24	3.26
8-②	子ども家庭支援	4.26	3.12
8-③	地域・家庭・学校・行政の連携	4.16	3.14
8-④	安全・安心な学校教育環境	4.24	3.18
9-①	生涯学習の推進	3.81	3.14
9-②	スポーツ施設、活動の振興	3.77	3.12
9-③	歴史文化遺産の保全と活用	3.58	3.19
9-④	文化芸術活動、国際交流の推進	3.52	3.05
9-⑤	青少年健全育成	3.85	3.08
9-⑥	地域コミュニティ・協働のまちづくり推進	3.66	3.11

③橋本市の将来について

橋本市が将来どのようなまちであってほしいかについては、「環境にやさしいまち」や「水や緑が豊かなまち」、「健康づくりや医療の充実したまち」などにおいて【特に思う、少し思う】の割合が高くなっている一方、「スポーツがさかんなまち」や「働く場所が多いまち」、「地震や台風に強いまち」などにおいて【あまり思わない、思わない】の割合が高くなっています。

豊かな自然環境に囲まれながら安心して暮らすことができる、といったような橋本市らしさを、今後も継続して保っていくことが望まれていると考えられます。

■橋本市が将来どのようなまちであってほしいか（小中学生対象調査結果）

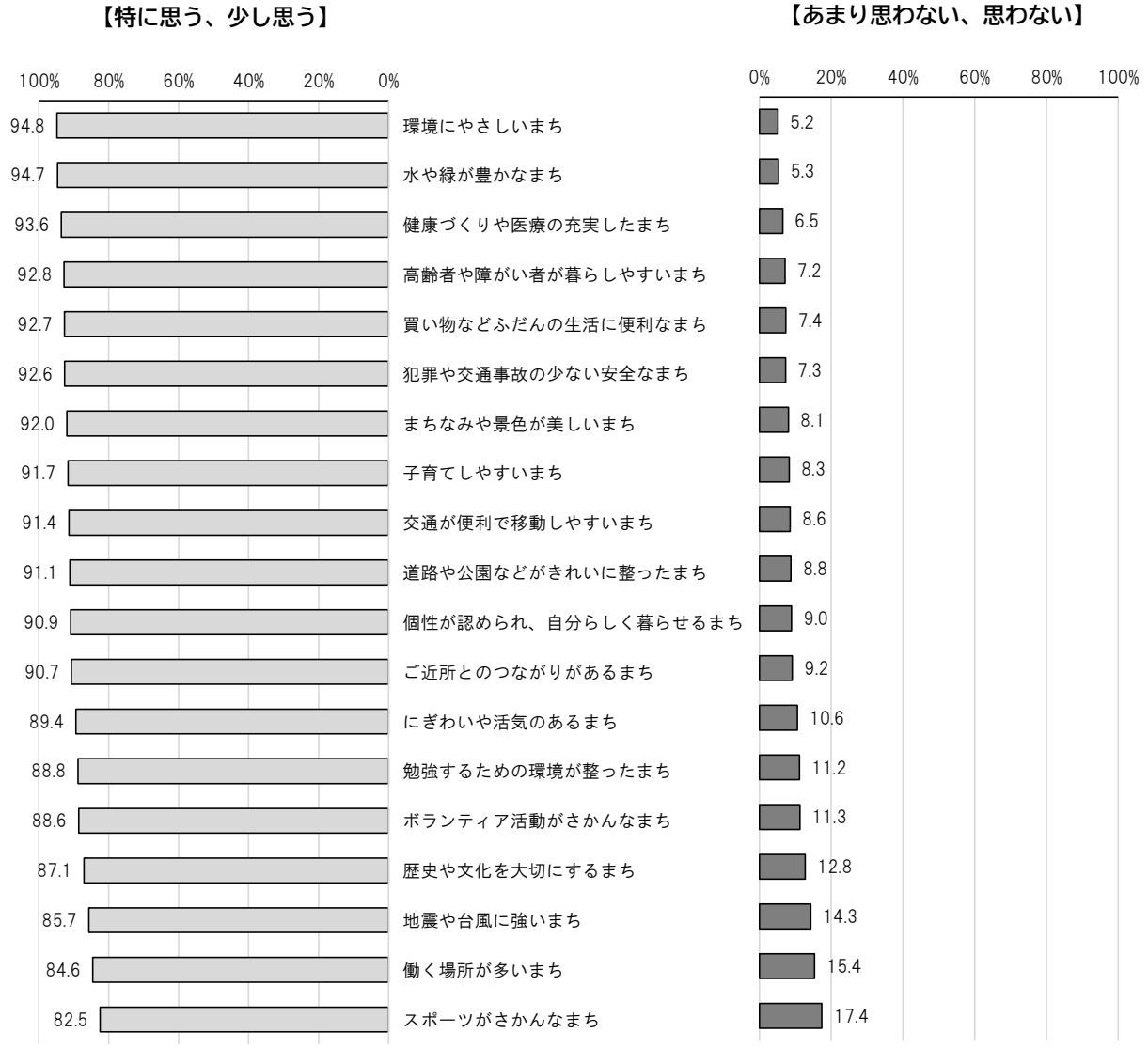

（２）市民ワークショップの結果

2022 年（令和４年）６月に２回にわたり、「はしもとの未来を考えるワークショップ」を開催しました。「橋本市が今よりももっと良いまちになるためにするべきこと、できること」をテーマとして、市民に集まっていただき、意見交換やアイデアを出していただきました。

①実施概要

第１回	日　　時：2022 年（令和４年）６月 11 日（土）14 時～16 時 参加者数：20 名 テ ー マ：橋本市に抱いている、昔のイメージと今のイメージ
第２回	日　　時：2022 年（令和４年）６月 26 日（日）10 時～12 時 参加者数：18 名 テ ー マ：橋本市のイメージを活かした取組と自分たちができること

②挙げられたご意見の紹介

●おせっかいコーディネーターが支える若者起業支援が必要では？
➡橋本駅前活性化、オシャレな雑貨屋、カフェ、Bar があるまち

●テーマ型（趣味や関心など）コミュニティづくり＋地縁コミュニティ（自治会）の連携
➡人と人がつながり、やりたいことの情報交換できる場

●祭り（新しい形）の実施、昔ながらのつながりの復活
➡地域をあげて皆でつくるお祭り

●映画館や美術館などのアート・文化施設が市内にはないので、自主イベントを開催
➡自主上映会とその発信、アートイベントの自主開催とその発信

●高齢者が元気で、ボランティア精神にあふれているまち
➡ボランティアしたい人をまとめるコーディネーター役が必要

●防災だけでなく災害に強いまちづくり。人口が減少する中でも力強いまちをめざす
➡安心安全の充実のためにリタイアした人の知識を利用させてほしい。日頃の人づきあいが大切

（３）高校生ワークショップの結果

2022 年（令和４年）９月に、「まちの未来を考える高校生ワークショップ」を開催しました。「いまから５年後、橋本市がどのようになっていたら住み続けたい・戻ってきたい？」をテーマとして、市内の高校生に集まっていただき、ご意見をいただきました。

①実施概要

日　　時：2022 年（令和４年）９月 17 日（土）14 時～16 時
参加者数：11 名
テ ー マ：いまから５年後、橋本市がどのようになっていたら住み続けたい・戻ってきたい？
【働き方】どのような働き方ができるまちになってほしいか？
【学びや体験】どんなことを学べる・体験できるまちになってほしいか？
【情報発信】橋本市のよさを多くの人に伝えるために、どうすればよいか？

②挙げられたご意見の紹介

●ワーク・ライフ・バランスの充実した働き方ができるまちになってほしい**【働き方】**
➡ワーク・ライフ・バランスが保証された働き方、教師や公務員も定時で帰宅できる働き方が必要

●働きやすい環境がある・新しい働き方ができるまちになってほしい**【働き方】**
➡休憩時間などに、いっぱいリラックスできるように、市内に居心地の良いカフェやレストランを増やす、田舎×会社→リラックスできる場所で仕事ができる

●子育てと仕事が両立できる・自分らしく働くことができるまちになってほしい **【働き方】**
➡子どもがいる人も働きやすいよう、育休・産休がとりやすい、職業体験、企業訪問を増やす、定年後も働ける、働きやすい場をつくる

●将来に役立つ様々な体験や勉強ができるまちになってほしい**【学びや体験】**
➡プログラミングの体験・教育、様々な職業体験、ＳＤＧｓについて学べる施設、英語・仕事体験ができる

●気兼ねなく遊べる場所がたくさんあるまちになってほしい**【学びや体験】**
➡キレイでインパクトのある公園（小さい子供でも遊べるような）、子どもがのびのび走り回れる大きな公園

●まちの魅力をもっと見つけて、みがき、活用する必要がある**【情報発信】**
➡育てしやすさや特産物（フルーツなど）をもっとアピール、アウトドアに力を入れる、地元ならではのおいしいごはん屋さんをもっとつくる

●まちの魅力を伝えるキャラクター・人物が必要である**【情報発信】**
➡はしぼうが頑張る、有名人に協力してもらう、インフルエンサーがいたら…

８．前期基本計画の評価検証

前期基本計画に基づく取組みの進捗状況や成果について評価検証を行いました。その結果は以下の通りです。

基本目標	政策	施策番号	施策項目	総合評価
産業の振興と雇用を創出し定住できるまち	（1）賑わいと活力を創出する地域産業づくり	1	商工業　①商業・サービス業	C
		1	商工業　②工業・地場産業	C
		2	農林業	A
		3	観光	C
	（2）雇用の創出と就労環境づくり	4	雇用・就労・労働環境	C
		5	企業誘致	B
	（3）充実した情報整備と魅力的なまちづくり	6	シティセールス	C
		7	情報コミュニケーション	C
安全・安心な暮らしを守り支えるまち	（4）安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり	8	危機管理・災害	C
		9	消防・救急	B
		10	交通安全・防犯	B
		11	消費生活	A
		12	地域公共交通	C
		13	土地利用・市街地・景観	C
		14	道路	C
		15	上下水道	A
	（5）豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり	16	自然環境	C
		17	循環型社会	C
		18	環境衛生	C
		19	住宅環境	C
		20	公園・緑地	C
	（6）住み慣れた地域で安心して暮らせる持続可能な仕組みづくり	21	健康・医療	C
		22	社会保障	C
		23	地域福祉	C
		24	高齢者福祉	B
		25	障がい者福祉	C
子どもから高齢者までともに育み学び合うまち	（7）一人ひとりの個性が尊重され思いやりのあるまちづくり	26	人権・平和	C
		27	男女共同参画	C
	（8）妊娠・出産、子育てから教育まで切れ目のない支援とそれを支える社会づくり	28	出産・子育て環境	B
		29	子ども・家庭	B
		30	地域・家庭・学校・行政の連携	C
		31	学校教育	C
	（9）生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり	32	生涯学習	C
		33	生涯スポーツ	C
		34	歴史遺産	C
		35	文化芸術・国際交流	C
		36	青少年健全育成	C
		37	地域コミュニティ	C

評価基準…Ａ：想定上の効果があり進捗は良好　Ｂ：想定どおりの効果があり、進捗は順調

Ｃ：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある

９．まちづくりの検討事項

①仕事づくりと就業の場

若者をはじめ市民が安心して定住できる環境づくりが求められている中で、生活を維持していくことが出来る仕事づくりと就業の場の確保に継続して取り組む必要があります。創業支援や企業誘致による新しい雇用の創出を引き続き進めていくことに加え、リモートワークなど新たな働き方に対応できる就労環境を整えていくことも必要となっています。

②都市の活力向上と魅力発信

定住地として選ばれる都市、地域づくりを進めていくことが求められています。新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済が停滞する中で、中小企業の活性化や地場産業・農林業の振興、後継者育成など、産業の回復・活性化を通じて都市の活力を維持向上させることが必要です。高められた働けるまちとしての魅力を、緑豊かで住みやすいまちとしての魅力と併せて市内外へプロモーションを行うことで、定住人口や交流人口の増加を図ることが必要です。

③安全・安心で利便性の高い暮らし

自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症の拡大を背景として、安全・安心に対する市民の関心は一層高まっています。引き続き、地震や風水害・火災などへの安全対策、犯罪・事故が少なく安心して暮らせるまちづくり、道路・上下水道など暮らしを支える都市基盤づくりを進めることが必要です。また、それぞれのライフステージに応じた健康的な暮らしのために、事業者や地域との連携も視野に入れた福祉・医療・介護の充実を図ることが必要です。

④豊かな緑に包まれた良質な暮らし

新型コロナウイルス感染症の拡大により、地方への移住定住に関心が高まっています。本市は豊かな自然を有しつつ、都市部へのアクセスも可能であるという特性を有しており、移住定住の促進に向けて、この特性を維持しつつ活かしていくことが重要となっています。そのため、豊かな緑や自然環境を活かしたライフスタイルの実現とともに、豊かな緑を活かした公園・緑地の整備や保全、環境に配慮された生活環境の向上が必要です。

⑤子育てと教育環境

アンケート結果では子育て環境については満足度が高くなっています。引き続き、子育て世帯の多様な働き方に応じたワーク・ライフ・バランスの実現などにも配慮しつつ、教育の充実と、地域・学校・家庭・行政が連携した支援を進めていくことが必要です。

⑥生きがいづくりと活躍の場

人生 100 年時代において、人生の最期まで元気に活躍することが求められているなかで、ライフスタイル・価値観の多様化に対応できるよう、生きがいづくりとしての生涯学習環境の充実や、文化芸術活動、スポーツ活動等を推進するとともに、誰もがお互いを尊重しあえるまちづくりが必要です。

⑦持続可能な市政運営

今後、人口減少や高齢化の進展によりさらに厳しい財政状況が予想される中で、市民の多様な行政需要に対応し、持続可能な市政運営を進めていくためには、協働によるまちづくりとともに、行政改革を進め、効率的で効果的な行政運営を図ることが必要です。

第２章　基本構想

１．めざすまちの姿

２．まちの将来像の実現

３．将来人口

４．将来の都市構造について

第２章　基本構想

１．めざすまちの姿

本市がまちづくりを進める上での基本となる考え方としての「基本理念」と、めざすまちの「将来像」を示します。

基本理念

橋本市は雄大な流れの紀の川と、伊勢街道、高野街道が交差する要衝として栄え、金剛生駒紀泉国定公園・高野山町石道玉川峡県立自然公園に縁取られた豊かな自然の恵みを享受し、人が行き交う中で歴史ある文化と産業を育んできました。

私たちは、この恵まれた自然と先人が築き上げてきた歴史文化・産業を次代に継承するとともに、新しい時代に対応したまちづくりを進めていかなければなりません。

現在、人口減少と社会構造の変化による少子高齢化が進行し、地方を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある中で、雇用の創出や商工業の振興などによる経済活動を活発にする取組みが望まれる一方、保健・医療体制の充実や子育てしやすい環境づくり、生活の安全確保など、暮らしに直結する課題への対応が求められています。

こうした課題に対処し、持続可能なまちづくりを推進していくためには、市民と行政による協働のまちづくりをさらに進めていくことが重要となります。

これからのまちづくりの方向性を明らかにし、市民とともに将来を見据え、元気なまちを創り出していくために、次のとおりまちづくりの基本理念を定めます。

基本理念

- ◆ ふるさとを大切にし、一人ひとりが輝き、互いの人権を尊重しあう、優しさ・あたたかさのあるまちをめざします
- ◆ 地域資源をいかした、活力ある産業と多様な経済活動を生みだすまちをめざします
- ◆ 緑豊かで美しい自然をいかし、優れた生活環境があるまちをめざします
- ◆ 安全・安心な暮らしをつくり、子どもから高齢者までともに助け合い、いきいきと暮らせるまちをめざします
- ◆ 充実した教育・学習機会があり、伝承と創造の精神と豊かな資質を持つ、次代につながる人材と文化が育つまちをめざします

将来像

紀の川を代表とする豊かな自然と伝統ある文化に育まれたふるさとを大切にし、誰もが生きがいや夢の実現をめざして未来へ羽ばたくとともに、誰もが互いを思いやる優しさあたたかさが湧きあふれ、賑わいと活力がある「元気なまち」を、みんなで創り出していくことをめざし、次のとおり将来像を定めます。

人輝き　あたたかさ湧きでる

みんなで創造する元気なまち　橋本

２．まちの将来像の実現

めざすまちの将来像を実現するための「基本目標」と、これを達成するための「政策」および、これらの取組みを進める上での基本的な方針となる「行政推進の基本方針」を示します。

（１）基本目標と分野別施策

前章において整理した「まちづくりの検討事項」である「仕事づくりと就業の場」「都市の活力向上と魅力発信」「安全・安心で利便性の高い暮らし」「豊かな緑に包まれた良質な暮らし」「子育てと教育環境」「生きがいづくりと活躍の場」に対応し、将来像の実現に向けた取組みを進めていくため、以下の基本目標を設定します。

新たな市場と結びつく仕組みをつくるための『ともに創る　産業の振興と雇用を創出し定住できるまち』、健やかな暮らしを守り支える仕組みをつくるための『ともに守る　安全・安心な暮らしを守り支えるまち』、人が育ち学び合う仕組みをつくるための『ともに育てる　子どもから高齢者までともに育み学び合うまち』の３つを基本目標とします。

それぞれの目標には、その達成のために３つの政策を設けるとともに、政策間の連携強化を図ることで基本目標の達成をめざします。また、政策の実行にあたっては、市民との協働による施策の推進に取り組みます。

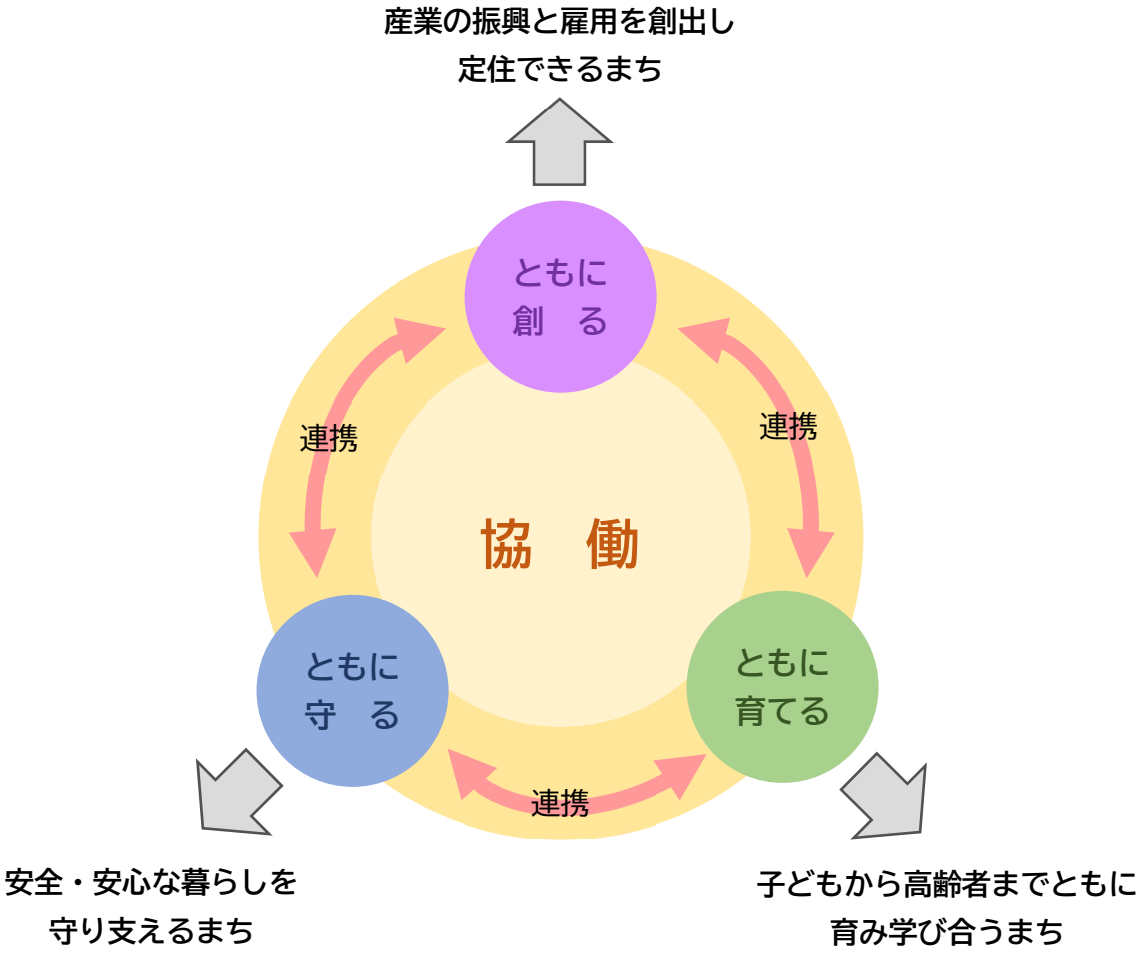

基本目標「ともに創る」　産業の振興と雇用を創出し定住できるまち
～新たな市場と結びつく仕組みをつくる～

地域に活力を生み出すためには、市民との協働により経済の活性化と雇用の創出を促し、高められた都市の魅力を市内外に積極的に発信することで、定住人口、交流人口の増加を図っていくことが重要です。

政策	①賑わいと活力を創出する地域産業づくり	農林業、商業、工業、観光産業、その他サービス業などの産業の活性化、地場産業の経営基盤の強化、はしもと産品のブランド化などにより、賑わいと活力を創出する地域産業づくりを推進します。
	②雇用の創出と就労環境づくり	多様な業種の企業を誘致することや、創業･起業の支援などの取組みにより雇用を創出するとともに、働きやすい環境づくりを推進します。
	③充実した情報整備と魅力的なまちづくり	多様な方法による市民目線での分かりやすい情報発信と情報共有に努め、本市が有する多様な資源を見直し･磨きをかけシティセールスを推進します。

基本目標「ともに守る」 安全・安心な暮らしを守り支えるまち
～健やかな暮らしを守り支える仕組みをつくる～

市民誰もが健やかに暮らせる環境を実現するためには、豊かな自然を守りつつ、次代に亘って持続可能で利便性の高い都市基盤を維持していくとともに、市民との協働により、安全・安心で住み慣れた地域で住み続けられる仕組みづくりに取り組むことが重要です。

政策	④安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり	災害・犯罪の対策や、交通安全の取組み、消費生活における相談・対応により、安全・安心に暮らせるまちづくりに努めるとともに、公共交通・道路・上下水道など暮らしの利便性を支える都市基盤づくりに努めます。
	⑤豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり	豊かな自然環境や、魅力的な景観をいかした良好な住環境や公園・緑地の整備・保全に努めるとともに、循環型社会へ向けた取組みがなされ、環境に配慮したまちづくりを推進します。
	⑥住み慣れた地域で安心して暮らせる持続可能な仕組みづくり	住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、健康づくりの推進と医療体制の整備、地域における支え合いの仕組みづくりなどの取組みを推進します。また、生活の基盤となる社会保障制度の適正な運用により持続可能な社会の仕組みづくりに努めます。

基本目標「ともに育てる」 子どもから高齢者までともに育み学び合うまち
～人が育ち学び合う仕組みをつくる～

市民誰もが生きがいを感じられ、ともに育み、学び合える社会をつくるためには、互いを思いやることができる豊かな心を育てることや、市民との協働により子育て・教育に取り組むことができる仕組みづくりが重要です。

政策	⑦一人ひとりの個性が尊重され思いやりのあるまちづくり	互いの人権を尊重するとともに、あらゆる分野での男女共同参画が進み、一人ひとりの個性がいきる思いやりのあるまちづくりを進めます。
	⑧妊娠・出産、子育てから教育まで切れ目のない支援とそれを支える地域づくり	地域ぐるみで子育てに取り組む社会づくりを進めるために、地域、家庭、学校、行政が連携できる仕組みをつくり、子育ち・子育て支援の充実と、質の高い学校教育を推進します。
	⑨生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり	子どもから高齢者まで生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるために生涯学習を推進するとともに、生涯スポーツの振興や青少年の健全育成を推進します。また、併せて文化芸術の振興や豊かな歴史遺産の保存と活用を進めます。

（２）行政推進の基本方針

まちづくりの検討事項「持続可能な市政運営」に対応し、3 つの基本目標に掲げる様々な取組みを着実に進め、まちの将来像を実現するための「行政推進の基本方針」を、以下の 3 点とします。

【基本方針１】協働によるまちづくり

市民と行政が協働して様々な問題に取り組むことが重要となることから、市や地域の課題と、進むべき方向性を共有します。そのためには、市民と双方向での情報交流ができるように、情報共有に努めます。さらに、市民と行政がそれぞれの役割を認識しながら、市民が多様な分野におけるまちづくり活動に主体的に参画できる環境づくりに取り組みます。

【基本方針２】多様な連携の推進

大規模災害や救急医療等の緊急時における危機管理の対応等の広域的な課題に対しては、周辺自治体や民間事業者等と連携し、共通の課題の解決を図ります。また、交通、観光交流、生涯学習、文化芸術など広域的な連携により事業効果が増幅される施策に関しては、周辺自治体や民間事業者等と積極的に連携し、地域の活性化や市民の利便性向上等に取り組みます。

【基本方針３】持続可能な行政運営

生産年齢人口の減少による市税収入の低減、高齢化等に伴う社会保障関係費の増加、公共施設の維持に係る支出の拡大などが想定される中で、施策の選択と集中により必要性が高く投資効果が見込まれる施策を重点的に推進するなど、財源を効率的･効果的に活用することで、持続可能なまちづくりをめざします。また、限られた人的資源を有効に活用しながら、効率的に行政サービスを提供していくため、社会情勢の変化に柔軟に対応できる組織体制を構築するとともに、職員の能力と意欲の向上に取り組みます。

３．将来人口

まちづくりの基本指標として、将来人口の見通しを以下のとおり設定します

計画目標人口

目標年次である 2027 年の将来人口を約 60,000 人と設定します。

■橋本市の人口の見通し(各年9月末時点)

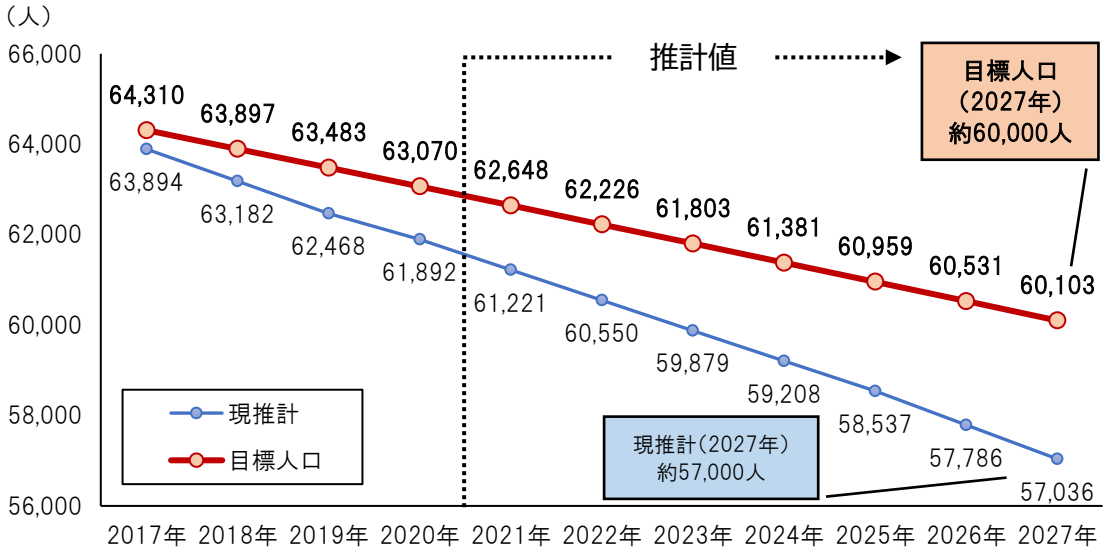

※「現推計」の人口の 2017 年～2020 年は住民基本台帳の実績値を掲載しています。

将来人口は、コーホート法という方法（人口の過去の推移を参考に、出生率と人口移動率、年齢別人口の生存率を想定して推計する方法）で、国立社会保障・人口問題研究所の推計方法に準じて推計を行っています。

「現推計」は、2020 年（令和２年）住民基本台帳の人口を基準とし、生残率を国立社会保障・人口問題研究所の公表値、純移動率を 2015 年（平成 27 年）と 2020 年（令和２年）の国勢調査結果に基づいて算出した値を採用して推計しています。

「目標人口」は、橋本市の合計特殊出生率（女性が生涯、何人の子どもを生むかの割合）が、2030 年に 1.8、2040 年に 2.07 まで上昇すること、また、転出傾向の強い 15 歳から 29 歳までの純移動率を５年毎に 20%ずつ縮小し、2035 年には移動が均衡するものと想定しています。

４．将来の都市構造について

本市がめざすべき都市の将来の姿について、仕組み、形態、配置などの都市構造を示します。

（１）都市の成り立ち

橋本市は、和泉山脈・紀伊山地の山々に囲まれ、雄大に流れる紀の川を中心として発展し、南北を縦断する高野街道と、東西に横断する伊勢街道が交差する交通の要衝として栄えてきました。また、紀の川とそれぞれの街道は、歴史文化・経済の交流軸として、この地域の文化、産業を育んできました。

これらの交流軸に沿って、現在ではそれぞれ鉄道、道路が整備されており、本市の活力・発展を支える重要な都市基盤となっています。

（２）都市構造の基本方針

まちづくりの「基本理念」に基づき、都市構造の基本方針を以下のとおりとします。

豊かな自然や歴史に培われた暮らしを守り育てながら、雇用の確保や定住促進につながる 企業誘致を進めるなど、交通の要衝としての優位性をいかします。

また、都市機能や日常生活機能の集約を行うため、必要に応じ土地利用の見直しを検討することや、自然災害や都市災害に対応できる都市基盤が整う都市づくりを目指します。

（３）都市構造

■都市の軸

都市構造の骨格としての軸を、「広域水系軸」と「交通軸」とします。

広域水系軸（紀の川）

紀の川を『広域水系軸』と位置づけ、ダムによる安定した河川の治水機能が保持されるなかでの、多様な交流の場や市民の憩いの場として、本市のシンボルとなる美しい水辺空間の保全と活用を図ります。

交通軸

都市の骨格となる『交通軸』は、和歌山、大阪、奈良、更には中部圏など、広域的な移動の軸となる「高速道路」、「幹線道路」、「鉄道」を位置づけます。「高速道路」には３箇所のインターチェンジを有する京奈和自動車道、「幹線道路」には国道 24 号、370 号、371 号、市道慶賀野垂井線、「鉄道」には 10 箇所の駅を有するＪＲ和歌山線、南海高野線が備わっています。

また、生活の利便性の確保を図るために、生活を支える主要な道路を「主要道路」とし、 公共交通ネットワークの充実に寄与します。

■都市を形成する「ゾーン（面）」

軸に沿って連なる市街地や、その後背地に広がる農地、森林、山地等を「ゾーン（面）」として位置づけます。

市街地ゾーン

道路・鉄道を中心に形成された住商工が混在する既成市街地や、新たに開発された新市街地等を『市街地ゾーン』とします。

既成市街地等の住宅地では、賑わいと活力ある商業地づくりを促進するとともに増加している空家の利活用を促すなど空洞化を防ぎ、生活利便施設の立地などを誘導することで、生活環境の向上を図ります。

新市街地やその周辺では、地域の特色をいかした景観作りを促進し、緑地や河川等の保全に努めます。

農業増進ゾーン

本市北部の丘陵地や南部の紀の川沿いの丘陵地に広がる優良農地の区域を『農業増進ゾーン』とします。このゾーンでは、豊かな土地や水資源に育まれてきた地域農産物の高付加価値化と都市近郊型農業を推進し、市街地のスプロール化・拡散化等による優良農地の虫食い的な土地利用や荒廃化を防止します。

自然共生ゾーン

森林と農地などが混在する区域は『自然共生ゾーン』とし、里山や農地等の自然や景観の保全を図るとともに、自然・農業体験や環境学習など、市民や来訪者が自然とふれあう場としての活用を図ります。また、集落地においてはコミュニティの維持や農地等の荒廃化に留意しつつ、生活環境の充実など集落環境の向上に努めます。

森林保全ゾーン

金剛生駒紀泉国定公園を含む市域北部の山地、および高野山町石道玉川峡県立自然公園を含む南部の山地を『森林保全ゾーン』とします。

このゾーンでは、災害の予防や水源かん養をはじめ、地球温暖化の防止、良好な環境・景観といった、公益的な機能の維持・増進のため、開発行為の適正な規制等により、自然環境の保全に努めます。

■都市の「拠点」

都市機能、生活サービス機能等、特色ある「拠点」を配置します。

都市拠点

都市の中心として行政サービスや生活利便施設などの都市機能の集積を図るエリアを『都市拠点』として市役所周辺(シビックゾーン)に配置します。

地域拠点

生活サービス機能の向上を図るエリアを『地域拠点』として、交通機能と住居・商業等が集積している橋本・御幸辻・林間田園都市・高野口・隅田の５駅と京奈和自動車道各インターチェンジ周辺に配置します。

環境調和型産業拠点

周辺の環境と調和した産業の誘致を図るエリアを『環境調和型産業拠点』として、紀北橋本エコヒルズと新たにあやの台北部に配置します。

交流レクリエーション拠点

市民の交流活動や余暇活動の場となるエリアを『交流レクリエーション拠点』として、「橋本市運動公園」、「杉村公園」、「やどり温泉いやしの湯」、「紀望の里」、および「くにぎふれあいの里・隠れ谷池」に配置します。

都市構造図

都市の「軸」

広域水系軸

紀の川を軸とした、自然・水利をいかした交流・憩いの場

交通軸

市外の都市とそれぞれの拠点、市街地の各地区を連絡する軸

都市の「軸」		都市を構成する「ゾーン（面）」	
広域水系軸			市街地ゾーン
	紀の川		農業増進ゾーン
交通軸			自然共生ゾーン
	高速道路		森林保全ゾーン
	幹線道路	都市の「拠点」	
	主要道路	●	都市拠点
	鉄道（私鉄）	○	地域拠点
	鉄道（JR）	◌	環境調和型産業拠点
		○	交流レクリエーション拠点

都市を形成する「ゾーン（面）」

市街地ゾーン

生活や産業等の都市活動を充実するゾーン

農業増進ゾーン

農地を保全し、農業振興・活性化を促すゾーン

自然共生ゾーン

里山や農地などの保全・活用を図るゾーン

森林保全ゾーン

本市を初め広域的な山林緑地を構成する緑地・自然環境を保全するゾーン

都市の「拠点」

都市拠点

都市の中心としての行政サービスや生活利便施設などの集積地

地域拠点

地域生活の拠点としての、交通・住居・商業の集積地

環境調和型産業拠点

周辺の環境と調和した産業の誘致を図る拠点

交流レクリエーション拠点

市民交流活動・余暇活動の場となる拠点

第３章　基本計画

１．基本計画について

２．財政状況の見通し

３．行政推進の基本姿勢

４．基本計画の体系

５．重点プロジェクト

６．橋本市×ＳＤＧｓ　～ＳＤＧｓの達成に向けた取組み～

７．個別計画

第３章　基本計画

１．基本計画について

基本計画は、基本構想に示したまちづくりの基本目標と、これを達成するための政策に基づき、まちづくりの分野ごとの先行的に取り組むプロジェクトおよび施策項目別の個別計画で構成します。

個別計画は、10 年間の施策ごとの方向性を明らかにするとともに、2024 年度から 2028 年度までの後期５年間の主な取組みを示します。

また、本計画を着実に推進していくために、予算との連動性を図り、施策の選択と集中、効果的・効率的な行政運営と、行政評価を活用したＰＤＣＡサイクルに基づく施策の進行管理を行う計画とします。

個別計画にはそれぞれの施策項目ごとを評価・検証する代表的なものとして「５年後の目標値」を設定しています。

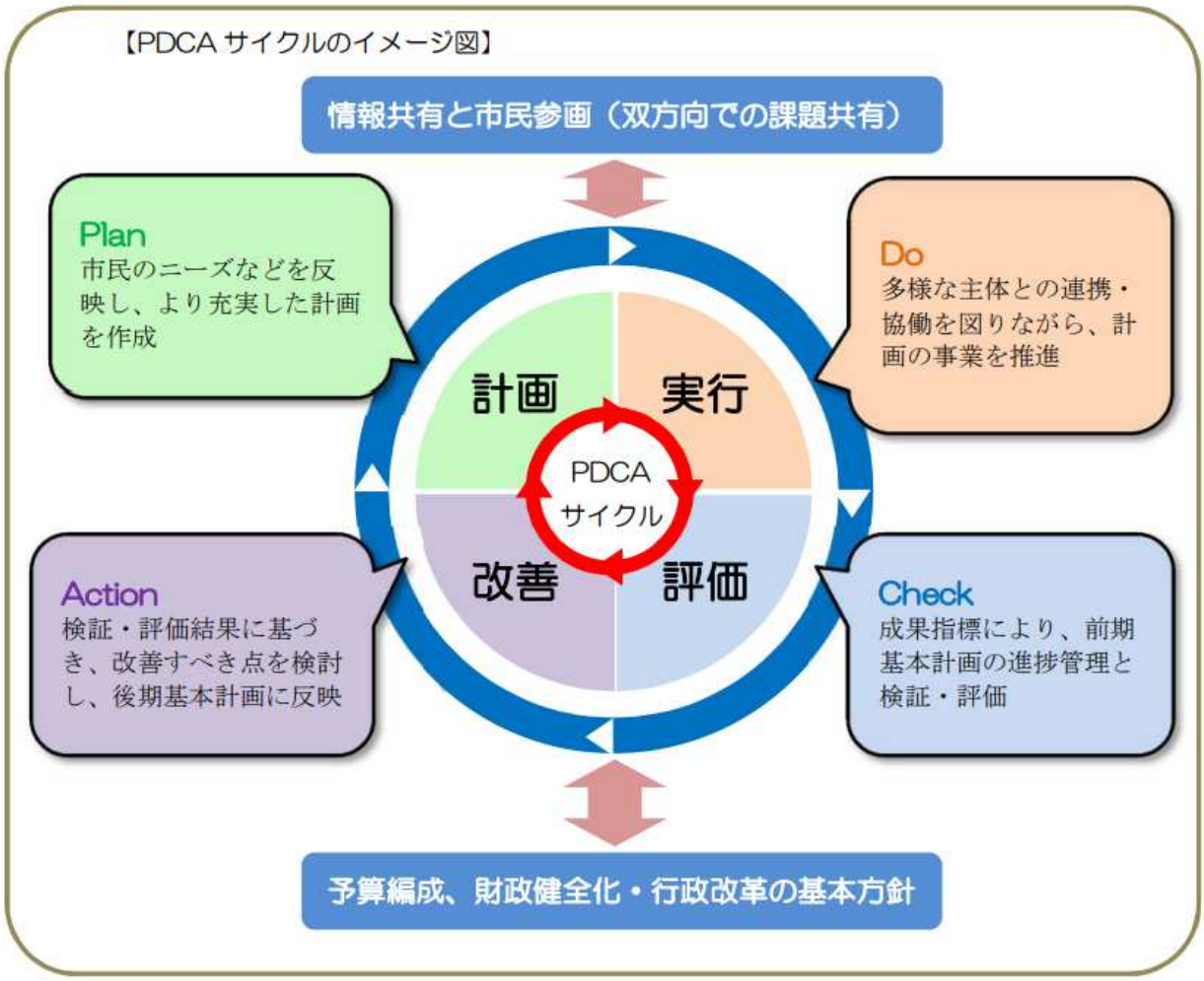

２．財政状況の見通し

（１）本市の財政状況

本市の財政状況は、一般的に地方公共団体の黒字・赤字を判断する実質収支では黒字を確保していますが、実質単年度収支では 2012 年度（平成 24 年度）以降赤字が続いています。特に 2014 年度（平成 26 年度）は６億円以上の赤字となっており、基金に依存した財政体質となっています。一方基金残高は年々減少しており、このままでは基金が枯渇して赤字団体に転落する恐れがでてきました。

そのため本市ではこの危機的な状況から脱却するため、2015 年度（平成 27 年）12 月に「財政健全化計画」を策定して、職員数の削減や給与カット、臨時・嘱託職員の適正配置、物件費等のランニングコストの縮減、投資的経費の抑制、補助費等の見直しなどに取り組み、結果として平成 28 年度から最終年度となる令和２年度の決算までに、約 48 億円の効果をあげることができ、財政調整基金についても令和２年度の末時点で約 17 億円を確保することができました。

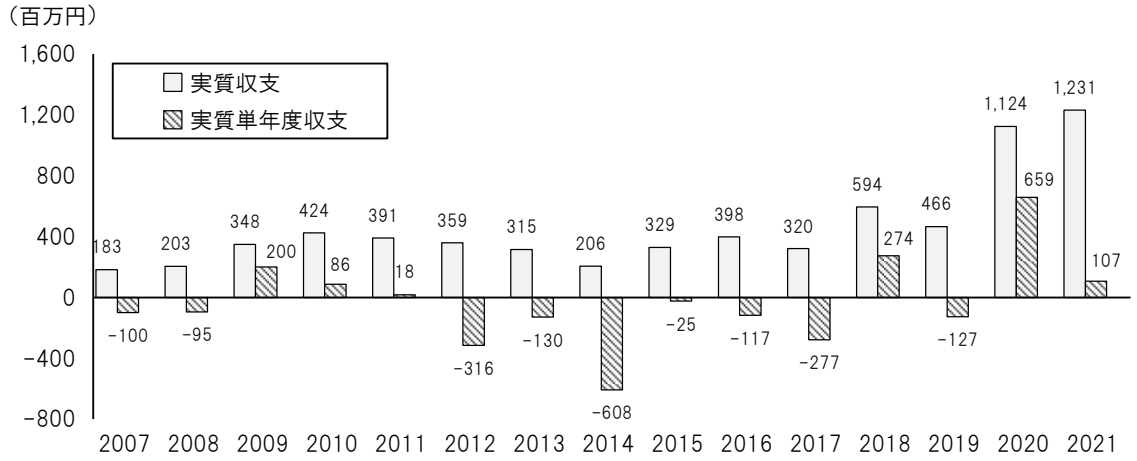

※実質収支

地方公共団体の純剰余金又は純損失金を意味し、黒字・赤字団体の区分の指標です。

（実質収支）＝（歳入－歳出の差額）－（翌年度へ繰越すべき財源）

※実質単年度収支

実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額（単年度収支）に、実質的な赤字・黒字要素（財政調整交付金積立て・取崩し、地方債繰上償還）を加減したもので、当該年度だけの実質的な収支を把握するための指標です。

（実質単年度収支）＝

（当該年度実質収支―前年度実質収支）+（財政調整基金積立）－（財政調整基金取崩し額）+（地方債繰上償還）

（２）今後の財政状況の見通し

2020 年度（令和２年度）決算においては、新型コロナウイルス感染症にかかる地方創生臨時交付金や感染症対策事業に係る各種補助金事業の実施などにより、過去最大の決算規模となりました。今後も感染症対策のための歳出の継続が予想されることに加え、市税や地方交付税の収入額が減少する一方で、公共施設等の老朽化・長寿命化対策や障がい者自立支援給付費、子ども子育て支援関係費、介護保険給付費、後期高齢者医療費など社会保障費の増加が見込まれるとともに、公共下水道事業特別会計や病院事業会計への多額の繰出しも引き続き必要となることから今後も厳しい財政状況が続くと考えられます。

このような中、長期総合計画に位置付けられた各種事業を実施するためには、「財政健全化計画」や「行政改革推進計画」の着実な実行はもちろんのこと、身の丈にあった事務事業の展開を進め、限られた財源を効果的に活用するため行政サービスの選択と集中、行政の効率化を図り、持続的なまちの発展に資するための取組みが必要となります。

■歳入の見通し

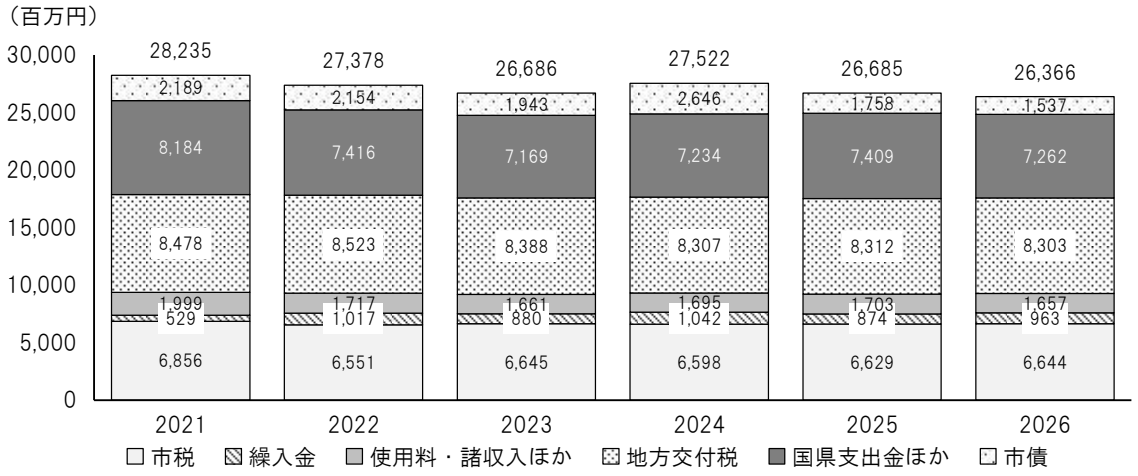

■歳出の見通し

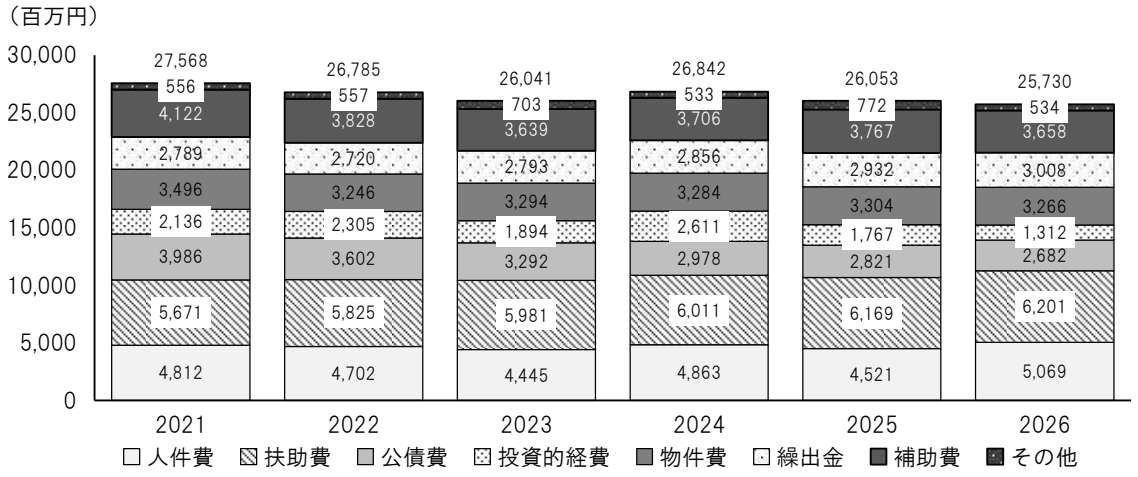

３．行政推進の基本姿勢

人口構造の変化や厳しい財政状況、社会保障費の増加等、本市の行政運営は大きな転換期を迎えています。こうした中、時代潮流の変化に迅速かつ的確に対応し戦略的に行政サービスの維持・向上を図るため、以下の３つの基本方針による取組みを進めながら、基本計画の施策を推進します。

【基本方針１】協働によるまちづくり

■基本姿勢１：情報共有の推進

市民と行政がまちづくりの方向性を共有し、地域の課題や市の取組みに関する相互理解を深めるため、市民と双方向の情報交流を進め、まちづくりへの市民の積極的な参画を促します。行政情報についてのわかりやすいコンテンツの作成、多様な手段での情報発信と情報収集に努め、市民との対話を大切にし、情報共有を推進します。

■基本姿勢２：市民参画の推進

市民と行政がそれぞれの役割を認識しながら、市民があらゆる分野におけるまちづくりに主体的に参画できる環境を整備することで、多様な主体による「協働のまちづくり」を推進します。

【基本方針２】多様な連携の推進

■基本姿勢３：広域行政の推進

環境対策、防災対策、医療、福祉に関する地域を越えた課題については、自治体間の連携を図ることで、効率的に対応するとともに、交通、観光、生涯学習、文化芸術等の分野においても、固有の魅力を生かしながら、広域行政の推進を図ります。

■基本姿勢４：産官学との連携

多様化・複雑化する行政や地域の課題解決をめざすため、大学や民間事業者との研究・人的交流を進めるとともに、専門的知識を活用するなどの連携を図ります。

【基本方針３】持続可能な行政運営

■基本姿勢５：健全な財政運営の推進

費用対効果の高い予算編成と効率的な予算執行に努めるとともに、財政の透明性を高め、市民に対する説明責任を適切に果たせるよう、統一的な基準による財務書類等を作成・公表するなど、わかりやすい財政情報の提供に取り組みます。

また、税負担の公平性の確保と適正な納税の維持や、公共施設の効率的な維持管理と削減・統廃合による分野横断的な再編、普通財産の売却や賃貸借など、行政資源の有効活用を図ります。

さらに、市内公共施設の老朽化が進行していることを踏まえ、市民のニーズや財政的負担も勘案しながら、市役所庁舎の建て替えの在り方について検討します。

■基本姿勢６：効果的・効率的な行政運営

ＰＤＣＡサイクルによる進捗管理の仕組みを推進し、施策の進捗状況や成果について検証するとともに、事務事業の必要性・有効性・効率性などについても検証・分析を行い、見直し・改善に取り組みます。

また、民間との適切な役割分担のもと、コスト削減やサービス向上が期待できるものは、施設や業務の性質を見極めた上で、アウトソーシング化や指定管理者制度の活用、民間委託の拡大に取り組むなど、民間活力やノウハウを有効に活用することで、より質の高い行政サービスの提供を図ります。

■基本姿勢７：行政情報システムの構築と事務効率の向上

行政情報システムの一括管理・一元化により、情報関連コストの削減と内部事務の効率化を図るとともに、多様化・高度化する新たな脅威に対する情報セキュリティ対策を強化します。

また、デジタル技術の導入・活用を通じ、橋本 DX 推進計画に基づき、「安心・安全で利便性の高い暮らし」、「持続可能な市政運営」を進めます。

■基本姿勢８：人材の育成と効果的な組織体制

職員研修の充実と多様化により、政策形成能力や創造的能力、コスト意識、経営感覚並びにチャレンジ精神に満ちた人材の育成に繋げます。また、人事評価制度を活用することで、能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、評価者と被評価者の面談によるコミュニケーションを通じて、職員の士気向上と主体的な能力開発に繋げます。

組織体制については効果的・効率的な人員配置と、適正な定員管理に取り組むとともに、部門間の連携を強化し、社会情勢の変化に柔軟に対応できる組織体制の構築に取り組みます。

４．基本計画の体系

■３つの基本目標 ■９の政策 ■３７の施策項目

基本目標 ともに創る

産業の振興と雇用を創出し定住できるまち

政策１ **賑わいと活力を創出する地域産業づくり**

【施策項目】 01 商工業　02 農林業　03 観光

政策２ **雇用の創出と就労環境づくり**

【施策項目】 04 雇用・就労・労働環境　05 企業誘致

政策３ **充実した情報整備と魅力的なまちづくり**

【施策項目】 06 シティセールス　07 情報コミュニケーション

基本目標 ともに守る

安全・安心な暮らしを守り支えるまち

政策４ **安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり**

【施策項目】 08 危機管理・災害　09 消防・救急
10 交通安全・防犯　11 消費生活　12 地域公共交通
13 土地利用・市街地・景観　14 道路　15 上下水道

政策５ **豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり**

【施策項目】 16 自然環境　17 循環型社会　18 環境衛生
19 住宅環境　20 公園・緑地

政策６ **住み慣れた地域で安心して暮らせる持続可能な仕組みづくり**

【施策項目】 21 健康・医療　22 社会保障　23 地域福祉
24 高齢者福祉　25 障がい者福祉

基本目標 ともに育てる

子どもから高齢者までともに育み学び合うまち

政策７ **一人ひとりの個性が尊重され思いやりのあるまちづくり**

【施策項目】 26 人権・平和　27 男女共同参画

政策８ **妊娠・出産、子育て支援から教育まで切れ目のない支援とそれを支える地域づくり**

【施策項目】 28 出産・子育て環境　29 子ども・家庭
30 地域・家庭・学校・行政の連携　31 学校教育

政策９ **生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり**

【施策項目】 32 生涯学習　33 生涯スポーツ　34 歴史遺産
35 文化芸術・国際交流　36 青少年健全育成
37 地域コミュニティ

５．重点プロジェクト

（１）重点プロジェクトの基本的な考え方

前期基本計画では、「選択と集中」の視点から先行的・優先的に投資し、施策全体を牽引するとともに、施策それぞれへの波及効果を生み出すための取組みとして、重点的に取り組むべき施策を３つの視点から整理した「先行的に取り組むプロジェクト」を位置づけていました。

後期基本計画においては、近年の社会情勢や本市の人口動向を踏まえ、長期総合計画の基本構想において掲げた将来の目標人口６万人の維持を達成することを目的として、重点プロジェクトを設定しました。

重点プロジェクトでは、「出生数の改善」「ファミリー層の転入促進」「転出超過の抑制」の３つの視点から、目標達成のための取組みを設定しています。

■重点プロジェクトのイメージ

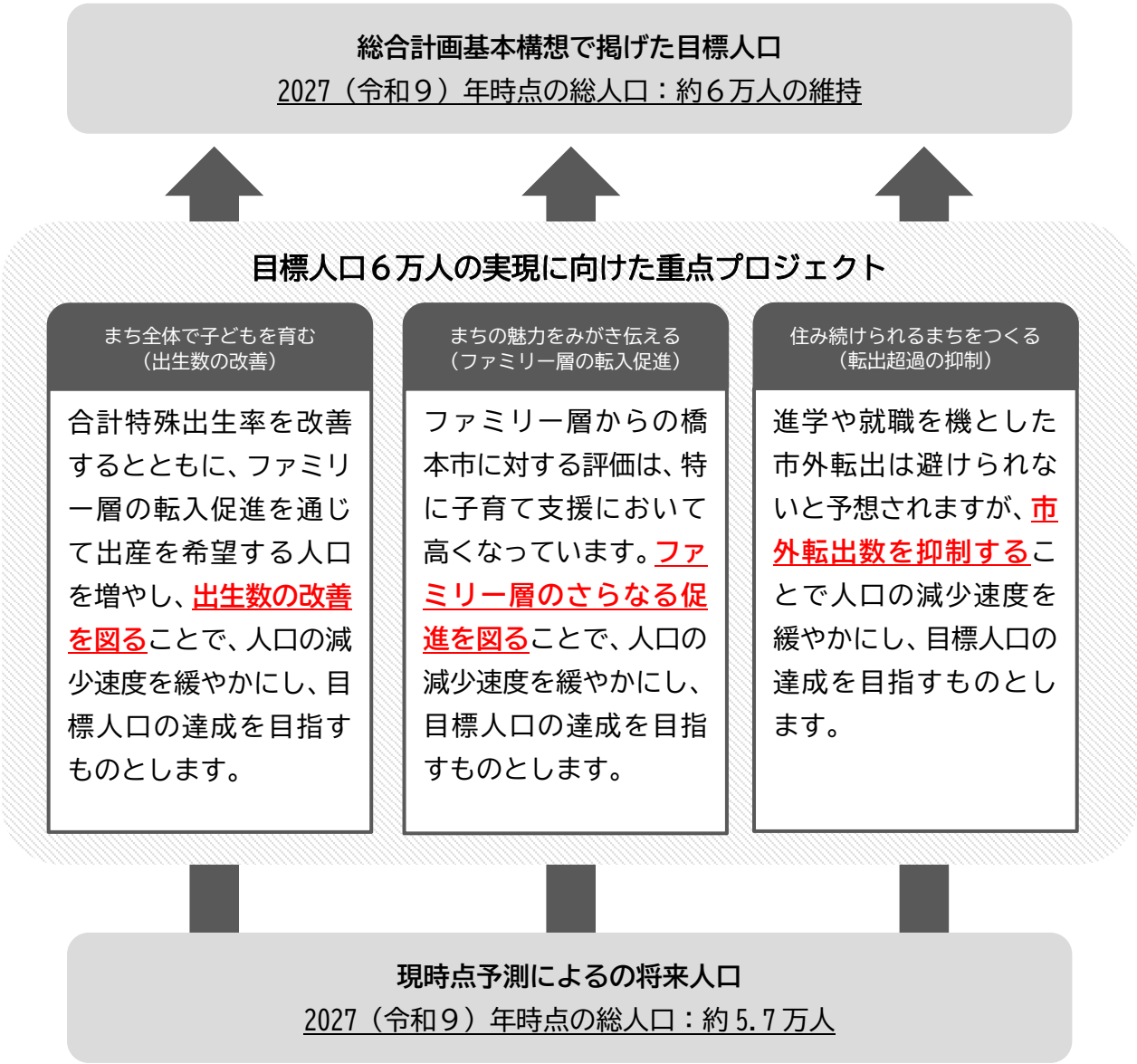

（２）人口に関する現状分析

①　人口減少の継続

■年齢４区分別総人口の推移と推計

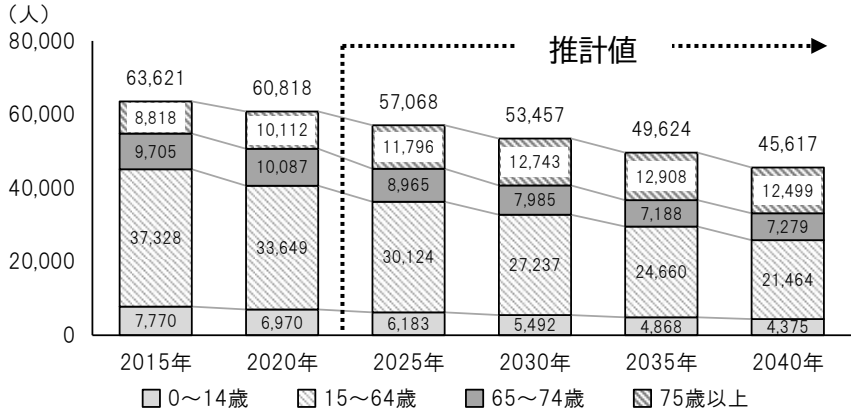

■0～14 歳人口の増加率比較

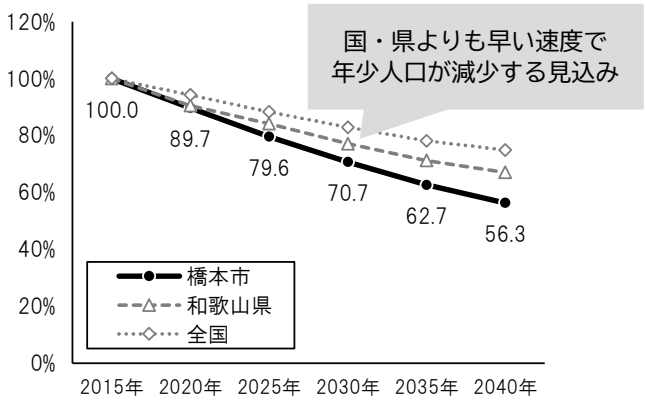

■15～64 歳人口の増加率比較

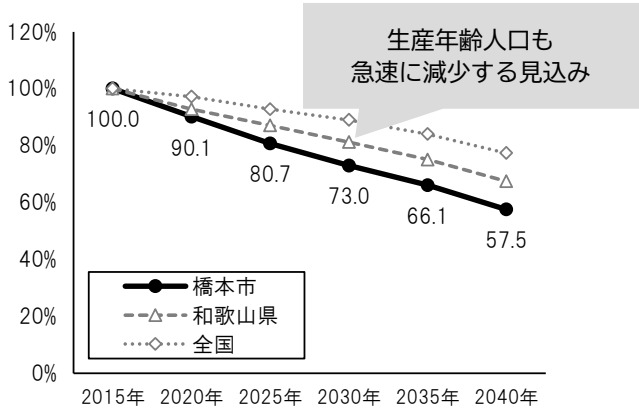

■75 歳以上人口の増加率比較

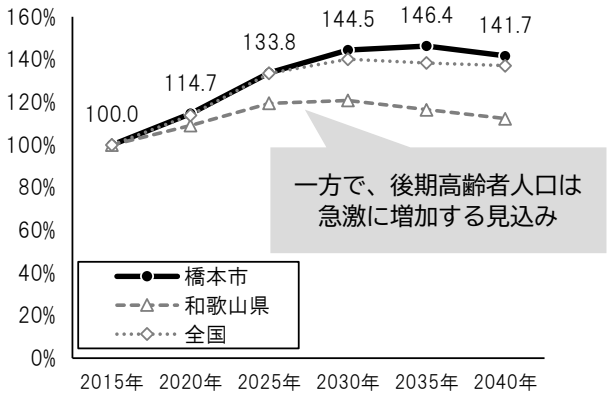

○総人口は減少が続いており、少子化と高齢化が並行して進んでいます。65 歳以上人口は 2025 年頃がピークとなっており、これ以降は高齢者人口も継続的に減少していく予測となっています。

○2015 年を基準とした増加率をみると、0～14 歳、15～64 歳人口は減少が続き、2040 年時点では 2015 年時点の６割程度まで落ち込む予測であることがわかります。一方で 75 歳以上人口は 2035 年まで増加が続くことが予測されています。

資料：総務省「国勢調査」
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（全国）」「日本の地域別将来推計人口（都道府県・市区町村）」

② 出生数の低下と転出超過の拡大

■自然増減の推移

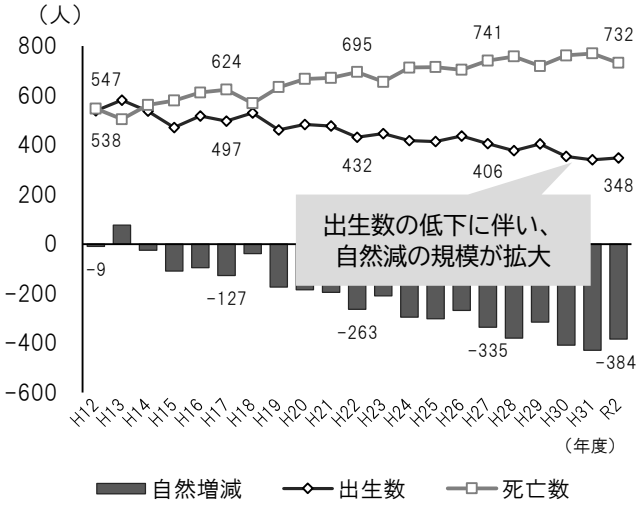

■社会増減の推移

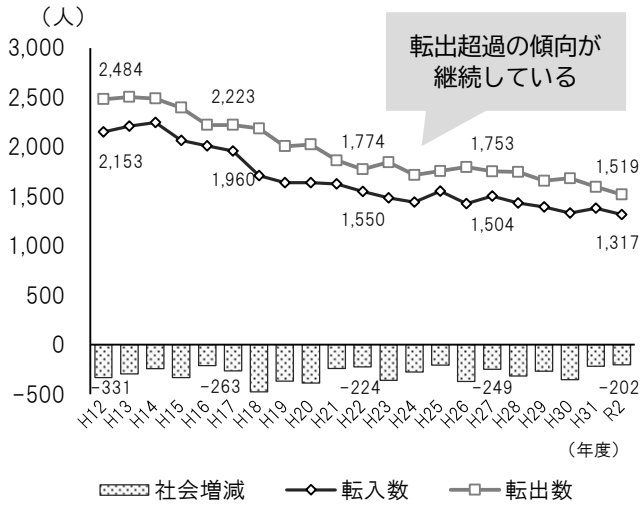

■年齢別男女別転入超過数の５年間平均（H29～R3）

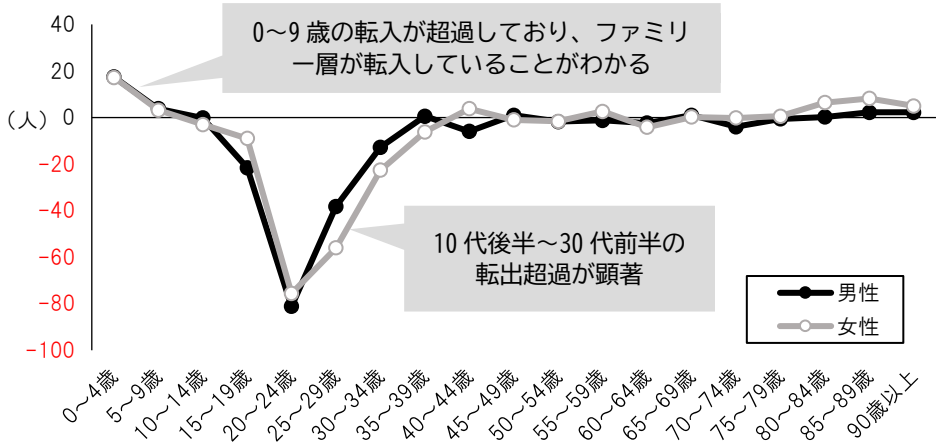

○出生数は減少傾向にあり、この傾向は今後も継続することが予想されます。

○転出超過の傾向が続いています。ファミリー層の転入がみられる一方、進学・就職を機とした市外流出が続いています。

資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」「住民基本台帳人口移動報告」
厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

③　出生に関する現状

■有配偶率の推移と比較（15-49 歳）

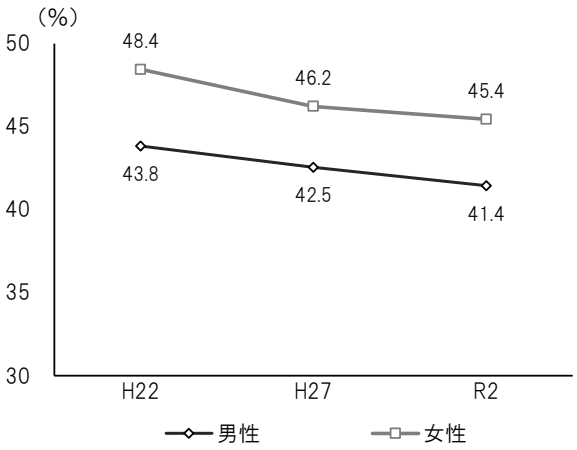

■有配偶出生率の推移と比較（15-49 歳）

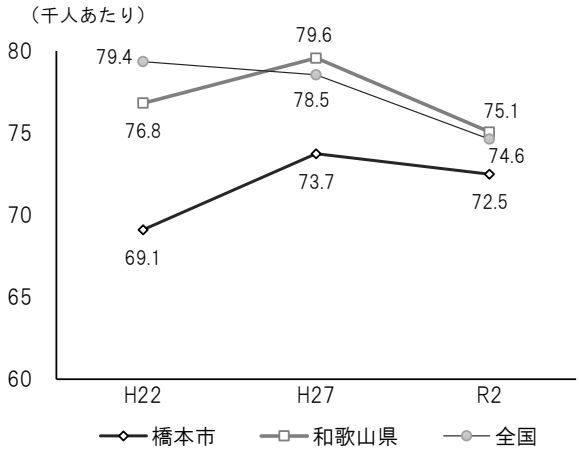

■平成 25～29 年の合計特殊出生率の県下比較

順位	市町村名	合計特殊出生率	順位	市町村名	合計特殊出生率	順位	市町村名	合計特殊出生率
1	新宮市	1.77	10	みなべ町	1.56	21	有田市	1.48
2	日高町	1.68	10	日高川町	1.56	21	すさみ町	1.48
3	串本町	1.68	13	印南町	1.54	23	高野町	1.47
4	上富田町	1.66	14	北山村	1.53	24	由良町	1.45
5	那智勝浦町	1.64	15	太地町	1.52	25	かつらぎ町	1.43
6	御坊市	1.60	16	和歌山市	1.51	26	紀の川市	1.36
7	岩出市	1.58	16	湯浅町	1.51	26	九度山町	1.36
8	有田川町	1.58	16	古座川町	1.51	28	紀美野町	1.34
9	美浜町	1.57	19	白浜町	1.50	29	海南市	1.33
10	田辺市	1.56	20	広川町	1.49	**30**	**橋本市**	**1.32**
和歌山県合計特殊出生率　1.50								

○合計特殊出生率の母数となる 15-49 歳の有配偶率は低下傾向にあります。

○有配偶の世帯における出生の状況を示す有配偶出生率については、平成 22 年より回復傾向にあるものの、依然として国や和歌山県の平均より低い値となっています。

資料：総務省「国勢調査」
厚生労働省「人口動態調査」「人口動態保健所・市区町村別統計」
※有配偶出生率は出生数÷有配偶人口（15-49 歳）×1,000 で算出

④現状が継続した場合の将来人口の見通し

■推計結果（2020～2030 年）

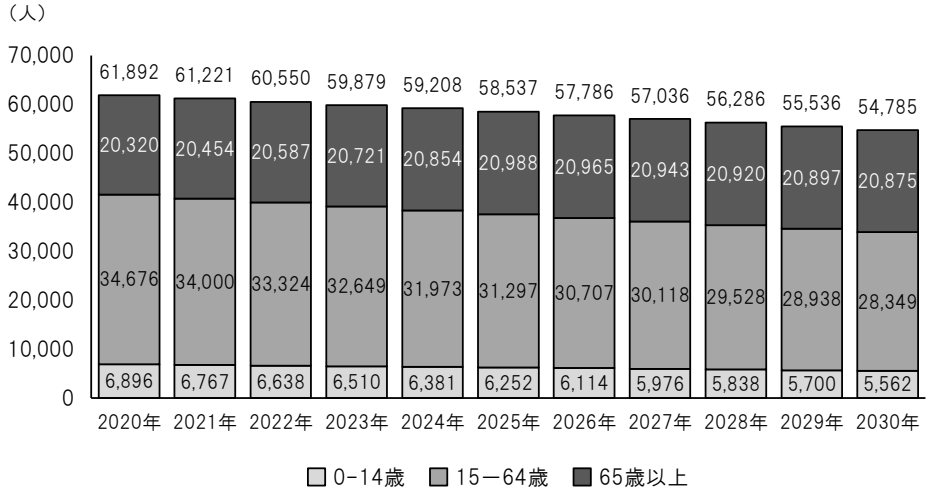

■推計結果と目標人口の比較

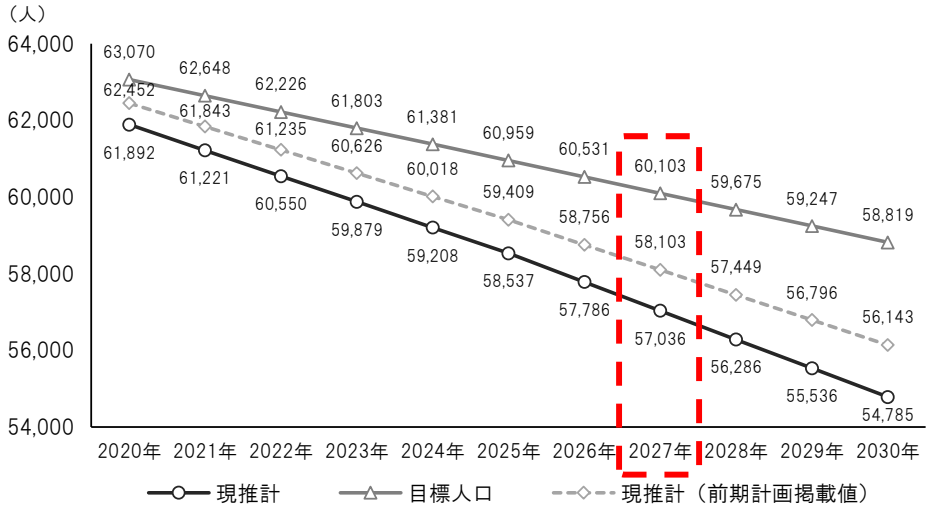

【現在の将来予測値（現推計）算出の考え方】

○コーホート要因法による推計を行っています。

○生残率は、社人研が公表している値を採用しています。

○純移動率は、2015 年と 2020 年の国勢調査結果と社人研の生残率をもとに仮定値を作成しています。

○基準となる人口は、2020 年 10 月 1 日時点の橋本市住民基本台帳人口を採用しています。

※基本構想掲載の「目標人口」については、前期基本計画では 2020 年、2025 年、2030 年のみ掲載されていますが、本資料では按分によって各年の推計値を算出しています。

○前期計画策定時よりも人口減少が進行しており、将来の人口予測も減少しています。

○現在の将来予測値では、2027 年時点の総人口は約 57,000 人で、目標人口である約 60,000 人を 3,000 人程度下回る予測です。

（３）重点プロジェクト１：まち全体で子どもを育む（出生数の改善）

①現状と設定理由

本市では、2002 年（平成 14 年）以降より死亡数が出生数を上回る状況が続いており、近年はその差が拡大しつつあります。本市の合計特殊出生率は県下でも下位に位置し出生数も減少傾向であり、現在の傾向が今後も継続する場合、死亡数超過の規模拡大により、人口減少は一層加速することが懸念されます。

このような状況を打破するために、**「橋本市で暮らす人が、希望する数の子どもを持つことができる」**まちの実現を目指し、「まち全体で子どもを育む」を重点プロジェクトとして位置づけています。

②方向性と取組内容

▶方向性１　安心安全な出産や子育てを支える環境づくり

〇子育て世代の保護者が、子育てに関する悩みや不安を抱え込まないような相談・支援体制の充実に努めます。また、子育て世帯に対する支援や子どもの支援の充実に取り組みます。

【取組内容】

ア.　・子育て世代包括支援センターの機能の強化や保健・医療・福祉・教育等の関係課、及び関係機関の連携推進

➡関連する施策…安心して子育てできる支援体制の充実〔施策項目 28〕
発達に心配のある子どもへの総合的かつ継続的な支援の推進〔施策項目 29〕

イ.　・子育て家庭の経済的負担の軽減や未就労の親に対する就労支援

➡関連する施策…子育て家庭の経済的負担の軽減〔施策項目 29〕

▶方向性２　地域全体で子どもを育てる体制づくり

〇地域全体が一体となって子どもやその家族をサポートできる、あたたかな地域づくりのつながりを進め、子育てを支える体制を整備します。

【取組内容】

ア.　・早期からの子育て支援体制や共育コミュニティとの連携による学校支援の推進

➡関連する施策…保育施設及び多様な保育サービスの充実〔施策項目 28〕
共育コミュニティの推進・教育福祉の連携〔施策項目 30〕

▶方向性３　子育て世代に向けたプロモーションの充実

〇市内外に本市の子育てに関する魅力や必要な情報が届くよう
情報発信を行います。また、市民が自ら発信者となってもらえるような取組みを推進します。

【取組内容】

ア.　・子育て情報サイトや SNS 等の活用による情報発信の推進

➡関連する施策…シティセールスの推進〔施策項目６〕
広報活動の充実、魅力情報発信の強化〔施策項目７〕

③成果指標

指標名	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
０～４歳人口	1,945 人（2020 年時点）	2,253 人
「出産・子育て環境」施策の市民満足度	30.9%	37%
子育て情報サイト　はぴもとの HP 閲覧数	46,325 回	56,000 回

（３）重点プロジェクト２：まちの魅力をみがき伝える（ファミリー層の転入促進）

①現状と設定理由

人口減少が進行している一方で、子育て世帯の転入が進んでいることが本市の人口動態における特徴です。大阪方面へのアクセスや住宅取得のしやすさといった地理的条件に加え、本計画策定のためのアンケート調査でも子育て施策に対する評価が高くなっているなど、子育て世帯にとって魅力的な環境が整っているという点が背景にあると考えられます。

以上のような長所を生かし、**「橋本市での暮らしに魅力を感じ、親子でまちに暮らす人が増える」**ことの実現を目指し、「まちの魅力をみがき伝える」を重点プロジェクトとして位置づけています。

②方向性と取組内容

▶方向性１　共働きをしていても子育てしやすい環境の整備

〇子どもを安心して預けられる場の充実や、性別によらない子育て参画の意識を浸透させ、子育てと就労が両立できる環境づくりに取り組みます。

【取組内容】

ア.　・働く子育て世代が安心して子どもを預けることができるサービスの充実

➡関連する施策…保育施設及び多様な保育サービスの充実〔施策項目 28〕
安心して子育てできる支援体制の充実〔施策項目 28〕

イ.　・あらゆる分野で男女共同参画を進めるための環境づくりや、仕事と育児の両立関する意識啓発の促進

➡関連する施策…男女がともに活躍できる環境づくりの推進〔施策項目 27〕

▶方向性２　こどもも親もわくわくできる場所や機会づくり

〇子どもが親とともに、楽しみながら自分らしく成長することのできる安心・安全な場を提供し、また年齢によらず、誰もが生きがいを感じられる場がある、魅力的なまちづくりを進めます。

【取組内容】

ア.　・市民が安心して快適に公園やスポーツ施設等を利用できるよう維持管理

➡関連する施策…公園緑地の整備の充実〔施策項目 20〕

スポーツ施設の充実〔施策項目 33〕

イ.　・こども食堂などこどもが安心して過ごせる家庭以外の居場所づくりの促進

➡関連する施策…教育福祉の連携〔施策項目 30〕

・図書館、公民館等を通じた生涯学習活動の支援

➡関連する施策…図書館サービスの充実〔施策項目 32〕

公民館・児童館活動の充実〔施策項目 32〕

▶方向性３　転入後も安全かつ安心して住める環境づくり

〇転入後も橋本市に住み続けられるよう、安全かつ安心で、ＩＣＴ技術も活用した利便性のあるまちづくりを進めます。また、いきいきといつまでも暮らし続けられるよう、助け合い・支え合いができる体制を充実します。

【取組内容】

ア.　・移住、定住を促すための住宅支援

➡関連する施策…移住定住の促進〔施策項目６〕

・デジタル技術の導入や活用による利便性の向上

➡関連する行政推進の基本姿勢…行政情報システムの構築と事務効率の向上〔基本姿勢７〕

・犯罪や交通事故から市民を守り、また安心して移動できる公共交通サービスの向上

➡関連する施策…交通安全の啓発と交通法規の順守〔施策項目 10〕

地域ぐるみの防犯活動の推進〔施策項目 10〕

公共交通サービスの充実〔施策項目 12〕

イ.　・中、高齢者のみならず、障がいのある人の生活支援に関わる方が連携し、地域で取り組むことができる体制への支援強化

➡関連する施策…健康づくりの支援体制の充実〔施策項目 21〕

地域における支え合いの仕組みづくり〔施策項目 23〕

高齢者の生活支援の充実〔施策項目 24〕

自立と社会参加の促進〔施策項目 25〕

▶方向性４　認知度の向上とシティプロモーションの実施

〇橋本市の魅力を市内外に戦略的に情報発信を行い、認知度向上を図ります。
　また、「橋本」らしさを確立し、シティプロモーションに努めます。

【取組内容】

ア.　・橋本暮らしのイメージや市で行っている移住支援等の取組等の情報発信

➡関連する施策…シティセールスの推進〔施策項目６〕
広報活動の充実、魅力情報発信の強化〔施策項目７〕

③成果指標

指標名	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
ターゲットとなる層の人口※	18,923 人（2020 年時点）	18,129 人
待機児童数	０人	０人
コンシェルジュ制度を利用して移住した人	８８人	１８０人

※0～14 歳及び 25～44 歳の男女の合計

（４）重点プロジェクト３：住み続けられるまちをつくる（転出超過の抑制）

①現状と設定理由

進学や就職を機とした市外への転出は、本市の人口減少傾向における大きな要因です。市内に大学がないことや、希望する働き方を実現できる環境が十分に整っていないことなどが背景にあると考えられますが、現在の状況が継続する場合、現役世代の減少によって、地域における活力が低下することや歳入の減少による行政サービスの維持が難しくなることなど、様々な問題が将来的に発生することが懸念されます。

このような状況を打破するために、**「進学や就職を機とした、市外への人口流出を抑える」**ことの実現を目指し、「住み続けられるまちをつくる」を重点プロジェクトとして位置づけています。

②方向性と取組内容

▶方向性１　橋本市で夢をかなえ、将来にわたって自分らしく暮らすことができる環境づくり

〇橋本市の有する資源を十分に生かし、「住みやすく」、「働きやすい」環境を構築します。また、自身の関心に応じて、必要な学びや体験を得ることのできる環境づくりを進めます。

【取組内容】

ア．・地場産業の担い手育成やはしもと産品のブランド化、農業の魅力向上等による市内事業者の稼ぐ力の創出

➡関連する施策…地場産業の経営基盤の強化〔施策項目１〕
はしもと産品のブランド化の推進〔施策項目１〕
魅力ある農業の振興〔施策項目２〕

・空家の活用促進

➡関連する施策…空家等の再生等有効活用の推進〔施策項目 19〕

イ．・子どもたちが自ら学び、学力を育成するとともに、人と人とがつながりながらともに学びあうまちづくりの推進

➡関連する施策…多様な学びの推進〔施策項目 31〕
生涯学習支援体制の充実〔施策項目 32〕

▶方向性２　多様な働く場の確保に向けた環境づくり

〇多様な働く場の確保に向け、橋本市にいながらも働くことができるまちづくりを進め、また企業誘致の推進を図り、新しい雇用の場の創出に努めます。

【取組内容】

ア.　・地元の方や移住者の創業や起業に対する支援や事業者がリモートで働くことができる環境整備等の支援

➡関連する施策…就労環境の改善〔施策項目４〕

創業・起業環境の整備促進〔施策項目４〕

・企業誘致による地域雇用の創出

➡関連する施策…就労の場づくりの推進〔施策項目４〕

企業誘致活動の促進〔施策項目５〕

関係機関との連携による企業立地環境の支援の充実〔施策項目５〕

▶方向性３　住む地域が大好きになれるような、魅力ある地域づくり

〇橋本市で暮らし続けたい、または一度市外に出てもいずれ戻ってきたいと思えるよう、地域について知り、地域の魅力を知る機会の充実に取り組みます。また、市民の市に対する愛着の醸成を図るとともに、分かりやすい情報発信や情報共有に努めます。

【取組内容】

ア．　・地域の自然、歴史、文化、産業等の学ぶ機会の充実、多世代による交流の促進

➡関連する施策…豊かな心と健やかな体を育てる〔施策項目 31〕
生涯学習活動の推進〔施策項目 32〕
偉人の顕彰〔施策項目 34〕

イ．　・市民が主体となって地域ごとに異なる課題解決や市民ニーズに対応するための協働のまちづくりの推進

➡関連する施策…協働のまちづくりの推進〔施策項目 37〕

・橋本市の魅力を再認識し、情報発信・情報共有

➡関連する施策…シティセールスの推進〔施策項目６〕
広報活動の充実、魅力情報発信の強化〔施策項目７〕

③成果指標

指標名	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
ターゲットとなる層の人口※	5,663 人（2020 年時点）	5,109 人
橋本市に愛着を感じる市民の割合	72.6%	80%
住み続けたいと思う市民の割合	71.7%	80%

※15～24 歳の男女の合計

（6）重点プロジェクトと個別計画の関係性

目標人口の達成に向けて、各プロジェクトの目標に基づいて施策を整理し、分野横断的に推進していきます。

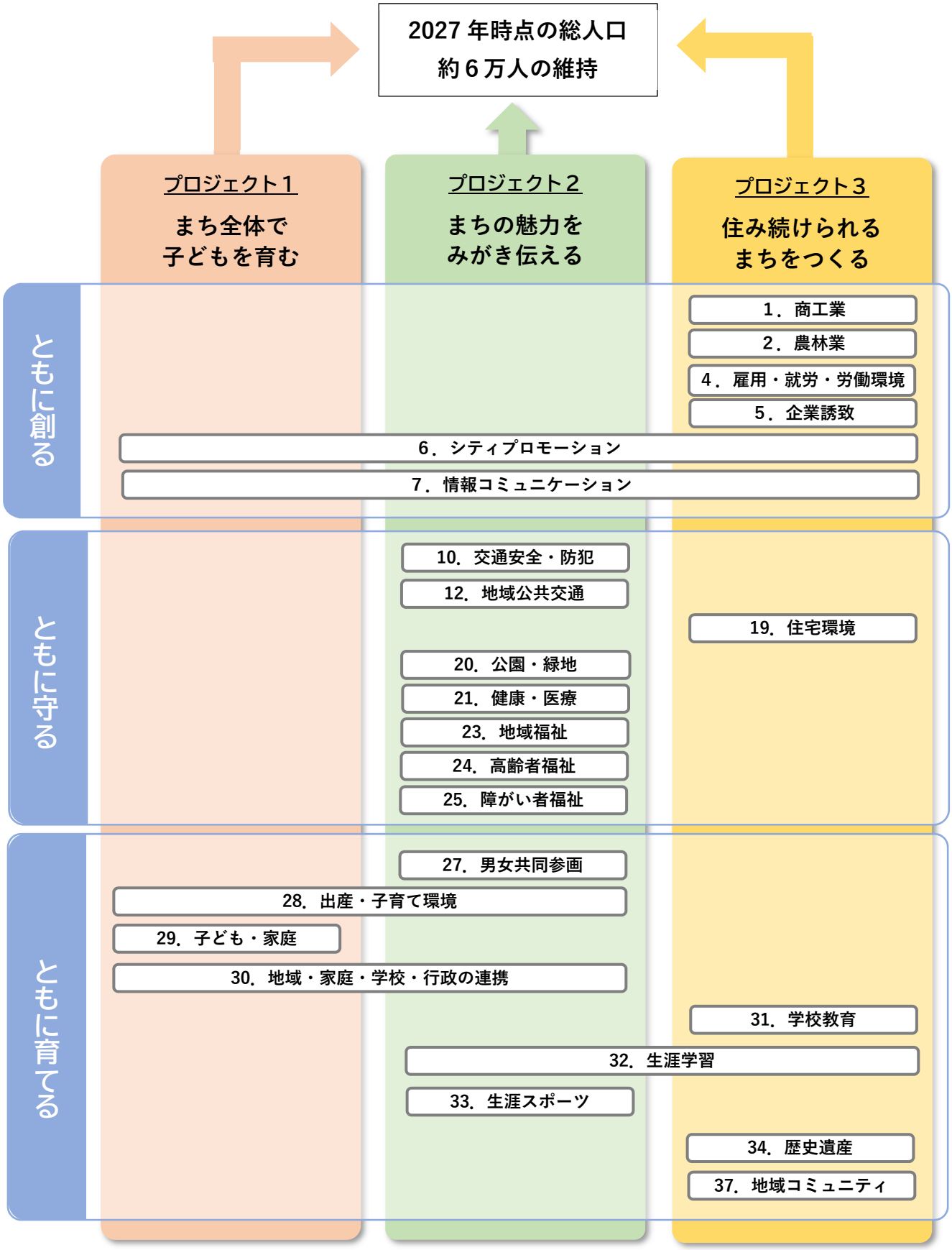

６．橋本市×ＳＤＧｓ　～ＳＤＧｓの達成に向けた取組み～

（１）橋本市のＳＤＧｓ

本市は「ＳＤＧｓ日本モデル」宣言に賛同しており、本計画を通じて、まちづくりの各分野の取組みをＳＤＧｓの目指すゴールと関連させることで、総合計画、地方創生、ＳＤＧｓを一体的に推進していきたいと考えています。

ＳＤＧｓを共通言語として、市民協働のもと、また企業、団体等との多様なパートナーシップにより安心して暮らし続けられる「人輝き　あたたかさ湧き出る　みんなで創造する元気なまち橋本」を実現し、次世代につなげる取組みを進めていくため、ＳＤＧｓの目指すゴールと本計画の施策の関係を整理しています。

（２）橋本市版ＳＤＧｓの一覧

ＳＤＧｓの 17 のゴールごとに総合計画の関連施策や主な取り組みをまとめています。

橋本市版ＳＤＧｓの見方

SDGsのゴールに対する地方自治体の果たし得る役割を記載しています。

1 貧困をなくそう	**あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる** 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
主な取組み	**○生活困窮者の自立の促進** 生活に困っている相談に応じ、また原因や問題の整理を行い、その方の特性に合わせた必要な支援を行っています。 **○地域における支え合いの仕組みづくり** 地域において様々な問題を抱える世帯の困窮の理由は複雑多岐にわたるため、多職種及び関係機関が連携・協働してそれぞれの事情に応じた適切な支援を行う相談・支援体制を進めています。 **○子育て家庭の経済的負担の軽減** 子育て家庭の経済的負担の軽減に向けて、安定した就労につなげるために必要な受給できる手当てや、未就労の親に対し就労支援を行うなど必要な支援を行っています。 **○教育福祉の連携** こども食堂を実施する団体を支援し、子どもが安心して過ごせる家庭以外の居場所づくりを進めています
関連施策	施策項目２２　社会保障　施策項目２３　地域福祉 施策項目２９　子ども・家庭　施策項目３０　地域・家庭・学校・行政の連携 該当ターゲット　１－２、１－３、１－４

個別計画に掲載している取組みのうち、該当ゴールの達成に関連するものを掲載しています。

「主な取組み」が含まれている個別計画の施策項目を掲載しています。

169 ターゲットのうち、取組みを通じて達成に寄与しうるものを掲載しています。

17ゴールと橋本市版ＳＤＧｓ

1 貧困をなくそう	**あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる** 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。		
主な取組み	**○生活困窮者の自立の促進** 生活に困っている相談に応じ、また原因や問題の整理を行い、その方の特性に合わせた必要な支援を行っています。 **○地域における支え合いの仕組みづくり** 地域において様々な問題を抱える世帯の困窮の理由は複雑多岐にわたるため、多職種及び関係機関が連携・協働してそれぞれの事情に応じた適切な支援を行う相談・支援体制を進めています。 **○子育て家庭の経済的負担の軽減** 子育て家庭の経済的負担の軽減に向けて、安定した就労につなげるために必要な受給できる手当てや、未就労の親に対し就労支援を行うなど必要な支援を行っています。 **○教育福祉の連携** こども食堂を実施する団体を支援し、子どもが安心して過ごせる家庭以外の居場所づくりを進めています		
関連施策	施策項目２２　社会保障　　施策項目２３　地域福祉 施策項目２９　子ども・家庭　施策項目３０　地域・家庭・学校・行政の連携	該当ターゲット	１－２、１－３、１－４
2 飢餓をゼロに	**飢餓に終止符を打ち、食糧の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する** 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。		
主な取組み	**○魅力ある農業の振興** 有効な新規農産物の産地化や農家の６時産業化に取り組み、農家所得の向上に努めています。 **○健康づくりの支援体制の充実** あらゆる世代に食生活の重要性を普及啓発し、健康づくりに取り組んでいます。 **○豊かな心と健やかな体を育てる** 安全・安心な給食を実施し、また食育の推進に取り組んでいます。		
関連施策	施策項目２　農林業　　施策項目２１　健康・医療 施策項目３１　学校教育	該当ターゲット	２－１、２－２、２－３
3 すべての人に健康と福祉を	**あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する** 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。		
主な取組み	**○疾病の早期発見体制の充実** 特定健診未受診者を少なくするため、受診勧奨を行うなど未受診者対策を効果的に実施しています。 **○後期高齢者医療保険制度の適正な運用** 後期高齢者医療制度の周知に取り組み、また高齢者の介護予防と健康づくりを推進するため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業に取り組んでいます。 **○介護予防等高齢者の健康維持の促進** 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域づくりを地域住民主体で行っている取組みを推進するため、運営支援など多様なニーズに合わせた支援を行っています。 **○母子保健事業の充実** 子育て世代包括支援センターを設置し、子育てに関する不安を解消するための様々な相談や支援を行っています。		
関連施策	施策項目２１　健康・医療　　施策項目２２　社会保障 施策項目２４　高齢者福祉　　施策項目２８　出産・子育て環境	該当ターゲット	３－１、３－２、３－３、３－４、３－７、３－８
4 質の高い教育をみんなに	**すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する** 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。		
主な取組み	**○共育コミュニティの推進** 共育コミュニティとの連携を通じ、社会全体で学校支援を行い、子どもたちの成長を支えています。 **○より良い学びの場のための教育環境の充実** 学校施設の維持管理や ICT 環境の整備を行い、子どもたちの可能性を引き出し一人一人の個性に合わせた学校教育を進めています。 **○生涯学習活動の推進** 生涯学習活動を発表する機会や各団体が交流する場において、公民館で活動しているサークル間の交流を促進しています。また地域や学校へボランティアに出向き日頃の成果を発表しています。		
関連施策	施策項目３０　地域・家庭・学校・行政の連携 施策項目３１　学校教育　　施策項目３２　生涯学習	該当ターゲット	４－１、４－２、４－３、４－４、４－７、４－ａ

5 ジェンダー平等を実現しよう	**ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る** 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。		
主な取組み	**○就労環境の改善** 労働環境向上のため、多様な働き方を支援する制度内容等の周知・啓発を行っています。また、各種助成制度などの情報を事業者に提供し、就業環境の改善に努めています。 **○人権の尊重と男女共同参画に向けた基盤の整備** 多様な性のあり方について認め合い個人の生き方を尊重できるよう「橋本市パートナーシップ宣誓制度」を導入し、周知・啓発しています。 **○男女がともに活躍できる環境づくりの推進** 女性電話相談により、女性特有の相談ができる窓口を設置しています。また、育児・介護休業などの制度を活用し、男女がともに家事・育児等への参加、ワーク・ライフ・バランスについての認識を深めるための啓発を行っています。		
関連施策	施策項目４　雇用・就労・労働環境　施策項目２７　男女共同参画	該当ターゲット	５－１、５－４、５－５、５－ｃ
6 安全な水とトイレを世界中に	**すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する** 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。		
主な取組み	**○良質な水資源の安定供給** 老朽施設の更新や施設規模の最適化などを行い、安心しておいしく飲める水を供給しています。 **○持続可能な下水道事業の推進** 公共下水道事業における安定的なサービスを提供できるよう、適切かつ計画的な維持管理を行っています。 **○環境衛生の充実（環境美化・し尿・生活排水・衛生対策等）** 公共下水道や農業集落排水施設の整備区域以外の地区の生活排水処理の方策としての合併処理浄化槽等による個別処理について、定期的な清掃や保守点検に関する周知と啓発に取り組んでいます。		
関連施策	施策項目１５　上下水道　施策項目１８　環境衛生	該当ターゲット	６－１、６－３
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	**すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する** 公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割と言えます。		
主な取組み	**○廃棄物の減量およびリサイクル・再生利用・発生排出の抑制の推進** ごみや環境に対する意識啓発を行い、可燃ごみに含まれている容器包装や古紙類の分別を促すことによるごみ減量化を進めています。また、陶磁器リサイクル市の普及や資源化処理を推進し、埋め立てゴミの処分施設の延命を図っています。		
関連施策	施策項目１７　循環型社会	該当ターゲット	７－２、７－３
8 働きがいも経済成長も	**すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する** 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。		
主な取組み	**○商業・サービス業充実のための各種制度の充実** 商工団体と連携し、経営の基盤を強化できるよう、販売戦略に関する経営セミナーなどの開催を支援しています。また国・県や関係機関と連携を図りながら、事業者が時代の波に乗り遅れないように補助制度の情報提供等の支援を推進しています。 **○観光資源の活用** 世界遺産高野参詣道「黒河道」や日本遺産「葛城修験」等と、市固有の文化遺産・産業・観光の各資源をいかしたテーマ性・ストーリー性のある魅力的な観光周遊ルートの構築を進めています。 **○就労に関連する各種機関との連携の強化** ハローワークなどと連携し、年齢や適性・能力に応じた就業機会が提供されるように努めるとともに、高等学校と連携を図り新規就業者や中途就業者の雇用を促進しています。		
関連施策	施策項目１　商工業　施策項目３　観光 施策項目４　雇用・就労・労働環境	該当ターゲット	８－１、８－２、８－３、８－５、８－６、８－８、８－９

9 産業と技術革新の基盤をつくろう	**レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る** 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。		
主な取組み	**○地場産業の経営基盤の強化** 商工団体と連携しながら、経営指導診断体制の確立を図り、経営指導の強化、情報提供等により経営の合理化、効率化を促進しています。 **○はしもと産品のブランド化の推進** 新商品開発支援等により、事業者・生産者を支援しています。 **○魅力ある農業の振興** 有機農法をはじめとする持続可能な農業の推進、普及に努めています。 **○企業誘致活動の促進** 新しい雇用の場の創出のため、積極的に企業訪問を行い企業の集積を促進しています。		
関連施策	施策項目１　商工業　　施策項目２　農林業 施策項目５　企業誘致	該当ターゲット	９－２、９－４、９－５
10 人や国の不平等をなくそう	**国内および国家間の不平等を是正する** 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。		
主な取組み	**○自立と社会参加の促進** 障がい者が住み慣れた地域で生活できるように障がい福祉サービスを実施し、また、手話通訳者等を配置することで障がいのある人からの様々な相談に対応できる体制を整えています。 **○人権の尊重と男女共同参画に向けた基盤の整備** 多様な性のあり方について認め合い個人の生き方を尊重できるよう「橋本市パートナーシップ宣誓制度」を導入し、周知・啓発しています。（再掲） **○男女がともに活躍できる環境づくりの推進** 女性人材リストへの登録を市民に働きかけ、労働や行政、地域・市民活動など、あらゆる分野で男女共同参画を進めていくために、性別にとらわれることなく男女がともに参加しやすい環境の構築に努めています。		
関連施策	施策項目２５　障がい者福祉　　施策項目２７　男女共同参画	該当ターゲット	10－２、10－３、10－４
11 住み続けられるまちづくりを	**都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする** 包括的で、安全な強靭で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。		
主な取組み	**○災害予防対策の充実** 橋本市地域防災計画に基づく防災訓練やハザードマップ等の活用を通じて、市民の防災意識の高揚や自主防災会の育成及び充実に取り組んでいます。 **○公共交通サービスの充実** 橋本市地域公共交通計画の策定により、利用者の利便性向上へ向けた取組みに努めています。 **○良好な住環境の保全と創造** 市民に耐震化の重要性について周知し、住宅耐震化促進事業および耐震改修サポート事業を実施しています。 **○公園緑地の整備の充実** 公園・緑地の維持管理について、アダプト制度（市民が管理運営等を担う制度）の導入し、この取組みを推進しています。		
関連施策	施策項目８　危機管理・災害　　施策項目１２　地域公共交通 施策項目１９　住宅環境　　施策項目２０　公園・緑地	該当ターゲット	11－１、11－２、11－３、11－５、11－７、11－ｂ
12 つくる責任つかう責任	**持続可能な消費と生産のパターンを確保する** 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや３R の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。		
主な取組み	**○企業用地等基盤整備の推進** 新規工業団地では、環境に配慮した産業拠点の形成をめざしています。 **○消費者問題への対応の充実** 消費者にとってより良い選択を促すための啓発（エシカル消費の推進）の推進や消費者力向上のための学習の機会を提供し、市民の意識醸成を図っています。 **○水質・大気・騒音・振動等環境汚染対策の推進** 良好な生活環境の保全のために、県、市民との連携により、事業活動による生活環境への影響の把握や、事業所に対する指導・啓発を行っています。		
関連施策	施策項目５　企業誘致　　施策項目１１　消費生活 施策項目１８　環境衛生	該当ターゲット	12－４、12－８

13 気候変動に具体的な対策を	**気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る** 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。		
主な取組み	**○災害応急対策の充実** 災害時における情報収集・発信体制の構築、災害対策の拠点となる施設の耐震化、防災倉庫・避難所への食料、生活必需品等の備蓄を行うことにより、災害時応急体制を確立しています。 **○災害への備え** 災害時の応急給水活動の市民への情報提供や事前の広報活動、計画的な応急給水用資機材の確保を行っています。また、近隣自治体への応援要請等をスムーズに行えるよう、他自治体と連携し災害を想定した訓練を定期的に実施します。 **○自然への親しみや学びを支援、啓発する** 事業者および自然保護団体等との連携の強化や、環境保全にかかわるボランティアの育成など、市民協働の取組みを推進しています。		
関連施策	施策項目８　危機管理・災害　　施策項目１５　上下水道 施策項目１６　自然環境	該当ターゲット	13－１、13－３
14 海の豊かさを守ろう	**海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する** 海洋汚染の原因の８割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。		
主な取組み	**○持続可能な下水道事業の推進** 公共下水道事業における安定的なサービスを提供できるよう、適切かつ計画的な維持管理を実施しています。また、公共下水道の役割や効果を広報することにより、公共下水道への早期接続を促進しています。 **○水質・大気・騒音・振動等環境汚染対策の推進** 良好な生活環境の保全のために、県、市民との連携により、事業活動による生活環境への影響の把握や、事業所に対する指導・啓発を行っています。（再掲） **○環境衛生の充実（環境美化・し尿・生活排水・衛生対策等）** 公共下水道や農業集落排水施設の整備区域以外の地区の生活排水処理の方策としての合併処理浄化槽等による個別処理について、定期的な清掃や保守点検に関する周知と啓発に取り組んでいます。（再掲）		
関連施策	施策項目１５　上下水道　　施策項目１８　環境衛生	該当ターゲット	14－１
15 陸の豊かさも守ろう	**陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る** 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。		
主な取組み	**○森林資源の利活用の推進と適切な維持管理** 森林環境譲与税の活用により、森林組合と連携し、林業人材の確保や市産材の活用に取り組んでいます。 **○自然公園の保全と情報共有** 金剛生駒紀泉国定公園や高野山町石道玉川峡県立自然公園を、自然とふれあえる場として、市民と連携し保全活動しています。 **○水と緑のネットワーク整備** 良好な自然環境や生息する動植物や生育環境を守り、水と緑のネットワークを形成・維持に努めています。		
関連施策	施策項目２　農林業　　施策項目１６　自然環境 施策項目２０　公園緑地	該当ターゲット	15－１、15－２、15－４、15－５、15－ｂ
16 平和と公正をすべての人に	**持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する** 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。		
主な取組み	**○消費者問題への対応の充実** 成年年齢の引き下げに関する出前授業の充実を図り、成年以前の消費者教育を強化しています。 **○権利の擁護と制度の周知** 高齢者や障がい者、子どもの権利を擁護するため、成年後見制度の周知、利用促進に努めるとともに、利用者支援、後見人等への支援を段階的に進めています。 **○安全安心な暮らしの実現** ＤＶ被害が潜在化しないよう、市の窓口業務や医療機関などの関係機関でＤＶを早期に発見するとともに、ＤＶ被害者への支援体制の構築と、被害者の安全確保と自立に向けた保護・支援を行っています。 **○児童虐待防止の推進** 複合的な課題のある家庭が増加しているなか、児童虐待防止の観点からも、高齢者・障がい分野とともに連携し、重層的支援体制の構築に努めています。		
関連施策	施策項目１１　消費生活　　施策項目２３　地域福祉 施策項目２７　男女共同参画　　施策項目２９　子ども・家庭	該当ターゲット	16－２、16－４、16－７、16－ｂ

<table>
<tr><td rowspan="2">17 パートナーシップで目標を達成しよう</td><td colspan="3">持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

自治体は公的／民間セクター、市民、ＮＧＯ/ＮＰＯなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</td></tr>
<tr><td>主な
取組み</td><td colspan="3">〇市民活動の支援
市民やボランティア団体、NPO 等の活動をより一層活発化させるため、市民活動サポートセンターを中心とした支援体制を推進しています。
〇協働のまちづくりの推進
協働のまちづくりをより一層進めるため、基本的な考え方やルールなどを定めた「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」（通称はぐくむ条例）を市民との協働で策定しました。また、はぐくむ条例を周知することで、地域の方々に協働によるまちづくりの重要性を理解してもらいます。</td></tr>
<tr><td>関連施策</td><td>施策項目３７　地域コミュニティ</td><td>該当
ターゲット</td><td>17－17</td></tr>
</table>

（4）ＳＤＧｓと施策項目の対応

基本目標	政策		施策項目	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
Ⅰ	1	1	商工業								●	●		●						●
		2	農林業		●						●	●						●		●
		3	観光								●									●
	2	4	雇用・就労・労働環境					●			●									●
		5	企業誘致								●	●		●	●			●		
	3	6	シティプロモーション								●	●		●						●
		7	情報コミュニケーション											●					●	●
Ⅱ	4	8	危機管理・災害											●		●				●
		9	消防・救急											●						●
		10	交通安全・防犯			●								●					●	●
		11	消費生活												●				●	
		12	地域公共交通									●		●						●
		13	土地利用・市街地・景観									●		●						
		14	道路									●		●						●
		15	上下水道						●			●		●		●	●			
	5	16	自然環境						●					●		●	●	●		●
		17	循環型社会						●	●						●	●			●
		18	環境衛生						●					●	●	●	●	●		●
		19	住宅環境											●						●
		20	公園・緑地											●				●		●
	6	21	健康・医療		●	●		●						●						
		22	社会保障	●		●					●		●	●					●	●
		23	地域福祉	●		●							●	●					●	●
		24	高齢者福祉			●					●		●	●					●	●
		25	障がい者福祉			●	●				●		●						●	●
Ⅲ	7	26	人権・平和				●	●					●						●	●
		27	男女共同参画					●			●		●						●	
	8	28	出産・子育て環境			●		●					●						●	●
		29	子ども・家庭	●		●		●					●						●	●
		30	地域・家庭・学校・行政の連携	●			●							●					●	●
		31	学校教育		●	●	●	●					●	●					●	●
	9	32	生涯学習				●							●						●
		33	生涯スポーツ			●														●
		34	歴史遺産				●							●						
		35	文化芸術・国際交流				●				●		●	●						●
		36	青少年健全育成			●	●													●
		37	地域コミュニティ					●					●	●						●

7．個別計画

基本目標個別計画の見方

この施策項目の施策体系の中での位置を示しています。

政策の名称と施策項目の名称を示しています。

基本目標Ⅰ　ともに創る　産業の振興と雇用を創出し定住できるまち
政策１　賑わいと活力を創出する地域産業づくり

施策項目２　農林業

施策を通じて実現したいまちの姿

本市の農林水産物が「はしもとブランド」として広く支持・認知され、農家の平均
ます。女性や高齢者を含め意欲ある農業者が活躍できる状態となっているととも
放棄地の増加が抑制され、地産地消に対する市民の認知が広がりをみせています。

この施策を通じてまちがどのような状態になっているかを示しています。また、関連するSDGsも掲載しています。

現状

●耕作放棄地が年々増加し、農家の高齢化は依然高いままで推移しています。
●橋本ふるさと便事業やインターネット販売促進事業、農業振興条例施行にと
より農業者の就労意欲は上昇しているとともに、就農相談の実施により、新
加しています。

社会情勢や市の取組みの現状等を示しています。

前期計画の取組み

●白ゴマ等の産地化を図り、販路を構築しました。高野山麓精進野菜の取組みを進め、有機の土づくりの検証などを行い、農産物の産地化、ブランド化を実施しました。
●紀州てまり等県推奨品種の導入を推進するため、農業振興条例による補助制
●新たな資材導入による土づくりの奨励により、生産基盤の再構築を図りました。
●JA、県と連携し、農地中間管理機構の積極的活用を行いました。
●地元要望を受け、農道、用水路等の修繕補修を行いました。また、ため池関連法の成立にともない、2021 年度（令和3年度）より、ため池劣化状況評価、豪雨耐性評価を実施し、快適で安全な農村環境づくりに努めました。

前期基本計画において取り組んできたことを示しています。

課題

●高野山麓精進野菜は、高野山宿坊、市内スーパーや飲食店への営業活動によ
方で、生産農作物については、重点品目を設定し、量産することで、生産力の
あります。いまだ認知度が低いため、EXPO2025 共創パートナーとして参
を機会として、SDGsに沿った食材として、全国へ認知度を高める必要があり
●林業については、森林経営管理法施行および森林環境譲与税を財源として、林業人材の確保や市産材の活用など積極的に行っていく必要があります。
●耕作放棄地は年々増加し、農家の高齢化は依然として高いことから、JA・県・農業者・市と関係機関が連携し、計画的に施策を実行することが必要です。

この施策項目を取り巻く課題を示しています。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年	目標値（2027 年）
農家の平均所得	2,215 千円	3,321 千円	2,700 千円
新規就農者数	9 人	28 人	35 人
森林整備面積	47.02ha	35.57ha	50.00ha

政策の達成状況を測るための数値を「目標値」として示しています。

76

施策の内容

現状と課題をふまえた今後の施策の展開を示しています。

施策	具体的内容
①魅力ある農業の振興	●優良な農畜産物を国内外へ効果的にPRし、はしもとブランドの振興を図ります。有効な新規農産物の産地化や農家の6次産業化に取り組み、また農家民泊や農業体験等による農家のプラスワン収入を獲得するなど農家所得の向上に努めます。 ●ふるさと橋本応援寄附金を活用した地域産品のPRを行います。 ●農事組合法人での障がい者雇用などの農福連携、連携市との農業連携による都市農村交流、子どもの農体験など、農業を活かした取組みの展開を促進します。 ●有機農法をはじめとする持続可能な農業の推進、普及に努めます。
②生産基盤の整備の推進	●農地中間管理機構を積極的に活用し農地の集積に努めます。 ●県や関係組織、農業者と連携し、耕作放棄地の解消に向けた取組を進めます。 ●農業振興条例に基づく補助制度による農家支援を行い、生産基盤の強化に努めます。
③農村環境の整備	●快適で安全な農村環境づくりに努めるため、農道・用排水路・ため池などの適切な維持・管理を促進します。 ●シカの防護柵等への補助金の充実など継続した有害獣対策・駆除活動に取り組みます。
④担い手の確保と育成	●就農支援サイトの構築により元気な担い手情報や補助金などの支援情報を発信することや、きめ細かい就農相談の実施により新たな担い手が就農しやすい環境を整えます。 ●県、市など関係機関が連携した営農指導による新規就農者を育成するほか、農業高等学校、農林大学校との連携強化を図ります。 ●農作物の栽培講習会などによる農業に対する興味の醸成を図ります。
⑤林業基盤の整備	●林業の生産性の向上を図るため、森林管理や林業経営の基幹となる林道の適切な維持・管理に努めます。 ●森林経営管理法施行及び森林環境譲与税創設を受け、森林組合と連携をとり、市において今後の方針を策定し、林業人材の確保や市産材の活用など積極的に行っていきます。
⑥森林資源の利活用の推進と適切な維持管理	●橋本市森林整備計画に基づき、森林の適切な管理と林業の振興に努めます。 ●森林組合との連携により、間伐材の利用を促します。 ●森林・林業に対する関心を高めるためのイベント等の機会を通じた啓発[illegible]教育を関係団体と協力して推進します。

この施策を進めるにあたっての、市民・団体・事業者などの取組みの方向を示しています。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●事業者・関係団体は、地元の新規就農者や中途就業者の雇用創出に努めるとともに、地場産材の利用に努めます。

●市民は、市民の森など森の必要性を学び、林業への理解を深めます。

●市民・事業者・関係団体は、情報の共有と連携のもと、農業振興として有効な農地の利用集積への取り組みを進めます。

●市民・事業者・関係団体が一体となったＰＲ活動を展開し、魅力ある農業の振興に努めます。

関連計画

この施策に関連する本市の部門別計画を示しています。

●橋本農業振興地域整備計画　　●橋本市鳥獣被害防止計画

●橋本市森林整備計画　　●橋本市食育推進計画

●農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

ともに創る　～産業の振興と雇用を創出し定住できるまち～

政策１　賑わいと活力を創出する地域産業づくり

【施策項目】　01 商工業　02 農林業　03 観光

政策２　雇用の創出と就労環境づくり

【施策項目】　04 雇用・就労・労働環境　05 企業誘致

政策３　充実した情報整備と魅力的なまちづくり

【施策項目】　06 シティプロモーション　07 情報コミュニケーション

施策項目１　商工業

施策を通じて実現したいまちの姿

商業・サービス業が振興し、農や観光と連携した物販・飲食などの新たな商業・サービス業が展開されています。まちの賑わいが取り戻され、暮らしやすい自立したまちづくりに近づき、企業誘致の波及効果によって中小企業の生産力が向上し、一定の雇用が期待できるようになっています。また、伝統産業の後継者育成や技術の高付加価値化が行われている状況となっています。

現状

●新型コロナウイルス感染症の影響により、日本経済はリーマンショック時より深刻なマイナス成長に陥りました。長引くコロナ禍に加え、ロシアのウクライナ侵攻にともなう世界経済の不安定化が我が国にも「悪い物価上昇」などの形で波及しました。本市でも新型コロナウイルス感染症の感染の波が繰り返し起こり、特に飲食店などを中心とした店舗では長期的に打撃を受けました。

●企業誘致が進むにつれ橋本市内で就業する人口の割合が上昇しています。一方若い世代の県外への流出もあり、必ずしも働き手が充足されている状況にはありません。

前期計画の取組み

●創業希望者に対しては商工会議所、商工会など商工団体（以下「商工団体」という。）と連携した支援により地場産品の販売や地元の食材を活用したメニューの作成など地域に密着した店舗づくりを行いました。

●コロナ禍における各種奨励金・助成金等の情報提供にあたっては市の広報・ホームページだけでなく、商工団体のDM、SNS、クーポン券参加団体への個別通知などを繰り返し行いました。

●パイル織物については、東京での展示会に販路開拓への協力として参加したほか、紀州へら竿については、後継者育成に向け、匠工房の整備などコロナ禍以降にむけた体制の整備を進めました。

●ふるさと納税制度の活用や、民間事業者と連携したプロモーション動画の配信、新商品の開発・販売支援、イベント企画等への商品提案等により、はしもと産品のPRを推進しました。

課題

●ポストコロナ社会への適応が求められる中、キャッシュレス決済や EC サイト、テレワークの導入など、新たなビジネスモデルへの転換に取り組む事業者を支援することが必要です。

●新規創業時には情報収集や相談など商工団体と連携した支援が必要です。コロナ禍においてもオンライン相談等を通じて支援することが必要です。

●事業承継が円滑に進まず小売業・サービス業の事業規模縮小や廃業による地域経済の衰退が危惧されることから、経営改善に対する意識改革や産業振興に向けた対策が必要です。

●駅前や市内商店では、観光需要など新たな機能を取り入れて、空き家・空き店舗の利活用の促進することが必要です。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
市内総生産額	1529 億円	1641 億円（2019 年）	1641 億円
年間商品販売額	772 億円（2014 年）	796 億円（2016 年）	796 億円

施策の内容

施策	具体的内容
①魅力あふれる店舗、商業・サービス業の充実	●商店が集積している地域では、商業機能の充実や、満足度の高い商業・サービス業と雇用の創出を促進します。 ●林間田園都市駅、橋本駅など通勤拠点となっている駅前地区では、通勤者などにとって利便性の高い商業・サービス業が提供できるように商業機能の充実を推進します。 ●農・商・工・観光が連携した農産物や地域の特産品、名物料理などをいかした商業・サービス業の充実を促進します。
②商業環境の充実	●大規模小売店舗の進出については、都市計画法や大規模小売店舗立地法に基づき、周辺環境と調和する施設整備および運営を事業者に要請します。 ●和歌山県の地域課題解決型の補助金を活用した空家や空き店舗を活用した創業を推進します。 ●駅前や市内商店では、観光需要など新たな機能を取り入れて、空家・空店舗の利活用の促進に努めます。
③商業・サービス業充実のための各種制度の充実	●商工団体と連携し、経営の基盤を強化できるよう、販売戦略に関する経営セミナーなどの開催を支援します。 ●国・県や関係機関と連携を図りながら、事業者がデジタル化やグリーン化といった時代の波に乗り遅れないように補助制度の情報提供等の支援を推進します。 ●新規創業時の情報収集やオンライン相談等も含めた仕組みについて関連団体と連携しながら充実を図ります。
④商業イベントの充実	●地域の夏祭りや商工業団体実施のイベントなどの支援により、新たな商業観光の需要開発を促進します。
⑤工業の振興	●経営能力の向上と後継者の育成を図るため、各種セミナーや支援制度の活用等により、継続的な人材育成を推進します。 ●市内企業の工場新設などによる事業規模の拡大に対して、各種優遇制度を活用し支援します。
⑥地場産業の経営基盤の強化	●中小企業の経営安定と設備の近代化に必要な資金需要が見込まれるため、各種融資・助成制度の周知や、低利融資事業の拡大等を国、県などに要請します。 ●商工団体等と連携しながら、経営指導診断体制の確立を図り、経営指導の強 化、情報提供等により経営の合理化、効率化を促進します。また、研修事業を通じて事業者と後継者の指導・育成支援を図ります。 ●各種展示会・見本市等への参加を支援し、地場産業等のPR活動の充実に努めます。 ●地場産業の後継者育成学校の開校や、体験・学習メニューの開発・実施に取り組みます。
⑦はしもと産品のブランド化の推進	●地場産業等のPR活動を進めるため、国内および海外の各種展示会・見本市等への参加を支援します。 ●ふるさと納税制度を活用し、地域産品の生産量や販路の拡大を推進します。 ●新商品開発支援等により、事業者・生産者を支援します。 ●デジタルの活用等、多様なチャンネルでの魅力発信を目指します。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●市民は、日常生活の買物は地元商店での購入に努めます。
●事業者・関係団体は、市民ニーズや高齢化に対応したサービスの提供および情報発信に取り組みます。
●事業者は、各店舗連携しそれぞれの特徴や強みをいかした魅力的なサービスの提供に取り組みます。
●事業者・関係団体は、地元の新規就業者や既に就業経験のある者の雇用創出に努めます。
●事業者は、創意工夫により経営基盤の安定・強化、経営の革新に取り組むよう努めます。

関連計画

●橋本市創業支援事業計画
●橋本市シティセールス基本方針

施策項目２　農林業

施策を通じて実現したいまちの姿

本市の農林水産物が「はしもとブランド」として広く支持・認知され、農家の平均所得が向上しています。女性や高齢者を含め意欲ある農業者が活躍できる状態となっているとともに、休耕地や耕作放棄地の増加が抑制され、地産地消に対する市民の認知が広がりをみせています。

現状

●耕作放棄地が年々増加し、農家の高齢化は依然高いままで推移しています。
●橋本ふるさと便事業やインターネット販売促進事業、農業振興条例施行にともなう各種補助施策により農業者の就労意欲は上昇しているとともに、就農相談の実施により、新規就農者数も着実に増加しています。

前期計画の取組み

●白ゴマ等の産地化を図り、販路を構築しました。高野山麓精進野菜の取組みを進め、有機の土づくりの検証などを行い、農産物の産地化、ブランド化を実施しました。
●紀州てまり等県推奨品種の導入を推進するため、農業振興条例による補助制度を創設しました。
●新たな資材導入による土づくりの奨励により、生産基盤の再構築を図りました。
●JA、県と連携し、農地中間管理機構の積極的活用を行いました。
●地元要望を受け、農道、用水路等の修繕補修を行いました。また、ため池関連法の成立にともない、2021 年度（令和3年度）より、ため池劣化状況評価、豪雨耐性評価を実施し、快適で安全な農村環境づくりに努めました。

課題

●高野山麓精進野菜は、高野山宿坊、市内スーパーや飲食店への営業活動により、販路開拓を行う一方で、生産農作物については、重点品目を設定し、量産することで、生産力の向上に努める必要があります。いまだ認知度が低いため、EXPO2025 共創パートナーとして参画した大阪・関西万博を機会として、SDGsに沿った食材として、全国へ認知度を高める必要があります。
●林業については、森林経営管理法施行および森林環境譲与税を財源として、林業人材の確保や市産材の活用など積極的に行っていく必要があります。
●耕作放棄地は年々増加し、農家の高齢化は依然として高いことから、JA・県・農業者・市と関係機関が連携し、計画的に施策を実行することが必要です。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年	目標値（2027 年）
農家の平均所得	2,215 千円	3,321 千円	2,700 千円
新規就農者数	9 人	28 人	35 人
森林整備面積	47.02ha	35.57ha	50.00ha

施策の内容

施策	具体的内容
①魅力ある農業の振興	●優良な農畜産物を国内外へ効果的にPRし、はしもとブランドの振興を図ります。有効な新規農産物の産地化や農家の6次産業化に取り組み、また農家民泊や農業体験等による農家のプラスワン収入を獲得するなど農家所得の向上に努めます。 ●ふるさと橋本応援寄附金を活用した地域産品のPRを行います。 ●農事組合法人での障がい者雇用などの農福連携、連携市との農業連携による都市農村交流、子どもの農体験など、農業を活かした取組みの展開を促進します。 ●有機農法をはじめとする持続可能な農業の推進、普及に努めます。
②生産基盤の整備の推進	●農地中間管理機構を積極的に活用し農地の集積に努めます。 ●県や関係組織、農業者と連携し、耕作放棄地の解消に向けた取組を進めます。 ●農業振興条例に基づく補助制度による農家支援を行い、生産基盤の強化に努めます。
③農村環境の整備	●快適で安全な農村環境づくりに努めるため、農道・用排水路・ため池などの適切な維持・管理を促進します。 ●シカの防護柵等への補助金の充実など継続した有害獣対策・駆除活動に取り組みます。
④担い手の確保と育成	●就農支援サイトの構築により元気な担い手情報や補助金などの支援情報を発信することや、きめ細かい就農相談の実施により新たな担い手が就農しやすい環境を整えます。 ●県、市など関係機関が連携した営農指導による新規就農者を育成するほか、農業高等学校、農林大学校との連携強化を図ります。 ●農作物の栽培講習会などによる農業に対する興味の醸成を図ります。
⑤林業基盤の整備	●林業の生産性の向上を図るため、森林管理や林業経営の基幹となる林道の適切な維持・管理に努めます。 ●森林経営管理法施行及び森林環境譲与税創設を受け、森林組合と連携をとり、市において今後の方針を策定し、林業人材の確保や市産材の活用など積極的に行っていきます。
⑥森林資源の利活用の推進と適切な維持管理	●橋本市森林整備計画に基づき、森林の適切な管理と林業の振興に努めます。 ●森林組合との連携により、間伐材の利用を促します。 ●森林・林業に対する関心を高めるためのイベント等の機会を通じた啓発と、小中学校等での環境教育を関係団体と協力して推進します。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●事業者・関係団体は、地元の新規就農者や中途就業者の雇用創出に努めるとともに、地場産材の利用に努めます。

●市民は、市民の森など森の必要性を学び、林業への理解を深めます。

●市民・事業者・関係団体は、情報の共有と連携のもと、農業振興として有効な農地の利用集積への取り組みを進めます。

●市民・事業者・関係団体が一体となったＰＲ活動を展開し、魅力ある農業の振興に努めます。

関連計画

●橋本農業振興地域整備計画　　●橋本市鳥獣被害防止計画

●橋本市森林整備計画　　●橋本市食育推進計画

●農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

施策項目３　観光

施策を通じて実現したいまちの姿

国内外から観光客を呼び込み、自然、歴史、高野山麓で生まれた特色ある農商工文化（農業体験・美食、多彩な物産、伝統的工芸品）を満喫できるまちとなっています。また、地域に合った観光地づくりとして、地域住民、事業者、団体等と連携することで、訪れる人々が満足し、地域の活性化につながる観光のまちづくりが進んでいます。

現状

●新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うイベント等の中止や人流抑制により、本市を訪れる観光客も減少しています。
●2020年（令和2年）6月に日本遺産「葛城修験」が登録されたことで、本市及び関係市町村の新たなコンテンツとして期待できます。

前期計画の取組み

●世界遺産高野参詣道「黒河道」の魅力を関係者が語る動画配信の取組みや、DMOによる世界遺産高野山麓おもしろまち体験の構築が行われました。また、観光振興アドバイザー監修によるサイクリングコースの設定を行いました。
●外国人観光客の受入れ環境整備として多言語案内表示や和歌山フリーWi-Fi を活用した取組みを行いました。また、県の有償観光ガイド認証制度や多言語電話通訳サービスについて宿泊施設、観光ボランティアガイドに情報提供を行い、受入れ体制の強化を図りました。
●観光客に対しプロモーション活動を行うことにより本市の認知度向上、来訪需要の喚起、将来の誘客、域内消費の増加につなげる取組みを行いました。
●紀州へら竿後継者育成施設「匠工房」での体験受入れや南海電鉄での宣伝を行いました。

課題

●地域資源を活用した観光と特産品などの物販事業を促進し、地域の稼ぐ力を引き出す持続可能な観光地域づくりが必要です。
●本市は年間 150 万人以上の観光客が訪れる高野山へのルート上に位置しますが、通過地点となりがちであることから、滞在する観光客の「買う」「食べる」のニーズを満たす、商品・サービスを提供できる事業者の誘致等を推進することが必要です。
●インバウンド需要の回復が不透明な中、1つの地域に滞在し、文化や暮らしを体感しじっくり楽しむ「滞在型観光」が注目されており、交流人口を取り込むために新たな観光の在り方について検討していくことが求められます。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
観光入込客数	1,369,218 人	892,622 人	1,370,000 人
イベント来客者数	68,555 人	4,247 人	69,000 人

施策の内容

施策	具体的内容
①観光資源の活用	●交流人口の拡大を図るため、世界遺産高野参詣道「黒河道」や日本遺産「葛城修験」等と、市固有の文化遺産・産業・観光の各資源をいかしたテーマ性・ストーリー性をもった魅力ある観光周遊ルートを構築します。 ●DMOと連携して、体験メニューの充実を図るとともに、既存の観光資源をブラッシュアップし、民間事業所や観光団体、商工団体などと協力した観光商品の充実を図ります。 ●「マイクロツーリズム」や「滞在型観光」などポストコロナ時代に対応した観光コンテンツの開発に取り組みます。
②観光客の受け入れ体制の整備	●インバウンド振興として、訪日外国人観光客に対する多言語案内表示やHP、フリーWi- Fi など環境の整備を推進します。また、宿泊施設（民泊）など受入れ促進に向けた取組みを支援します。 ●各地域に点在する観光資源の魅力強化を図るための整備として、橋本駅前のはしもと広域観光案内所や地元住民・観光ボランティアガイド等と連携して情報収集を行うための体制づくりを促します。
③観光プロモーションの推進	●観光客の利便性向上のため、ターゲットを明確にし、SNSを含む様々なメディアなどを活用したデジタルプロモーションや魅力発信を行います。 ●サイクルツーリズムの推進に向けて観光振興アドバイザーなどと協働して取り組みます。
④観光交流型の商業サービスの構築	●伝統産業や農業などの体験型旅行商品を企画するとともに、観光商品を自ら造成、販売できるような事業者の育成支援の取組みを中長期的に検討します。 ●DMOや観光関連事業者との連携を図り、旅行商品の販売などにより地域内での旅行消費額の増加に努めます。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●市民・事業者は、おもてなしの心（ホスピタリティ）で観光客を迎えます。
●市民・事業者・関係団体は、身近な地域資源（世界遺産、歴史、自然等）に関心を持ち、ＳＮＳ等を活用して市内外に対して情報発信を行います。
●市民・事業者・関係団体は、受入れ環境の整備を行いやすいように、市民・団体・事業者などの交流の場や研修などを活発に行います。
●市民・事業者・関係団体は、交流人口の拡大を図る仕組みを構築するために、連携して積極的に参画します。

関連計画

●橋本市シティセールス基本方針　　●橋本市広報戦略基本方針

施策項目４　雇用・就労・労働環境

施策を通じて実現したいまちの姿

商工業の振興による地域経済への波及効果が生まれ、若年者等の地元雇用が増加しています。

現状

●企業誘致が進むにつれて橋本市内での就職先が増加しています。誘致企業を中心に多くの市内事業所では求人が多くなっており、市内高等学校などにとっては就職先の選択肢が増加しています。
●新規創業（移住含む）の事業者は年々増加する傾向にあります。

前期計画の取組み

●市ホームページに就職情報サイト「橋本で働こう！」を開設、市内企業の紹介と採用情報を掲載しており、就職希望者はもちろん、橋本市への移住を考える人などからも問い合わせがあります。就職相談会などで繰り返し勧誘を行ったことで、「橋本で働こう！」の掲載企業は年々増加しています。また、成人式の際に「橋本で働こう！」のチラシ配布を行うことで、若者が市内企業を再認識し、地元就職に目をむける機会となっています。
●和歌山県と共同で高校生向け企業ガイダンスを実施したほか、就職フェアでは新規就業者や中途就業者の雇用を支援しました。

課題

●新型コロナウイルス感染症の影響により既存産業である繊維工業の業績不振となったものの、少しずつ回復傾向も見受けられます。一部企業では求人を行っているが、引き続き技術継承などの課題への対応が必要になっています。
●高校生の地元就職希望が増加していることから、今後和歌山県などとも協力して既存企業を中心とした地元就職の支援を進める必要があります。
●製造業の求人が増加する一方、求職者の多い事務職などの求人は少なく、こうしたアンマッチングへの対応が必要となっています。
●新型コロナウイルス感染症によりセミナーの開催が難しかったため、財務や労務などについて十分な知識がなく創業するケースも出てきています。新規創業者はもちろん、創業後でも参加できるセミナーを開催するなど安定した経営を支援する体制が必要となっています。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
市内就業率	54%（2015 年）	55%（2020 年）	57%（2025 年）
創業比率	4.4%	5.0%	6.3%

施策の内容

施策	具体的内容
①就労の場づくりの推進	●企業誘致の推進を図り、新しい雇用の場の創出を促進します。 ●既存産業の活性化による雇用の場の確保により、技術継承の問題などが生じないような対応を図ります。
②就労環境の改善	●労働環境向上のため、多様な働き方を支援する法律や制度内容等の周知・啓発に努めます。 ●求人情報などの情報提供を行います。（ホームページなどでの地元事業者の求人情報） ●各種助成制度などの情報を収集、地元事業者へ提供するとともに活用を促進し、就業環境の改善に努めます。
③創業・起業環境の整備促進	●商工団体と連携し創業セミナーを開催するとともに、セミナー受講を要件として創業支援を進めます。また、若者の起業を応援する仕組みづくりについて関係団体とともに検討を進めます。 ●地元で起業を目指す創業希望者や移住して創業を目指す者に対し、創業・起業経費の一部補助を行います。 ●県の融資制度の活用や創業資金利子補給等の支援を行います。
④就労に関連する各種機関との連携の強化	●ハローワークなどと連携し、就労ニーズや雇用状況を把握し、年齢や適性・能力に応じた就業機会が提供されるように努めます。 ●企業に対し障がい者の雇用促進を要請します。 ●ハローワークおよび高等学校と連携を図り、新規就業者や中途就業者の雇用を促進します。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●市民は、ハローワークなどでの積極的な求職活動に努めます。
●事業者は、ハローワークを通じて市民および市への求人情報の提供に努めます。

関連計画

●橋本市創業支援事業計画

施策項目５　企業誘致

施策を通じて実現したいまちの姿

新規工業団地への企業立地およびIT関連企業等のソフト産業等の誘致が進み、誘致にともなう地域経済への波及効果と、雇用が創出できています。

現状

●既存工業団地等へ進出した企業が順次操業を開始しており、「地元雇用者数」、「誘致企業件数」は目標を達成して推移しています。新たな工業団地として「あやの台北部用地（第1次事業）」の造成を2020 年度（令和2年度）より着手し、早期分譲完了に向け、工業団地の造成および誘致活動を進めています。

前期計画の取組み

●「あやの台北部用地（第1次事業）」は、住宅地との間に緩衝体となる緑地を設置し、環境に配慮した工業団地として造成しています。
●関西圏の製造業・物流関連業等を中心に積極的な企業訪問等を実施しました。
●IT企業の立地を促すため、2019 年度（令和元年度）には情報関連業に特化した奨励金制度を創設し誘致活動に努めました。
●企業進出の後押しとなるよう奨励金制度の内容を改正したほか、税優遇制度（固定資産税の課税免除等）を創設し企業の設備投資を促しました。
●本市周辺高等学校3校（紀北工業高等学校、伊都中央高等学校、紀北農芸高等学校）において企業ガイダンスを開催しました。また、成人式で「誘致企業」の紹介チラシを配布することで、若者に情報発信を行い、誘致企業への就職を促しました。そのほか、和歌山県及びハローワーク等と連携を図り、誘致企業の従業員の確保に努めました。
●2020 年度（令和2年度）より国、和歌山県及び紀北橋本エコヒルズで操業する企業とともに官民連携BCP策定業務を開始しました。

課題

●あやの台北部用地（第1次事業）の早期完成を図るため、造成工事等のスケジュール管理の徹底や関係機関と連携を図りながら整備を進めることが必要です。
●あやの台北部用地（第1次事業）への製造業や物流関連業の誘致以外にも、今後、より一層雇用の確保に繋がるよう、また、求職者の選択肢を増やすため、IT関連企業等の誘致活動を進めることが必要です。
●企業誘致の推進とともに、従業員の確保についても取り組むことが必要です。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
誘致企業件数	34 件	49 件	68 件
誘致企業従業員数	814 人	1,276 人	2,800 人

施策の内容

施策	具体的内容
①企業用地等基盤整備の推進	●あやの台北部用地（第1次事業）の整備促進と企業誘致の推進を図ります。 ●あやの台北部用地（第２次事業）も含む大規模未利用地についても、用地所有者や開発事業者および関係機関等と連携を図りながら、企業用地への転換を図ります。 ●新規工業団地では、環境に配慮した産業拠点の形成をめざします。
②企業誘致活動の促進	●新しい雇用の場の創出のため、積極的に企業訪問を行い企業の集積を促進します。 ●京奈和自動車道など道路のネットワークの利便性をいかした工場等と物流業の相乗効果をめざした産業拠点の形成を図ります。 ●IT関連企業および宿泊業等といったソフト産業・サービス産業の誘致を促進します。
③関係機関との連携による企業立地環境の支援の充実	●和歌山県と連携を図り、税優遇や奨励金等により支援を行います。 ●和歌山県と連携を図り、工場等建設にかかる各種手続きのサポートを行います。 ●ハローワークおよび高等学校と連携を図り、若年者等の新規就業者や中途就業者の雇用を促進します。 ●誘致企業と連携を深め、事業の発展や企業間の連携等を目的とする工業団地協議会の設置について検討を行います。また、誘致企業の操業後のアフターフォロー（従業員確保の支援や設備投資のサポート等）に取り組みます。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●事業者は、地元の新規就業者や中途就業者の雇用に努めます。

●誘致企業と市内事業者は、マッチングにより取引する機会を増やし、地域経済の活性化に努めます。

関連計画

関連計画なし

施策項目６　シティプロモーション

施策を通じて実現したいまちの姿

市民が地域に愛着や誇りをもち、自らが橋本市に定住、またはUターンするとともに、市外に市の魅力を発信する意識が向上しています。また、全国的に橋本市が認知され、暮らしや、地場産品、観光、企業、人などの資源に対する価値が付加されています。これらにより、定住人口や交流人口が拡大する魅力と活力がある橋本をめざしています。

現状

●新型コロナウイルス感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化により、地方への大きな人の流れの創出や新たな地方創生の展開と東京一極集中是正への期待が高まっています。
●本市でも移住ホームページの閲覧数、相談件数等は増加傾向にあります。また、新築住宅取得補助金交付件数のうち、約4割はUターンとなっています。

前期計画の取組み

●橋本市シティセールス基本方針のもと、定住人口の増加を目的とし、大阪通勤圏内の子育て世代、東京圏からの地元企業で働きたい人をターゲットとし、SNS、インターネットバナーや子育て雑誌など橋本市の住みやすさ、環境等をPRしました。
●公式 Instagram では#kakeru_hashi を共通ハッシュタグとして市民自らが橋本市の魅力について発信し、また市を訪れた人たちも本市の魅力を発信してくれています。
●移住相談会や「暮らし＆しごとフェア」を開催したほか、オーダーメイドまち案内等を通じて移住者に橋本暮らしを紹介しました。
●市外からの転入者に対し、新築及び空き家を購入または賃貸する際に補助金交付により移住定住促進を図りました。

課題

●橋本市移住応援サイト「はしっこ暮らし」などを通じて、本市の魅力を発信するとともに、ワンストップでの移住相談や地域と協力した移住・定住支援の取組みを推進する必要があります。
●橋本市の認知度についてはまだまだ低く、定住人口、交流人口ともターゲットをしぼり本市の魅力発信をしていく必要があります。
●自然豊かな環境にありながら都市部へのアクセスが良好であり、市内で生活しながら通勤・通学が可能なであるという強みを生かし、転出超過の若い世代を市内に引き留めつつ、ファミリー層の転入促進に取り組むことが必要です。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
住み続けたいと思う市民の割合	77%	71.7%	80%
移住相談件数	205 件	314 件	415 件

施策の内容

施策	具体的内容
①シティセールスの推進	●シティセールスを進めるため、伝えたいメッセージを明確にした上で、「橋本」らしさを表現する統一した方向性のもと情報発信を行うとともに、データ分析に基づき対象とする年齢層やエリアなどの属性により発信の手法を変えるなど、戦略的な情報発信を行います。 ●シティセールスの目的や方向性を市民や企業、民間事業者、団体、大学、行政が共有し、継続性・統一性のある取組みを進め、市の魅力を再認識し磨き上げるとともに、市民向け「インナープロモーション※」、市外向け「アウタープロモーション※」の二つの側面からプロモーションをしていきます。 ●「橋本市といえば〇〇」のような、シティプロモーションにおけるコンテンツの一貫した軸を設定していきます。 ※インナープロモーション・・・市民が橋本市の魅力に愛着や誇りを持ち、自ら発信者となってもらうための取組み アウタープロモーション・・・橋本市を知らない、訪れたことがない人を来訪させ、橋本市ファンを増やすための取組み
②移住定住の促進	●橋本暮らしのイメージや魅力を全国に向けて発信するとともに、ワンストップでの移住相談や地域と協力した移住・定住支援の取組みを推進します。 ●移住・定住促進のため、住宅支援や空家の利活用を促進し、移住定住促進を図ります。 ●若者の移住定住促進に向けた子育て、出産、育児がしやすい環境づくりを進めます。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●市民・事業者・関係団体は、橋本市に対して愛着や誇りを持ち、市外に対してまちの魅力や住みよさなどの情報をＳＮＳ等を活用して発信します。

●市民・関係団体は、移住者などに対し、地域への受入れ体制を整えるとともに、地域情報や交流できる場の提供に努めます。

関連計画

●橋本市シティセールス基本方針

●橋本市シティプロモーション計画（仮　R5.3 策定予定）

施策項目７　情報コミュニケーション

施策を通じて実現したいまちの姿

きめ細やかでわかりやすい広報活動などにより情報発信が充実し、市民との情報共有が進むことで市民との協働のまちづくりが一層進んでいます。

現状

●現在の情報発信は、ホームページやSNSなどインターネットの利用が主流となっており、市ホームページの年間閲覧数は、新型コロナウイルス感染症の拡大により急激に増加し、目標値を大幅に上回るアクセス数となりました。
●インターネット利用が年々進む一方、すべての市民がネット上で情報を得ているわけではなく、特に高齢者や障がい者などが情報収集しやすい機会・媒体を確保することは重要であり、「誰一人取り残さない」情報発信に努める必要があります。

前期計画の取組み

●広報はしもとについては、2020 年度（令和2年度）末に編集ソフトを導入し、レイアウトの自由度が増しました。
●広報はしもとへの特集記事の掲載やフェイスブックの利用、動画配信など魅力情報発信の強化に努めました。
●市民と市長の輝けはしもとトークを開催したほか、「市長への手紙」へ回答しました。
●大阪芸術大学と連携した広報作成や、いきいき学園写真クラブと連携したフェイスブック記事作成に取り組みました。

課題

●すべての市民がネット上で情報を得ているわけではなく、特に高齢者や障がい者などの情報弱者が情報収集することができる機会・媒体を確保することはこれからも必要であり、「誰一人取り残さない」情報発信に努めることが必要です。
●情報の発信にあたってはリアルタイムな更新に努めるとともに、情報発信のスキルや人材育成に取り組むことが必要です。
●タウンミーティング、出前講座、住民説明会など、広く市民から意見を聴取する機会を設け、まちづくりへの市民参画を引き続き促進することが必要です。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
情報コミュニケーション施策の満足度	61%	66%	70%
市ホームページの閲覧件数	2,085,651 回	4,577,305 回	4,600,000 回

施策の内容

施策	具体的内容
①広報活動の充実	●「広報はしもと」では、行政情報や重要施策について、わかりやすく、きめ細やかな内容を心がけ、市民ニーズに応じた発信に努めます。 ●ホームページの充実とリアルタイムな更新に努めます。また、動画配信やSNSを活用した情報発信を推進します。 ●市のPRを積極的に推進するためマスメディアを活用するとともに、その資料についても、要点を押さえた視覚効果の高い資料作成を行います。 ●誰もが情報を入手しやすい環境づくりに取り組みます。
②広聴活動の充実	●「輝けはしもとトーク」やインターネット政策モニター制度、SNSなどを活用した広聴活動の充実を図ります。 ●タウンミーティング、出前講座、住民説明会など、広く市民から意見を聴取する機会を設けるとともに、様々な機会を通じて参加の呼びかけを行い、まちづくりへの市民参画を促進します。
③魅力情報発信の強化	●市民ニーズや関心事の把握や分析を行うなどし、広報紙、ホームページなどによる情報発信の内容をさらに充実させるとともに、市民協働による特色のある情報発信を行います。
④情報発信に関する人材育成および民間活力の導入	●広報全般に関する意識の高揚と、広報を行う上で必要となるホームページ作成などの技術力向上のための職員研修を実施し、「広報力」の向上を図ります。 ●広報紙の記事や魅力発信のコンテンツ作成は、市民参加により、市民目線の成果物となるように取り組みます。 ●市民はまちをPRする重要な担い手であることから、市民に向けた情報発信を強化し、SNSなどを活用した情報発信を市民と協働で行えるように取り組みます。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●市民・事業者・関係団体は、ＳＮＳなどを通じて、市民が主体的に、もしくは、市と協働で製作したコンテンツ等でまちの魅力を発信するとともに、その拡散に努めます。

関連計画

●橋本市シティセールス基本方針　　●橋本市広報戦略基本方針

ともに守る　～安全・安心な暮らしを守り支えるまち～

政策４　安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり

【施策項目】　08 危機管理・災害　09 消防・救急　10 交通安全・防犯
11 消費生活　12 地域公共交通　13 土地利用・市街地・景観
14 道路　15 上下水道

政策５　豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり

【施策項目】　16 自然環境　17 循環型社会　18 環境衛生　19 住宅環境
20 公園・緑地

政策６　住み慣れた地域で安心して暮らせる持続可能な仕組みづくり

【施策項目】　21 健康・医療　22 社会保障　23 地域福祉　24 高齢者福祉
25 障がい者福祉

施策項目８　危機管理・災害

施策を通じて実現したいまちの姿

あらゆる危機事象に対して、市民・関係団体・行政などが連携し、危機管理体制を組織的で迅速かつ的確に対応できる体制を整えています。さらに、市民一人ひとりに対し、「自分の命は自分で守る」という意識をもつための啓発を進めることにより、安全・安心を確保し、被害を最小に抑えることができるように災害対応力が向上しています。

現状

●市民対象調査結果において危機管理・災害対策事業は 37 の施策の中で最も重要度が高いと判断されています。
●自主防災組織の結成組織数は 113 組織で、高齢化率が高く役員等の配置が困難と考えられる小規模な区・自治会において未結成のケースがみられます。
●パンデミックなど多様化する危機事象に対し迅速に対応することが求められています。

前期計画の取組み

●浸水・土砂災害時の早期避難に対する意識向上を図るため、地区別に河川の浸水想定および土砂災害のハザードマップを作成し、全戸配布しました。
●避難行動要支援者に関する制度や情報を共有するため、各地区民生委員定例会での災害時要配慮者登録制度説明の実施や、健康福祉部と連携協議を進めました。
●自主防災組織連絡協議会と連携して、避難所別運営マニュアルの作成を進めました。
●自主防災大会や FM はしもとにおいて地域での防災活動の紹介や啓発を行いました。
●災害備蓄計画を策定し、迅速かつ計画的な備蓄を進めています。

課題

●自然災害に加えて、経験したことのない新型コロナウイルス感染症パンデミックなど多様化する危機事象に対し迅速に対応するためにも、危機管理対応力の向上が課題となっています。
●災害時における避難所での感染症対策と併せて、在宅避難や分散避難など感染リスクを踏まえた避難についての検討を進めることが必要です。
●民生委員や自主防災組織、福祉専門職など関係者と連携し、避難行動要支援者などの情報共有を図るとともに、救助・避難方法の確認等の体制を整備するとともに、市民の防災意識の高揚や自主防災会の育成および充実を図ることが必要です。
●橋本市地域防災計画に基づく防災訓練やハザードマップ等の活用を通じて、市民の防災意識の高揚や自主防災会の育成及び充実に一層取り組むことが必要です。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
自主防災組織結成数	112 組織	113 組織	115 組織

施策の内容

施策	具体的内容
①災害予防対策の充実	●民生委員児童委員や自主防災組織、福祉専門職など関係者と連携し、避難行動要支援者などの情報共有を図るとともに、救助・避難方法の確認、体制づくりに努めます。避難行動要支援者の個別避難計画作成方針を決定し、個別避難計画を策定します。 ●橋本市地域防災計画に基づく防災訓練やハザードマップ等の活用を通じて、市民の防災意識の高揚や自主防災会の育成及び充実に一層取り組みます。 ●マイ・タイムラインの作成の周知・啓発を行い、避難判断のサポートツールとして活用し、「逃げ遅れゼロ」をめざします。
②防災組織の強化	●自主防災会の育成および充実を図り、橋本市自主防災組織連絡協議会との連携を強化します。また、自主防災組織補助金交付要綱を改正し、資機材等の再整備できるよう財政面での支援を行います。 ●近隣自治体や県外自治体との相互応援協定の締結に基づき相互の連携強化を進めるとともに、災害時の応援受入れ体制の整備を進めます。 ●事業者との災害時応援協定を拡充します。
③災害応急対策の充実	●災害時における情報収集・発信体制の構築、災害対策の拠点となる施設の耐震化、防災倉庫・避難所への食料、飲料水、生活必需品、災害用資機材等の備蓄の充実といった取組みにより、災害時応急体制の確立を図ります。 ●災害時の道路をはじめとしたインフラの応急復旧や応急生活物資の調達等については、災害時の協定を基に、より一層の連携強化を図ります。 ●「橋本市国民保護計画」に基づき、無差別テロや武力攻撃など、本市が経験したことのない事象に対して、警察機関、国・県などと連携した訓練の実施などにより、対応力を高めます。 ●パンデミックによる生活・経済の危機的状況に対応・迅速に復帰できる体制の構築を進めます。
④土砂災害・水害対策の充実	●森林、農地等のもつ防災機能をいかすため、自然環境の保全に努めるとともに、中小河川・用排水路・ため池等の改修や治山・治水事業の促進により、浸水・冠水・土砂災害の事前防止に努めます。 ●県が指定する土砂災害警戒区域・特別警戒区域について、避難体制等の整備を実施します。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●市民・事業者・関係団体は、いざという時のために、日頃からのつながりづくりや人づきあいを大切にします。

●関係団体は、行政と連携し、各自主防災会の活動が活発になるように啓発・研修などを行います。

●市民・関係団体は、住民を含め、様々な団体等と連携した支え合い、助け合いのできるコミュニティづくりを進めます。

関連計画

●橋本市耐震改修促進計画
●橋本市業務継続計画
●橋本市地域防災計画
●橋本市国民保護計画

施策項目９　消防・救急

施策を通じて実現したいまちの姿

災害時の初動体制の充実と、人員の増強、消防施設、車両等や資機材の整備、通信指令体制の充実を図ることで、多様化する事故・災害・火災等から市民の生命、身体および財産を守る体制が確立されています。

現状

●気候変動の影響等により激甚化・頻発化する自然災害や、多様化する事故・火災等に対応するため、これまで以上に充実した施設整備並びに装備品整備が必要となっています。
●突発的な感染症の拡大にも即時対応できる体制維持が継続的な課題となっています。
●市民対象調査によると、本市が行っている政策のうち「消防・救急」について満足度は 37 施策中 2 位、重要度も 37 施策中 2 位といずれも高くなっています。

前期計画の取組み

●消防力の整備指針に基づいた施設の整備により、消防本部および消防団の施設強化を進めました。
●高規格救急車および高度救命資器材の計画的な整備並びに救急救命士養成により、適正なサービスを提供できました。
●一般家庭への防火訪問並びに火災予防運動、文化財防火デーおよび危険物安全週間を通じて防火・防災意識の向上が図れました。

課題

●一般家庭防火訪問等の広報を通じて、住宅用火災警報器の設置推進および防火・防災意識の向上を図る必要があります。
●消防力の充実のために、高度な技術および知識を習得し、さらに有益な高度救命用資器材の調達に努める必要があります。また、医療機関との連携を図ることに併せて市民への救命講習の実施機会の拡充が必要となっています。
●突発的な感染症の拡大に対する資器材の調達が円滑に進む体制構築が必要となっています。
●増加傾向にある危険物施設への適切な保安検査を継続的に実施する必要があります。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
普通救命講習終了者数（累計）	４，５００名	５，４２５名	６，５００名
住宅用火災警報器設置率	７０％	７５．８％	８０％

施策の内容

施策	具体的内容
①消防体制の充実	●消防本部の施設整備及び消防力の整備指針に基づき、車両、装備、資機材、通信等の消防設備や消防水利の計画的な更新整備を進めます。 ●各分野の高度で専門的な知識・技術の習得および各種訓練を計画的に取り組むとともに、各種資格や免許の取得を促進します。 ●国、県、消防機関および緊急消防援助隊との連携強化を図ります。 ●広く市民に消防団活動の重要性を訴え、入団を促進するとともに、消防団施設、消防団活動に必要な資機材等の整備を進めます。
②救急救助体制の充実	●救急需要が増大している中、搬送患者の多くが軽症であることから、あらゆる機会を捉え、住民に対して救急車適正利用を啓発し、重症者には迅速に対応できる体制の構築を図ります。 ●突発的な感染症の拡大に対する、資器材の調達に難渋することのない体制を構築します。 ●他関係機関（警察、医療機関、福祉、民間等）との連携を図ります。 ●指導救命士を中心とした救急隊員の教育指導体制を構築し、活動基準のプロトコールに準拠した質の高い救急活動を担保するとともに救急活動の標準化を図ります。 ●災害現場において安全・適正に活用できる車両、資機材の計画的な更新整備を図ります。
③火災予防の啓発	●防火訪問等による住宅用火災警報器の広報を推進します。 ●コミュニティバス・消防車両等にマグネットシートを貼る等の広報活動を実施します。 ●防火対象物・危険物施設の適正な管理と防火意識の向上に努めます。 ●消防用設備および防火対象物の点検の徹底を図ります。 ●危険物保安検査の徹底を図ります。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●市民は、消防団、自主防災組織等の活動に積極的に参加し、訓練等を通じ、防災・救助の知識や技術の習得に努めます。

●事業者は、消防団協力事業所の認定を受けるよう努め、また、地域消防団に対して積極的に協力を行います。

●市民・事業者・関係団体は、防火意識を持ち、防火・消防用設備等の維持管理に努めます。

関連計画

●地域防災計画　　●消防施設整備計画（個別施設計画）

施策項目 10　交通安全・防犯

施策を通じて実現したいまちの姿

交通事故･犯罪のない明るい社会の実現をめざし、市交通指導員会･警察等関係団体･市地域安全推進員会との連携による啓発活動の充実により、市民の安全･安心な暮らしが確保されています。

現状

●交通事故･犯罪件数ともに減少傾向であり、継続した活動により一定の効果が表れたものと考えられます。しかしながら、高齢者がかかわる交通事故増加への懸念や特殊詐欺の被害がなくならないなどの課題もあります。

●通学児童等の交通安全を確保するため、市交通指導員をはじめ市民ボランティア等による早朝啓発や見守り活動を実施していますが、交通量に対して配置が十分でないところもあり、人員確保と適正配置が課題となっています。

前期計画の取組み

●年４回の交通安全運動期間に合わせて、関係機関と協力して啓発活動を実施し、交通安全意識の高揚、交通事故抑止を図りました。

●通学･通勤時間帯における街頭指導、児童に対する交通安全教育、その他啓発活動を実施し、交通法規の遵守と交通事故抑止を図りました。

●犯罪被害防止講座や自主防犯パトロールなど地域における防犯活動を実施し、被害防止、犯罪抑止を図りました。

●街頭啓発活動のほか、地域における啓発活動、その他広報啓発を実施し、防犯意識の高揚を図りました。

課題

●高齢化が進む中、高齢者の事故防止対策等に一層取り組むことが必要です。

●通学路などの子どもの移動経路における安全確保の取組みについて、交通量に対して配置が十分でないところもあることから、人員確保と適正配置が必要です。

●交通事故の防止に向け、効果的な交通安全施設の設置や交通安全啓発等、関係機関と連携したハード、ソフトの両面からの交通安全対策を推進する必要があります。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
交通事故発生件数	１３４件	８０件	６０件
犯罪発生件数	３７７件	１４１件	１２０件

施策の内容

施策	具体的内容
①各種交通安全運動の推進	●全国交通安全運動期間の街頭啓発活動を実施します。 ●第 11 次和歌山県交通安全計画に基づき、県下一斉交通安全指導の日の運動を実施します。 ●全国統一交通事故死ゼロをめざす日の運動を実施します。
②交通安全の啓発と交通法規の順守	●飲酒運転根絶、横断歩道での車の停止、自転車利用者の交通ルール順守などを徹底するよう引き続き啓発します。 ●通園通学路における早朝街頭指導を実施します。 ●幼稚園小学校園児児童を対象とした歩行指導を実施します。 ●高齢化の進展による高齢者事故の多発や、スマホやサイクリングに絡む交通事故の増加など、交通安全を取り巻く環境変化に合わせた効果的な活動を実施します。 ●橋本市交通指導員会の会員増に向け、各区・自治会への働きかけを行います。
③地域ぐるみの防犯活動の推進	●地域安全推進員を中心とした地域防犯活動の実施を支援します。また、市職員も地域安全活動に積極的に参加するよう努めます。 ●区・自治会等が中心となり関係機関・団体等と連携し地域防犯パトロール、防犯指導、講習会等の実施を支援します。 ●高齢者等を対象とした消費者トラブルや特殊詐欺にあわないための高齢者教室等の実施を支援します。
④啓発活動の実施による防犯意識の高揚の推進	●市民が多く集まる駅や施設、イベント等においてマナーアップ啓発活動を実施し、防犯意識の高揚に努めます。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●市民・事業者・関係団体は、互いに連携し、交通事故のない明るい社会の実現をめざします。
●市民は、高齢者等を対象とした消費生活出前講座や特殊詐欺被害防止アドバイザー等を活用し、特殊詐欺に遭わないために、積極的に研修会等に参加します。
●市民・関係団体は、地域内の関わりを保ちながら、地域は地域で守る意識の共有を図り犯罪等を未然に防ぐ取組みに協力します。

関連計画

●橋本市通学路交通安全プログラム

施策項目 11　消費生活

施策を通じて実現したいまちの姿

消費者被害のない安全･安心な市民生活を実現するために、消費生活相談体制を充実し、消費者被害の救済、未然防止、拡大防止が図られています。

現状

●県内の市町村で2つ目となる消費生活センターを設置し、消費者被害の防止、救済に努めています。また、自らの選択に責任をもち社会に主体的に参画する「消費者市民社会」の実現に向けて、年齢に応じた消費者教育の推進に努めています。
●インターネットの普及、長引くコロナ禍における社会情勢の変化、人々の生活様式の多様化に加え、新しい制度や仕組みが増え、消費者教育の重要性が増しています。
●民法改正による成年年齢の引き下げに伴い、若年者層の消費生活トラブルが懸念される一方で、超高齢社会化による高齢者層の消費生活トラブルの見守りも強化する必要性が増しています。

前期計画の取組み

●国が求める社会課題を解決するため、消費者にとってより良い選択を促すための啓発（エシカル消費の推進）を展開し、市民の意識醸成に寄与しました。
●自主的に地域で消費者啓発ができる人材養成講座を実施するとともに、講座受講者のグループ化を図り、会員が消費生活センターと連携し活動しています。
●情報紙「くらし応援ニュース」（月刊）、消費生活センターだより（季刊）を発行し、消費者トラブルの防止活動に寄与しています。コロナ禍にあって対面啓発が困難となったため、SNSを活用し月刊で発信しています。また、緊急や臨時で発信する際もSNSを利用し、幅広い世代に向けて消費生活関連情報の周知を図っています。
●誰ひとり消費者被害に遭わない、遭わせないために、様々な立場の人や事業者などが連携し、市民の消費者被害の未然防止･拡大防止を市内全域で推進してきました。

課題

●誰ひとり消費者被害に遭わない、遭わせないために、消費者被害の未然防止、拡大防止のため様々な立場の人や事業者などが連携してきましたが、関係各団体との協力体制の維持、見守り体制の拡大と強化が必要です。
●成年年齢の引き下げに伴い、若年層への啓発活動が喫緊の課題です。学校との連携を図り、若年層へ意識醸成を促すことで、自らが被害者にも加害者にもならない、さらには他者を見守りできる人材へと育成していく必要があります。
●消費者トラブルへの注意喚起や消費者教育のための情報発信を対象者に合った内容で届けられるようにするため、医療機関や郵便局等とも連携し、より多くの人へ啓発に努める必要があります。
●生活情報誌システムは地域での見守り活動に活かすツールとして認識はされてきていますが、まだ全市的な認識に至っていないため、ツールを活かせる材料として啓発活動に注力し必要な人に必要な情報が届けられる仕組みづくりが必要です。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
啓発事業参加者数	2,705 人	1,150 人	2,500 人
相談解決割合	99.25%	98.32%	99.00%

施策の内容

施策	具体的内容
①消費者問題への対応の充実	●生活教養講座等によりエシカル消費の推進をはじめ、様々な消費者力向上のための学習の機会の提供を進めます。 ●広報やホームページ等、広報ツールを活用し、積極的に情報発信を進めます。 ●消費者被害や製品事故情報等の情報収集に努めます。 ●成年年齢の引き下げに関する出前授業の充実を図り、成年以前の消費者教育を強化します。 ●判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐために、関係者等との連携を強化します。
②消費者の自主的活動の推進	●地域コミュニティの場に出向き、出前講座を実施することで、地域の見守り活動に貢献し、見守られる人だけでなく見守る人の消費生活への関心を高めます。 ●消費者トラブルへの意識の高さが被害防止の一歩であることから、若年層を含めたより多くの人に消費者行政への理解を深めていただき、自ら啓発できる人材育成を継続して行います。また、育成した人材の活動の場を提供します。 ●人材養成講座について、若年層に参加を広げる取組みを進めます。 ●「消費者市民社会」の実現に向けた消費者の責任について、多角的なアプローチで意識の醸成を図ります。 ●市民活動団体等による消費者啓発実施の支援を行います。
③生活情報誌システムの整備	●実際に寄せられた消費生活相談を活用し、広報紙等を作成することでタイムリーな注意喚起情報の発信を行います。 ●作成した広報紙等を見守り活動を実施している行政機関、事業者、団体、委員、個人等に速やかに提供する仕組みを構築し、消費者被害防止のネットワークの強化を図ります。 ●生活情報誌システムの内容や活用方法についての周知を進めます。 ●インターネットや SNS を利用し、より幅広い世代への情報発信に努めます。
④消費生活相談の充実	●消費生活相談員（有資格者）の配置を行い、常に相談者に安心感を与える相談体制を整えます。 ●相談窓口としての資質向上を常に心がけ、相談者にとってよりよい解決に結びつくよう、関係機関と連携しながら対応する体制を整えます。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●見守り活動実践団体が増加するように努めます。

関連計画

関連計画なし

施策項目 12　地域公共交通

施策を通じて実現したいまちの姿

誰もが安心して暮らせる街の基盤として、効率的で持続可能な公共交通体系の構築が進み、日常生活に必要な移動手段が確保されています。

現状

●コミュニティバスは再編を行い、買い物や通院に合わせたルートへの変更、駅や商業施設への乗り入れ等の利便性向上と、民間路線バスとの競合解消を図りました。
●新たに導入したデマンド交通（デマンドタクシー）は路線によっては利用者数が多く、稼働率も高くなっています。しかしながら、コロナ禍の影響で民間路線バス事業者を含め、公共交通にとっては非常に厳しい状況が続いています。

前期計画の取組み

●橋本市の公共交通網を末永く維持することを目的に、2020 年（令和2年）に公共交通網の再編を実施し、課題であった無料送迎バスと路線バスの競合解消を行うとともに、需要の少ないエリアにコミュニティバスの代替交通としてデマンド交通を導入しました。
●公共交通網の再編により、買い物や通院に合わせたルートへの変更、駅や商業施設への乗り入れなど、利便性向上に取り組み、実現可能な範囲で一定のサービス体制を確保しました。また、目的地（起点、終点）を明確にすることで、走行距離を短縮することができました。さらに、主要駅等に結節点（乗り継ぎ拠点）を置くことにより、利用者の乗り継ぎによる移動の拡大につながりました。

課題

●限られた予算の中で、高齢化とともに高まる公共交通への市民ニーズへの対応が求められています。
●コミュニティバス・デマンド交通の利用者は市民のうちごく一部にとどまっている状況で、利用方法の分かりにくさや運行回数が少ないことなどへの対応策が求められます。
●アフターコロナを見据え、観光振興策等と連携した観光客の移動支援や観光ニーズの創出を図る必要があります。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
コミュニティバスの収支率	１５％	１２％	２０％
地域公共交通に対する満足度	１６％	１３％	２０％

施策の内容

施策	具体的内容
①公共交通によるネットワークの充実	●需要が少ないエリアにコミュニティバスの代替交通として導入したデマンド型交通は増便や一部運行路線の見直しにより、利便性の向上を図ります。 ●高齢化に伴う免許返納者の増加に伴い、公共交通の需要が高まると予想されるため、既存路線に縛られない ICT 技術の活用も視野に入れた新たなネットワークの構築を目指します。
②公共交通サービスの充実	●幹線路線のターゲット層を明確にし、幹線路線エリア周辺等のマーケティング調査・分析等を行い、その特性を踏まえてプロモーション活動の展開を図ります。 ●橋本市地域公共交通計画の策定により、利用者の利便性向上へ向けた取組みに努めます。 ●利用しやすい公共交通の環境づくりとしてノンステップバス等安全性・機能性の高い車両や、利便性を高めるためのサービス導入を支援します。 ●インバウンドを含む観光客の需要など観光振興策等と連携した観光客の移動支援・観光ニーズの創出を図ります。 ●橋本市内駅周辺の駐車場並びに駐輪場については、適切な管理によって、通勤通学に利用する市民の利便性の向上および道路交通の円滑化を図ります。 ●地域の交通弱者の状況や商業施設の分布、利用用途など、市民の交通ニーズについて把握に努め、交通環境の向上を図るとともに、公共交通の現状について周知します。
③公共交通結節点の整備	●都市構造と整合した乗り継ぎ拠点の設定を図ります。 ●鉄道・路線バスのダイヤ改正等を踏まえ、コミュニティバスに極力待ち時間が少なくなるよう、スムーズな乗り継ぎを可能とするダイヤ設定を図ります。 ●公共交通の乗り継ぎ利用者に対し、乗り継ぎ券等による負担の軽減等により公共交通を利用しやすい仕組みづくりを進めます。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●市民・事業者・関係団体は、「みんなが気にして、動いて育てる公共交通」の取組みの推進や協力を行います。

●事業者・関係団体は、公共交通やまちづくりに関わる現状および課題の認識や方向性を行政と共有し、効率的で持続可能な公共交通体系の構築に努めます。

●市民・事業者・関係団体は、公共交通利用促進に関する意識を高めるよう努めます。

関連計画

●橋本市交通バリアフリー基本構想　　●地域公共交通計画

施策項目 13　土地利用・市街地・景観

施策を通じて実現したいまちの姿

集約型のまちづくりを進めることで、子どもから高齢者まで安心して暮らせる都市（まちや集落）の拠点を形成し、これらの拠点を公共交通で結ぶことで安全と賑わいのある都市の構築が進んでいます。

現状

●人口減少、少子高齢化、環境意識の高まり、開発地域のオールドニュータウン化などに加え、市街地の防災機能、住居環境の改善を図る土地利用計画の転換（都市機能の集約化）が求められています。
●近年太陽光発電など未利用地を活用した事業が進んでおり、良好な景観の形成を図るため周辺環境に配慮した整備を推奨する必要があります。

前期計画の取組み

●2023 年（令和5年）3 月に第 2 次橋本市都市計画マスタープランを策定しました。
●秩序ある景観を形成するため、適正な和歌山県屋外広告物条例の運用に努める一方、パトロールにより簡易広告物の撤去を実施しました。また、市営住宅伏原団地の改修工事に際して、景観条例の通知制度を適用し、周囲の景観と調和する外壁塗装としました。
●中心市街地土地区画整理事業の換地処分が完了したことにより、事業地区内の防災機能や住環境が改善されました。
●大規模未利用地地区を産業用途として活用するに際し、近隣住宅地への住環境の影響を抑えるため、新たに特別用途地区を設定しました。
●地籍調査は調査面積の目標を達成することができ、土地の境界・面積等が明確化されたことで固定資産税の増収につながりました。

課題

●土地利用について人口減少、少子高齢化、環境意識の高まり、開発地域のオールドニュータウン化や市街地の防災機能、住居環境の改善を図る土地利用計画の転換（都市機能の集約化）が必要です。
●シビックゾーンの整備やそれにともなう日常生活サービス、各種行政サービスを高める地域づくりが必要です。
●良好な景観の形成を図るため周辺環境に配慮した整備を進めることが求められます。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
地籍調査進捗率	39.4%	42.9%	50.0%

施策の内容

施策	具体的内容
①土地利用の規制誘導による秩序あるまちづくり	●社会情勢の変化に対応するべく関連する上位計画を考慮し、計画的かつ総合的で、都市機能を集約化したまちづくりの推進のため、都市課題について市民とも共通認識を高めながら、共感を得られる都市計画マスタープランの作成を推進します。 ●高野口地域の計画的な土地利用の規制・誘導や秩序ある建築活動を誘導するため、市民と課題認識を共有しながら用途地域等の指定を検討します。 ●人口密度の維持、向上により人的・物的な新陳代謝を活性化させるため、市街地への緩やかな規制と誘導について検討します。
②良好な市街地景観、田園景観、緑の景観の保全	●和歌山県屋外広告物条例に基づき、秩序ある景観形成を図るため、違反指導体制を構築し、規制・誘導および違反広告物の撤去に努めます。 ●良好な景観の形成に関する理解を深めるため関係法令の周知を図ります。 ●大規模開発等にあたっては、良好な景観の形成を図るため、和歌山県景観条例に基づき、適正な指導に努めます。 ●本市の景観形成を先導する公共施設などの整備などにあたっては、周辺環境と調和した意匠・形態や色彩等に配慮した整備に努めます。 ●良好な景観※の形成を図るため周辺環境に配慮した整備を進めます。 ※良好な景観の形成とは、市民の地域に対する愛着や誇りを高める景観づくりのことを言います。
③住環境整備の総合的・計画的な推進	●居住者の高齢化が進む地域や空洞化が進む地域では、生活利便施設の立地などにより生活環境を充実し、地域の活性化を促進します。 ●橋本駅前周辺（中心市街地）の土地区画整理事業、除外地区については防災機能や住居環境の改善に向けた整備を検討します。
④都市活動の拠点となるエリアの充実	●都市活動での様々なサービスを効果的に享受できるよう、都市拠点および地域拠点の集約的整備を検討します。
⑤特定機能の集積をいかすエリアの形成	●工業団地の造成にともない、近隣住宅地との調和を図るため特別用途地区の活用を図ります。
⑥地籍調査事業の推進	●土地の明確化や土地の有効利用を促すために、地籍調査に努めます。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●市民・事業者・関係団体は、周辺地域と調和した土地利用や建築に努めます。

関連計画

●橋本市都市計画マスタープラン

施策項目 14　道路

施策を通じて実現したいまちの姿

災害時の被害を最小限にとどめるよう防災・減災対策を講じるとともに、安全・安心で計画的な道路管理を進めることで、生活の利便性を高める総合的な道路ネットワークが形成されています。

現状

●国道・県道の改良等については用地等の問題で実施困難な箇所があり、今後事業を要望していく上で課題となっています。市道については舗装修繕等を進めていますが、調査等により安全性・緊急性を考慮し優先順位をつけて効率的に進める必要があります。

●5年に1回の点検が義務づけられている主要な道路構造物（橋梁、トンネル等）については 2020 年度（令和2年度）から二巡目の点検を実施しており、一巡目の点検で早期にあるいは緊急に修繕等すべき橋梁（41橋）は早急に修繕を進めていく必要があることから予算等の確保が必要です。

前期計画の取組み

●国道371号バイパスの整備促進に取り組み、和歌山県側については、柱本から市脇間の5．5kmが全線4車線で供用され、府県間トンネルの本体工事についても 2019 年（令和元年）10月に完了しました。

●あやの台北部の工業団地内において、都市計画道路の整備に着手しました。

●環境にやさしい安全で魅力的な道路空間の整備に向け、防災・安全交付金等を活用し舗装修繕、防護柵等の道路整備を行いました。

●道路メンテナンス事業補助金を活用し道路構造物（橋梁・トンネル・大型カルバート）の二巡目の点検および修繕事業を行いました。

●歩行者の安全性等を確保するため、歩行者専用道路の整備を行いました。県のサイクリングロード事業の当地区分は完了しています。

課題

●国道371号バイパスについては大阪府側の未供用区間を含め、2020年代前半での1日でも早い全線供用に向け、今後、促進協議会で要望活動について検討が必要です。

●道路施設の老朽化が深刻な問題となっていることから、国・県の補助金、交付金や起債を最大限活用し、安全・安心な道路施設の維持管理を計画的に進める必要があります。

●市道の舗装修繕・維持改良等については、限られた予算の中で要望に対応することが難しくなってきており、調査等により安全性・緊急性を考慮し優先順位をつけて効率的に進めることが必要です。

●幅員が狭い道路における歩行者の安全確保対策が必要です。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
道路修繕の処理率	30%	47%	50%
道路ストックの長寿命化達成率	91%	90%	95%

施策の内容

施策	具体的内容
①都市を支える道路網の体系的整備	●2016 年度（平成 28 年度）より（仮称）新紀見トンネル工事が着工しており、関連する自治体とも連携しながら、早期完成をめざして要望活動を実施していきます。 ●持続可能なまちづくりのため、都市計画道路の計画的な整備に努めるとともに社会情勢の変化などにともない適正な見直しに努めます。
②環境に優しい安全で魅力的な道路空間の整備	●防災・安全交付金等を活用しながら、舗装修繕・防護柵設置等、環境にやさしい安全で魅力的な道路空間の整備に努めます。 ●市道の舗装修繕・維持改良等については、調査等により安全性・緊急性を考慮し優先順位をつけて効率的かつ積極的に進めます。 ●狭隘な道路の安全対策等に努めます。
③道路施設の長寿命化	●道路施設の計画的な点検・修繕を行いライフサイクルコストの縮減に努めます。
④歩道や自転車道の整備	●幅員が狭い道路における歩行者の安全確保対策に努めます。 ●歩行者や自転車での移動の安全性と快適性を確保するため、散策やサイクリングを楽しむことができる歩行者（自転車）ネットワークの形成の取組みとして、県が実施するサイクリングロード事業の当地区分は完了していますが、新たな計画がある場合は、引き続き協力に努めます。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●関係団体は、市道等の公共土木施設の軽微な補修については、市より原材料の支給を受け、地元区において補修を行います。

●市民・事業者・関係団体は、市道等の維持管理について、利用する市民がその維持管理の一定の役割を担う「アダプト制度」等の取組を推進します。

関連計画

●橋本市道路橋個別施設計画

●橋本市大型カルバート個別施設計画

●橋本市道路トンネル個別施設計画

施策項目 15　上下水道

施策を通じて実現したいまちの姿

災害時等の緊急時の給水体制の構築を含め、地域の実情に応じた安全・安心で安定的な水道水の供給がなされています。また、下水道事業による安全・安心、快適な暮らしの向上と良好な生活環境の実現とともに、紀の川を含む公共用水域の水質保全が実現され、人を包む自然環境と生活環境の質が優れた状態となっています。

現状

●本市水道事業においては、人口減少や節水意識の高まりによる有収水量の減少が続く一方、施設や管路の老朽化にともなう改築更新費や維持管理費の増大が見込まれています。そのため、2020 年度（令和2年度）に料金改定を行い、2021 年度（令和３年度）には水道メーター検針を毎月から隔月に変更するなど経費削減に取り組み、財源確保を図っています。

●本市の公共下水道事業は 2019 年度（令和元年度）より公営企業会計に移行しており、収支均衡を目的として、建設事業費の抑制などを行うとともに、2020 年（令和2年）4月に料金改定を行っています。

前期計画の取組み

●上水道施設の規模の最適化と統廃合を行い、老朽施設の更新や水道水の質的向上、耐震化に取り組む一方、2020 年度（令和2年度）に料金改定を実施し財源確保に努めました。

●災害時の応急給水活動に関する市民への情報提供や事前の広報活動について検討を進めました。

●汚水処理サービスについてはサービスレベルを維持するためストックマネジメント計画を作成し、施設の適切な維持管理に努めました。

●公営企業会計への移行が義務づけられる農業集落排水については、将来の事業運営を見据え、公共下水道への統合検討に着手しました。

課題

●「橋本市水道ビジョン 2027」に合わせ、将来にわたる安定的なサービスを提供するため、中長期的な視点から組織や事業の効率化、計画的な改築更新を行い、経営の健全化・安定化に取り組むことが重要となります。

●国から示された「10 年概成の方針」に基づき、令和 8 年度を目途に汚水処理事業を概成させる必要があります。

●農業集落排水の利用者の減少や施設の老朽化にともなう維持管理・更新費用の増加が懸念される中、令和 6 年度には公営企業会計への移行が義務づけられています。

●持続可能な事業運営が成り立つよう、広域化・共同化の観点から農業集落排水の公共下水道への統合を検討し計画的に進めていく必要があります。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
基幹管路耐震適合率（上水道）	37.5%	40.1%	44.6%
水道事業経常収支比率	109.35%	108.08%	100.0%
公共下水道接続率	83%	85%	88%

施策の内容

施策	具体的内容
①良質な水資源の安定供給	●安心しておいしく飲める水を供給していくため、施設規模の最適化を行い、老朽施設の更新や水道水の質的向上、耐震化に取り組みます。
②災害への備え	●災害時の応急給水活動の市民への情報提供や事前の広報活動の充実を図るとともに、計画的な応急給水用資機材の確保に努めます。また、近隣自治体への応援要請等をスムーズに行えるよう、他自治体と連携し災害を想定した訓練を定期的に実施します。
③持続可能な下水道事業の推進	●公共下水道事業における認可区域の早期完成を目指すとともに、必要に応じ区域を見直し、計画的に整備を進めます。 ●公共下水道の役割や効果を広報することにより、公共下水道への早期接続を促進します。 ●公共下水道事業における安定的なサービスを提供できるよう、適切かつ計画的な維持管理を実施します。 ●和歌山県が令和4年度に策定する広域化・共同化計画に基づき、不明水対策や維持管理の共同化、汚泥の集約処理などを検討し計画的に進めます。
④持続可能な農業集落排水事業の推進	●令和6年度に公営企業会計へ移行するための準備を進めます。 ●農業集落排水の持続可能な事業運営が成り立つよう、広域化・共同化の観点から公共下水道への統合を検討し計画的に進めます。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●水道使用者は給水装置（第１止水栓から蛇口まで）の適切な管理に努めます。

●公共下水道供用区域の住民は、公共下水道に接続することで地域の水環境の保全に協力します。

関連計画

●橋本市水道ビジョン 2027

●橋本市水道事業経営戦略

●橋本市公共下水道事業計画

●橋本市公共下水道全体計画

●橋本市上水道第５次拡張事業再構築基本計画

●橋本市下水道事業経営戦略

●橋本市ストックマネジメント計画

施策項目 16　自然環境

施策を通じて実現したいまちの姿

市民の自然環境に対する理解や関心が深まり、協働による保全がなされることで、自然のもつ多面的機能がいかされた豊かな暮らしが実現できています。

現状

●コロナ禍の中、自然保護団体等との連携強化やボランティアの育成などの市民協働の取組みは、会議やイベントの開催が著しく制限され、例年行ってきた伊都・橋本地球温暖化対策協議会との意見交換会も実施できず、社会福祉協議会主催のボランティア体験フェアが中止となるなど、様々な取組みが停滞しました。

前期計画の取組み

●学校教育・生涯学習における環境学習などを推進するとともに、環境保全ボランティアの育成など市民協働に取り組みました。
●自然環境に関する情報を庁内で共有し、体制の強化に努め、河川などの水辺空間の保全に努めるとともに外来生物に関する正しい知識の周知に努めました。
●自然公園の保全活動に努めるとともに関係者との連携・協力により自然公園等に関する情報共有に努めました。

課題

●新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、自然保護団体等との連携強化やボランティアの育成などの市民協働の取組みや伊都・橋本地球温暖化対策協議会との意見交換会、社会福祉協議会主催のボランティア体験フェアなどを再開していくことが必要です。
●里山の機能を回復させるための整備を行うとともに、伐採や植栽がなされずに放置されている人工林についても整備を行い、環境林として保全することが必要です。
●動植物の生息・生育環境保全については、行政側に専門の職員がいないため、現地調査等を市民団体等のボランティアに頼らざるを得ないことが課題になっています。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
環境保全奉仕作業実施地区数	73 地区	71 地区	100 地区

担当課把握データに基づく

施策の内容

施策	具体的内容
①自然への親しみや学びを支援、啓発する	●学校教育・生涯学習における環境学習や自然体験学習を推進します。 ●事業者および自然保護団体等との連携の強化や、環境保全にかかわるボランティアの育成など、市民協働の取組みを推進します。 ●コロナ禍による自然への親しみや学びを支援・啓発するイベントや活動に制限があることから、その取組み方についても変容することを検討します。
②動植物の生息・生育環境を保全する	●自然環境に関する情報の収集および共有など、庁内での連携体制の強化に努めます。 ●里山の機能回復や人工林の整備について、所有者・管理者である地域住民に対して、支援をしながら良好な保全に努めます。 ●水生動植物に配慮しつつ、河川など水辺空間の保全に努めます。 ●外来生物に関する正しい知識の周知に努めます。
③自然公園の保全と情報共有	●金剛生駒紀泉国定公園や高野山町石道玉川峡県立自然公園については、自然とふれあえる場として、市民と連携した保全活動に努めます。 ●自然公園指導員・自然公園保護監視員や土地所有者・管理者、地元住民等と連携・協力して、自然公園等に関する情報共有に努めます。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●市民は、自然体験や自然観察会などに参加し、自然環境に関する理解を深めます。

関連計画

●橋本市環境基本計画

施策項目 17　循環型社会

施策を通じて実現したいまちの姿

循環型社会構築のため、市民一人ひとりの、ごみを減らし（発生抑制：リデュース）、使えるものは繰り返し使い（再使用：リユース）、資源として利用する（再生利用：リサイクル）という「3R」の取組みが進み、「資源を分別して、燃やすごみ、埋め立てるごみを減らそう。」を目標に、有限な環境資源を次世代に引き継ぐ、環境に配慮した循環型のまちづくりが進んでいます。

現状

●国は「2050 年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、2030 年度（令和 12 年度）の温室効果ガス排出削減について 2013 年度（平成 25 年度）比 46%減という新たな目標を掲げました。
●本市の生ごみ堆肥化・減量化の取組みが進み、2022 年度（令和4年度）より可燃ごみ収集の全市週1回化を実施しています。
●コロナ禍による巣ごもり需要などもあり、ごみの平均排出量は目標値を上回って推移しています。

前期計画の取組み

●生ごみ堆肥化・減量化を進め、持続可能な循環型社会の形成を推進するとともに陶磁器リサイクル市の普及に努め、最終処分場の延命を図りました。
●非効率なごみ収集形態を見直すとともに、分別した資源ごみの資源化推進に努めました。
●事業系ごみの減量化・資源化に対する啓発を行いつつ、事業者への排出指導や意識啓発に努めました。

課題

●生ごみ堆肥化・減量化を引き続き進め、焼却ごみを減らすとともに、陶磁器リサイクル市の普及によりリユース・リサイクルを促進する必要があります。
●ごみ収集については今後、直営収集職員の減少が予想されることから、効率的かつ環境負荷の少ない収集体制への移行が必要です。
●ごみステーションの収集体制を維持するとともに、ごみ出し困難者への支援等の体制づくりに努める必要があります。
●家庭系ごみと事業系ごみの分別の違いについて小規模事業所などに啓発する必要があります。
●新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、区・自治会や衛生自治会等との連携強化などの市民協働の取り組みを再開していくことが求められます。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
生活系ごみ１人１日平均排出量	485 g	522 g	490 g
事業系ごみ１日平均排出量	17.62 t	15.03 t	15.00 t

施策の内容

施策	具体的内容
①廃棄物の減量およびリサイクル・再生利用・発生排出の抑制の推進	●生ごみ堆肥化・減量化を進めることで、焼却するごみを減らし、持続可能な循環型社会の形成を推進します。 ●ごみや環境に対する意識啓発を行い、可燃ごみに含まれている容器包装や古紙類の分別を促し、ごみ減量化を推進します。 ●埋立てごみの処分先を確保するとともに、陶磁器リサイクル市の普及や、資源化処理を推進し、施設の延命化を図ります。
②効率的かつ環境負担の少ない収集体制への見直し・移行	●コンテナ収集を行っている資源物や、粗大ごみ収集など、非効率な収集形態を見直し、効率的かつ環境負荷の少ない収集体制への見直し・移行を進めます。 ●分別した資源ごみなどの店頭回収は一部小売店などで実施されていますが、市民が自由に排出できる品目や場所を増やし、資源化推進に努めます。
③区・自治会、衛生自治会等との連携	●ステーション収集体制を維持するとともに、区・自治会が行うごみステーションの維持管理を支援します。 ●高齢化などにより、ごみをごみステーションまで運ぶのが難しい、ごみ出し困難者の支援について、区・自治会と連携し支援体制づくりに努めます。
④事業系ごみの減量化・資源化促進	●「事業系ごみの減量と分別のマニュアル」を用いた周知徹底や、事業者から排出するごみの分類調査を実施するなど、事業系ごみの減量化・資源化に対する啓発を行いつつ、事業者への排出指導や意識啓発に努めます。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●市民・事業者・関係団体は、橋本市衛生自治会と連携し、ごみの減量などに取り組みます。
●市民・事業者・関係団体は、循環型社会という概念の大切さについて考える機会を設けます。

関連計画

●橋本市環境基本計画　　●橋本市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）
●橋本市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画）

施策項目 18　環境衛生

施策を通じて実現したいまちの姿

環境に配慮する意識が地域で醸成され、良好な生活環境が保全されています。また、合併浄化槽の適正管理がなされ、単独浄化槽の合併浄化槽や下水道への切り替えが進んでおり、適正な生活排水処理による環境への負荷低減が図られています。さらに、愛護動物の適正な管理が地域でなされており、「人と動物の共生社会」が構築されています。

現状

●環境に配慮する意識が高まり良好な生活環境が保全されつつある一方、河川や山林等への不法投棄が後を絶ちません。
●橋本保健所に持ち込まれる野良猫の数も以前より減少傾向にあるものの、市内各地での野良猫に対する苦情は継続して寄せられています。

前期計画の取組み

●県、地域住民との連携により、事業活動にともなう生活環境への影響把握や、事業所に対する指導・啓発を行い、良好な生活環境の保全に努めました。
●浄化槽の関係事業者等と連携しながら合併浄化槽の普及啓発および浄化槽維持管理の啓発指導を進めました。
●地域の生活環境保全と猫の殺処分数の削減を図るため、県や市民団体などと連携しながら、啓発活動を推進し、人と動物が共生できる地域づくりに努めました。
●年々増加傾向にある不法投棄を環境監視員によるパトロール強化等により、生活環境の保全に努めました。

課題

●公共下水道や農業集落排水施設の整備区域以外の地区の生活排水処理の方策としては、合併処理浄化槽等による個別処理がありますが、定期的な清掃や保守点検についての周知徹底と啓発を更に進めるとともに、地理的条件や人口の密集度等の地域特性を踏まえつつ、事業の経済性、投資効果発現の優位性等を検討し、生活排水の処理を推進していくことが必要です。
●人と動物の共生社会づくりについてこれまでの取組みを強化・継続していくことが求められます。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
単独浄化槽から合併浄化槽、下水道への切り替え数	5,600 基	5,200 基	4,800 基
不法投棄認知件数	46 件	32 件	25 件

施策の内容

施策	具体的内容
①水質・大気・騒音・振動等環境汚染対策の推進	●県、地域住民との連携により、事業活動による生活環境への影響の把握や、事業所に対する指導・啓発を行い、良好な生活環境の保全に努めます。
②環境衛生の充実（環境美化・し尿・生活排水・衛生対策等）	●公共下水道や農業集落排水施設の整備区域以外の地区の生活排水処理の方策としての合併処理浄化槽等による個別処理について、定期的な清掃や保守点検に関する周知徹底と啓発を更に進めます。 ●地理的条件や人口の密集度等の地域特性を踏まえつつ、事業の経済性、投資効果発現の優位性等を検討し、生活排水の処理を推進していきます。 ●し尿収集については、収集量に応じた収集体制を維持していきます。
③人と動物の共生社会づくり	●地域の生活環境の保全と猫の殺処分数の削減を図るため、「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、県や市民団体と連携しながら啓発活動を推進し、人と動物が共生できる地域づくりに努めます。
④廃棄物の不法投棄等による環境汚染の防止	●廃棄物の不法投棄等による環境汚染の防止についてこれまでの取組みを強化・継続していきます。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●事業者・関係団体は、行政と連携し、浄化槽の適正管理について啓発を進めます。

●関係団体は、団体間で連携することによりネットワークを拡大し、人と動物が共生できる地域づくりに努めます。

●市民・事業者・関係団体は、不法投棄を未然に防ぎ地域の環境を守るため、地域ぐるみで監視を行います。

関連計画

●橋本市環境基本計画

●橋本市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画）

施策項目 19　住宅環境

施策を通じて実現したいまちの姿

地域コミュニティの維持に向けて、無秩序な市街地の拡散を抑制し、安全・安心で快適な住宅環境のために耐震化率の向上や特定空家等が減少しているとともに、事業者などと連携して良好な住宅づくりがなされています。また、市営住宅においては、計画的な長寿命化を図り、安定した住居が確保されています。

現状

●市営住宅の長寿命化工事は計画通り進捗できており、空住戸についても年間約 14 戸の新規入居者募集を行っていることから、良好な住宅を安定して供給できています。
●良好な住環境の保全と創造については、2020 年度（令和2年度）時点において耐震化率の上昇はみられますが、その伸び率は緩やかなものにとどまっています。

前期計画の取組み

●2018 年度（平成 30 年度）から 2020 年度（令和2年度）の間で5団地 74 戸の市営住宅長寿命化工事を完了しました。
●耐震化促進のさらなる充実を図るため、2018 年度（平成 30 年度）に「耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施に対する補助金」制度を導入しました。また、住宅所有者に対して耐震化を促す取組みとして戸別訪問を実施したほか、ダイレクトメールによる啓発などを実施しました。
●2018 年度（平成 30 年度）から 2020 年度（令和2年度）の間で 47 件の特定空家の所有者に対して助言文書等を送付。2018 年度（平成 30 年度）以前から問題となっている特定空家も含めて 48 件に除却や修繕等の改善がありました。
●2020 年度（令和2年度）には空家の利活用を促進することを目的として、橋本市独自の空家バンク制度を構築しました。

課題

●急激に進む社会環境の変化（人口減少・少子高齢化・空家の増加等）や社会ニーズに対応した、良好な住宅地・住宅の供給を促進していく必要があります。
●高齢化の進展に伴う空家の増加は全国的にみても問題となってきており、これからは「新たな空家を発生させない」ための取組みが重要となっています。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
住宅耐震化件数	－	６０件	１５０件
特定空家等の改善件数	－	６５件	１５０件

施策の内容

施策	具体的内容
①良好な住宅地・住宅の供給促進	●社会環境の変化やニーズに対応した、良好な住宅地・住宅の供給を民間事業者と連携しながら促進していきます。 ●市営住宅の効率的かつ円滑な更新およびコスト縮減のため、市営住宅長寿命化計画に基づく予防的保全管理、長寿命化に資する改善を推進します。
②良好な住環境の保全と創造	●住宅耐震化促進事業および耐震改修サポート事業のさらなる充実を図ります。 ●利用者ニーズに応じた耐震補強等に関するさらなる取組みの強化を図ります。 ●地震時の総合的な安全対策に関する啓発資料や各種助成制度等に関する情報提供の充実を図ります。 ●個別訪問などを実施し、市民に耐震化の重要性について周知していきます。
③空家等の再生等有効活用の推進	●空家等の適切な管理および利活用に関して提供可能な情報を充実させるとともに、市民からの相談の受付体制を充実します。また、空家の発生を未然に防ぐ手段についても検討します。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●市民は、住宅状況の認識と耐震改修の必要性の意識を高めるよう努めます。

●市民・事業者・関係団体は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている特定空家等に関する情報について、積極的に市に提供するよう努め、空家等の所有者が、空家等の適切な管理又は利活用するよう努めます。

●市民・事業者・関係団体は、新たな空家を発生させないための取組みを進めます。

関連計画

●橋本市耐震改修促進計画

●橋本市営住宅長寿命化計画

●橋本市空家等対策計画

施策項目 20　公園・緑地

施策を通じて実現したいまちの姿

公園・緑地が、地域の実情に応じて適切に維持管理されており、誰もが安心して利用できる状態となっています。

現状

●本市の市民1人当たりの都市公園面積は約16m^2 となっており国で定めている10m^2 を超えていますが、利用状況も踏まえた上で、集約化や利用方法の検討も今後必要となってくる可能性があります。
●公園緑地の維持管理について、利用する市民が維持管理について一定の役割を担う「アダプト制度」を 2019 年（平成 31 年）4 月から施行し、公園・緑地内の清掃、草刈り活動等を行っています。

前期計画の取組み

●市民との協働による田原川の清掃活動を継続実施したことで、良好な自然環境が維持形成され、ホタルが復活し市民の憩いの場として活用されています。
●公園緑地の維持管理を行うアダプト団体の登録数を増やすため、PR活動（HP、広報等）を行い、7団体の登録がありました。
●自然に囲まれた杉村公園の隣に大型遊具を整備した杉村やすらぎ広場が令和 3 年 11 月に開園し、多くの市民に親しまれています。

課題

●安全・安心して公園・緑地を利用できるよう、計画的な修繕、更新、バリアフリー化の検討が必要となっています。
●遊具については日常点検（年6回）を行っていますが、老朽化が進んでいる中、国の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき、専門技術者の点検が必要となっています。
●アダプト団体の登録数を増やすため、継続してPR活動を行うことが必要です。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
アダプト制度による公園緑地の維持管理参加団体数	０団体	７団体	１６団体
「公園・緑地」施策の市民満足度	４２％	２７．６％	６０％

施策の内容

施策	具体的内容
①公園緑地の整備の充実	●杉村やすらぎ広場については隣接する杉村公園との一体的な運営や維持管理を行います。 ●公園施設の日常的な点検（年6回実施）に加え、専門技術者と協力して一定期間ごとに行う遊具等の詳細な安全点検を実施し、市民が安心して公園を利用できるよう努めます。また、バリアフリー化の検討を進めます。 ●公園・緑地の維持管理について、アダプト制度（市民が管理運営等を担う制度）等の取組みを推進します。また、アダプト団体の登録数を増やすため、ホームページや広報等を通じて、引き続きPR活動を行います。 ●都市公園について、利用状況も踏まえ集約化や利用方法について今後検討を行います。
②水と緑のネットワークの整備	●良好な自然環境や生息する動植物や生育環境を守り、水と緑のネットワークを形成・維持に努めます。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●市民・事業者・関係団体は、公園・緑地等をボランティアにより管理する「アダプト制度」等の取組を推進します。

関連計画

●緑の基本計画

施策項目 21　健康・医療

施策を通じて実現したいまちの姿

健康寿命の延伸と、生活の質の向上のため、市民一人ひとりが健康管理・予防の重要性を学び実践することで、市民・地域・行政が一体となった「健康なまちづくり」が進んでいます。市民病院では、公的病院として他の医療機関との機能分化と密接な連携を図り、急性期医療を中心に救急医療を充実させ、市民が安心して医療を受けられる体制が構築されています。

現状

●生活習慣病の早期発見・早期治療に向けて身体及び口腔ケアのための各種健診等の実施に取り組んでいますが、コロナ禍の中、外出を控え、検診や医療受診を控える方が増加したことから受診率の低下が顕著になりました。
●市民病院は救急医常勤1名を中心として救急医療体制を整備していますが、診療科目の偏在のために、救急受入れができないことがあります。

前期計画の取組み

●特定健診・がん検診など受診環境の充実を図り、受診しやすい体制を整備するため、ポスターやのぼり等で啓発し、集団健診実施日を平日だけでなく、休日も設定し受診者増加に努めました。
●特定健診・がん検診などの未受診者には、AIを使った受診勧奨通知や電話架電による受診勧奨を実施し、受診率の向上に努めました。
●高額な費用負担が発生する不妊治療、未熟児養育医療及び自立支援医療の治療費について助成することで、妊娠出産を望む家庭や子育て世代の経済的負担の軽減を図りました。
●母子保健事業における健康づくりは、すべてのライフステージの土台をつくる大切な時期を担うことから、歯科および栄養分野の健康教室を、学校と連携し学童期にまで広げて実施しました。

課題

●中年層から高齢期にかけてさらに健康保持増進に努めるような指導の機会を増やし、健康寿命の延伸に努める必要があります。また、高齢者のフレイル予防の取組みを継続して実施し、要介護状態に至る可能性の低減に努める必要があります。
●市民病院においては、医師の確保が困難な診療科目においては、和歌山県立医科大学等への医師派遣の依頼を引き続き行うとともに、「臨床研究支援プログラム」「大リーガー医育成プロジェクト」を積極的にPRするなど、医師の確保に努める必要があります。
●市民病院は地域の二次救急を担う病院として、安心・安全の医療を提供していくために、救急医の増員に努め、救急医療体制の充実を図っていく必要があります。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
運動習慣者の割合	２１％	３８．８％	５０．０％
特定健康診査受診率	３６％	３１．８％	６０．０％

施策の内容

施策	具体的内容
①健康づくりの支援体制の充実	●市民一人ひとりが健康を意識し、家族や近所・地域の健康づくりの輪を広げる活動を推進するため、健康推進員に対し、知識や技術の向上を図る研修等を行います。 ●かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局等の必要性について周知を図るとともに3師会を含む関係機関と連携し健康づくりの気運を高め、市民の健康維持、増進に努めます。 ●高齢者のフレイル予防の取組みを継続し、要介護状態に至る可能性の低減に努めます。 ●あらゆる世代に食生活の重要性を普及啓発し、健康づくりに引き続き取り組みます。 ●高齢者が地域で健康的な生活を送ることができるよう保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組みます。
②疾病の早期発見体制の充実	●特定健診未受診者を少なくするため、対象になる年齢に焦点を当て受診勧奨するなど未受診者対策を効果的に実施します。 ●がんによる死亡率減少のための対策型がん検診を実施します。
③母子保健・医療の充実	●不妊治療費助成事業、未熟児養育医療・自立支援医療費助成事業等、治療費の一部を助成することで経済的負担を軽減します。 ●定期予防接種の情報発信等の充実を図るとともに、医療機関との連携のもと、接種漏れがないように管理及び確認を徹底します。
④市民病院の機能・医療体制の充実	●診療科目別の偏在により、医師の確保が困難な診療科目においては、和歌山県立医科大学等への医師派遣の依頼を引き続き行うとともに、「臨床研究支援プログラム」「大リーガー医育成プロジェクト」を積極的にPRするなど、医師の確保に努めます。 ●専門・認定看護師等の養成を引き続き実施し、質の高い看護ケアの提供を行います。 ●地域医療連携室を中心に、地元医師会や医療・介護の関連機関と密に、顔の見える関係づくり、信頼と安心できる医療の充実に努めます。
⑤市民病院の救急医療体制の確保	●地域の二次救急を担う病院として、安全・安心の医療を提供するため、救急医を増員し、救急医療体制の充実を図ります。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●事業者・関係団体は、連携を図ることで市民の健康づくりに寄与します。

関連計画

●橋本さわやか長寿プラン２１橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
●橋本市特定健康診査等実施計画　●橋本市民病院経営強化プラン
●橋本市健康増進計画

施策項目 22　社会保障

施策を通じて実現したいまちの姿

すべての市民が安心して健康的な生活を送れるよう、それぞれの社会保障制度が市民の正しい理解のもとで、適正に運用されています。また、生活困窮者への安定した雇用の場の確保と就労支援が行き届いています。

現状

●社会保障制度については、少子高齢化や保険財政の安定化等の課題解決、および人生 100 年時代の到来を見据えた国の「全世代型社会保障改革の方針」に基づき、制度改正が実施されています。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するために、後期高齢者医療の一定以上の所得のある方の窓口負担割合が2割負担等をはじめ、制度改正の内容について市民の理解と協力が必要になっています。

前期計画の取組み

●国民健康保険については、2027 年度（令和9年度）の県下統一保険料（税）の導入に向けて、2020 年度（令和2年度）に県の示す標準税率の導入のため資産割を廃止しました。

●広報やホームページにより、後期高齢者医療制度の周知に取り組み、年齢到達者には、パンフレットやチラシによる制度の案内および未納を防ぐために口座振替の利用の推進を図りました。また、被保険者の健康増進のため、橋本市後期高齢者医療制度脳ドック健診助成事業を実施しました。

●国民年金については制度の周知に取り組みました。資格取得時等における納付督励、口座振替、前納の促進等により納付率が向上しました。

●介護保険の認定調査員について、毎年現任研修を受講するとともに、ミーティング等を通じ情報共有等を行いました。

●生活保護に至る前の段階での自立支援を図るため、生活困窮者の相談に応じ、原因や問題の整理、住居確保給付金の支給等を行いました。

課題

●長期化する新型コロナウイルス感染症の影響については、医療機関の受診控えや特定健診等の保健事業の推進についても影響を受けており、コロナ禍での適切な医療受診や健診受診率をどのように向上させるかが課題となっています。

●少子高齢化が進む中、社会保障制度については、全世代対応型の持続可能な制度構築が求められており、制度改革に対して市民の理解と協力が必要となります。

●後期高齢者医療制度については、令和4年度から団塊の世代が 75 歳以上になり始め、令和 7 年度には団塊の世代すべてが後期高齢者になるため、給付と負担のバランスなど、全世代で社会保障制度を支えていくための制度改革に対して、しっかりと周知することが必要です。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
「社会保障」施策の市民満足度	39%	26.3%	50%

施策の内容

施策	具体的内容
①国民健康保険制度の適正な運用	●広報やホームページ等により、国民健康保険制度の周知に努めます。 ●2027 年度（令和 9 年度）の県下統一保険料（税）導入に向けて税率改定を実施し、安定的な国保制度運用に努めます。 ●医療費の適正化、国保税の適正賦課と収納率の向上による国保財政の健全運営を進めます。 ●被保険者の健康の維持増進のため、データヘルス計画に基づく保健事業を積極的に展開します。
②後期高齢者医療制度の適正な運用	●広報やホームページ等により、後期高齢者医療制度の周知に努めます。 ●被保険者の健康増進のため、橋本市後期高齢者医療制度成人病検査助成事業を継続的に実施します。 ●人生 100 年時代を見据え、健康寿命を延伸するための高齢者の介護予防と健康づくりを推進するため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業に取り組みます。
③国民年金制度の適正な運用	●広報やホームページ等により、国民年金制度の周知に努めます。 ●国民年金制度の周知や口座振替、前納の推進により納付率を向上させ、無年金者の減少に努めます。 ●免除制度の周知等によって未加入や未納を防ぎ、加入者が年金を受給できるよう促進します。
④介護保険制度の適正な運用	●広報やホームページ、出前講座の実施等により、市民や事業者に対して制度やサービスの周知・普及を図り、制度の適正な運用を進めます。 ●介護保険事業の適正かつ円滑な運営をめざし、認定調査員に対する研修・指導や、介護認定審査会委員に対する研修の充実などを通じて、公平・公正、正確な要介護認定を推進します。 ●高齢者のニーズや地域の実情に応じたサービス確保に努めるとともに、ケアプランの点検や事業者への指導・助言、給付費通知の送付など、介護給付の適正化に積極的に取り組みます。
⑤生活困窮者の自立の促進	●民生委員児童委員や関係機関と連携し、生活困窮者について自ら声に出して発信できない人の支援を図ります。また、ハローワークとも連携を図りながら、対象者の特性に合わせた就労支援などを実施します。 ●地域の企業の情報収集を行い、就労支援員、自立相談支援員による就労支援を推進します。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●市民は、社会保障制度を正しく理解し、必要とするサービスを適正に受けるよう努めます。
●事業者・関係団体は、行政と連携し、社会保障制度の適正な運用に努めます。

関連計画

●データヘルス計画　　●橋本市健康増進計画

施策項目 23　地域福祉

施策を通じて実現したいまちの姿

健やかで安心して暮らせるまちの実現をめざし、すべての市民が健康で生きがいをもちながら、老後や日常の生活に不安のない地域社会が形成されています。

現状

●核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化等により、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズ等が変化する中で、特にひとり親家庭では、育児や家事の負担も大きく、経済的な援助ばかりではなく、育児相談や家事援助等、自立に向けた生活支援を必要としています。また、地域福祉の担い手であるボランティアの高齢化、担い手不足が進んでおり、地域における支え合いの体制づくりが必要です。

前期計画の取組み

●母子・父子自立支援員による就労のための支援を行い、母子寡婦福祉連合会やハローワークとの連携のもと、ひとり親家庭の経済的安定と自立を促進しました。
●高齢者・障がい者・子育て世帯の見守り等地域に根差した活動を行う民生委員児童委員と連携し、安全に安心して生活できる地域づくりに取り組みました。
●地域福祉に関する功労者表彰を行い、今後の地域福祉活動の一層の推進を図りました。
●社会福祉協議会と連携し、地域福祉に取り組む各種団体への支援を行い、民生委員児童委員の相談体制などの充実に取り組みました。
●民生委員児童委員やケアマネージャーに対し、公証役場や法務局の専門職による研修会を実施し、成年後見制度の正しい理解と周知を図りました。

課題

●地域において様々な問題を抱える世帯の困窮の理由は複雑多岐にわたるため、多職種及び関係機関が連携・協働して個々の世帯に継続的に向き合い、それぞれの事情に応じた適切な支援を行う相談・支援体制を充実させる必要があります。
●高齢化や価値観の多様化など地域社会のつながりの希薄化から、地域福祉の担い手となる人が不足しており、今後の担い手の確保を図る必要があります。
●成年後見制度の内容を知らない人が約6割いることから、まずは広報・啓発、相談の受付を充実させ、利用者支援、後見人等への支援と段階的に進めていく必要があります。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
民生委員児童委員数	158 人	160 人	160 人

施策の内容

施策	具体的内容
①地域における支え合いの仕組みづくり	●「地域共生社会」の実現に向けて、一人暮らしの高齢者や支援が必要な障がい者、ひとり親家庭など、なんらかの手助けを必要としている人たちが地域で安心して心豊かな生活を送るために、市民、関係団体、事業者、行政の役割分担と協力のもと、重層的な支援体制づくりに努めます。 ●地域における支え合いの仕組みにつなげるため、民生委員児童委員等による高齢者・子育て世帯などに対する見守り活動を支援します。
②地域福祉の担い手の育成	●市民の自主的活動を促進するため、広報や啓発活動、教育の場などを通じて、福祉に対する理解や関心を高めます。 ●民生委員児童委員の活動内容についての啓発を進め、なり手の確保を図ります。 ●社会福祉協議会、地域の各種団体、NPO、ボランティア等の連携に努めます。 ●地域福祉の担い手としてエリアマネジメント組織の活用を検討します。
③地域福祉団体・NPO等への支援と連携の強化	●市民と行政が一体となり、地域福祉に取り組むため、社会福祉協議会やボランティア等の連携に努めます。
④権利の擁護と制度の周知	●高齢者や障がい者、子どもの権利を擁護するため、成年後見制度の周知、利用促進に努めるとともに、利用者支援、後見人等への支援を段階的に進めていきます。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●関係団体は、社会福祉協議会や団体間での連携に努めます。
●民生委員児童委員をはじめ地域福祉の担い手は、各種福祉活動組織との連携に努めます。
●関係団体は、個々に活動するだけでなく、協力し、情報共有しながら地域住民と共に個人や団体が力を出し合えるネットワークづくりに取り組みます。

関連計画

●第３次橋本市地域福祉計画・地域福祉活動計画　●橋本市自殺対策計画
●橋本市成年後見制度利用促進基本計画

施策項目 24　高齢者福祉

施策を通じて実現したいまちの姿

いきいきといつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境を構築し、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成することで、健康寿命が延び、認知症や介護が必要な状況になっても安心して生活することができる状態となっています。

現状

●本市において 2017 年(平成 29 年)には 30.9%であった高齢化率が 2021 年(令和3年)3月末時点では 33.4%と進んでおり、今後は要介護認定者や認知症高齢者のさらなる増加が見込まれることから、介護予防施策や認知症高齢者への対応を地域全体で取り組む必要があります。
●第1層協議体(市全体)において地域の助け合い・支え合いを進めるとともに、日常生活圏域ごとに第2層協議体を設立し、きめ細やかな生活支援の取組みを進めています。

前期計画の取組み

●第2層協議体を 10 圏域中9圏域(令和4年度に10圏域)で設立し、各協議体に生活支援コーディネーターを置き、情報交換や研修、交流を行い、地域の支援体制の強化を図ることができました。
●高齢者虐待の相談があった場合の速やかな対応および権利擁護、成年後見人制度の利用の推進等、個々のケースに応じ支援を実施することができました。
●認知症高齢者等個人賠償保険事業を開始するとともに買い物支援の取組みとして民間企業による移動販売を誘致し、高齢者の生活支援の充実に努めました。
●「介護予防教室」として、口腔機能向上、ロコモ予防、いきいき百歳体操等の様々なメニューを実施するとともに、関係機関と連携し高齢者のニーズに沿った教室を実施しました。

課題

●生活課題である移動支援、買い物支援、通いの場づくりを住民主体あるいは、民間企業等と連携し、支援体制の整備を図っていく必要があります。
●高齢者および障がい者の権利擁護について地域や関係機関との連携を行う地域連携ネットワークの構築が必要であり、その中核機関は権利擁護にかかる「広報・相談・後見制度利用促進・後見人支援」の役割をもつ必要があります。
●軽微な困りごとを地域において住民主体で解消できる仕組みづくりや高齢者世帯への見守り、買い物支援等を充実させ、高齢者の生活支援の充実に努める必要があります。

目標値

指標名	基準値(2017 年)	現状値(2021 年)	目標値(2027 年)
認知症サポーター数	３，７１８人	７，３８２人	１０，０００人
重度認定率	5.7%	4.9%	5.5%

施策の内容

施策	具体的内容
①地域における支え合いの仕組みづくり	●橋本市社会福祉協議会を中核的な存在として、地縁組織・NPO 法人・ボランティアなど個人・団体のネットワーク化を進め、助け合い・支え合いの仕組みの構築を進めます。 ●生活支援の担い手の養成や、地域の求めるニーズと生活支援のマッチングをつくるため、日常生活圏域で活動する生活支援コーディネーターを支援します。 ●認知症になっても住みやすい地域を目指して、認知症を正しく理解し、偏見を持たずあたたかく見守る認知症サポーターを引き続き養成します。
②世代間交流の促進	●高齢者が、豊かな知識や経験をいかし、地域における子育て支援等の活動に参加することで、元気な高齢者の活躍をはじめ高齢者自身が役割をもって取り組むことにより介護予防や生きがいづくりにつなげられる仕組みづくりを進めます。
③高齢者の権利擁護や相談体制の充実	●複雑化、多様化している課題の解決へ向け、専門職だけでなく民生委員児童委員など地域福祉関係者とも密接に連携し、その対応ができるように努めます。 ●高齢者および障がい者の権利擁護について地域や関係機関との連携を行う地域連携ネットワークを構築し、その中核機関の設置を行います。 ●地域包括支援センターのPRに努め、子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）など関係機関との連携を強化し、制度や分野の垣根を越えた、誰でも気軽に相談できる相談体制を充実します。 ●高齢者虐待の早期発見や適切な対応をめざし、通報窓口の周知など高齢者の権利擁護に向け対応体制の整備を行います。 ●支援が必要な人およびその家族に対して、成年後見制度の啓発および利用支援に努めます。
④高齢者の生活支援の充実	●介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。 ●買い物支援、外出支援、見守り活動など地域の実情に応じた生活支援体制の整備を支援します。
⑤介護予防等高齢者の健康維持の促進	●介護予防体操・地域ふれあいサロン・老人クラブなど地域住民主体の取組みを推進するため、運営支援など、多様なニーズに合わせた支援の充実を図ります。 ●ボランティア活動等に気軽に参加できる仕組みを構築し、社会参加することで生きがいや喜びを感じ、健康維持・介護予防につながる働きかけを進めます。 ●シルバー人材センターの啓発・広報を行い、高齢者の就労を支援し、就業することにより生活の張り合いや生きがいを感じられるように努めます。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●市民・事業者・関係団体は、地域内で助け合い・支え合いの意識を高めるとともに、自らの持つ知識や経験・特技をいかし、地域活動を積極的に行います。また、研修会及び地域高齢者リーダーの研修、育成にも取り組みます。

●市民・事業者・関係団体は、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう介護予防に努めるとともに、高齢者の生きがいづくりや居場所づくりを進めます。

関連計画

●橋本さわやか長寿プラン２１橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

施策項目 25　障がい者福祉

施策を通じて実現したいまちの姿

障がいに対する市民の理解が深まり、障がい者の自立とより一層の社会参加が進み、地域の中で互いに支え合いながらともに生きる社会の形成が進んでいます。

現状

●2017 年(平成29年)の「橋本市手話言語条例」施行にともない、手話奉仕員の養成講座の修了者が毎年増え、障がい者支援への関心が広がっています。また、障がい者福祉サービスの計画相談支援件数は毎年増えており、障がい福祉サービスの利用、障がい者の社会参加が進んでいます。

●「就労継続支援事業」による就労機会の提供や「就労移行支援事業」による一般企業への就労に向けた支援等を推進しています。また、一般企業への就労が困難な障がいのある人に対して必要な訓練や生活指導を行う就労継続支援事業の利用を促進しています。

前期計画の取組み

●手話通訳者等を配置し、障がいのある人からの様々な相談に対応できる体制の整備を図りました。また、橋本・伊都障がい者相談支援センター、橋本・伊都地域基幹相談支援センターに相談支援専門員を配置し、障がいのある人の様々な相談に応じました。

●障がいに関する研修会、講習会を開催し、障がいに関する市民の正しい理解と認識に努めました。

●障がい福祉サービス利用申請時の「サービス利用計画」等の作成やサービス支給決定時の連絡調整を行い、障がい者が住み慣れた地域で生活できるようにサービスの充実を図りました。

●災害時要配慮者登録制度を周知啓発し、障がい者・高齢者の同意に基づく発災時における支援について情報を共有しました。

課題

●第6期橋本市障がい福祉計画・第2期橋本市障がい児福祉計画を踏まえ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざします。

●障がいのある人が社会の一員として尊重され、自己決定をし、その考えを表明・行動するための支援体制づくりをしていく必要があります。意思表明が困難な場合には、その人の権利が損なわれることのないように権利擁護の推進に取り組む必要があります。

●ノーマライゼーションの理念など障がいへの正しい理解を深めるための講演会等を通じて、啓発活動を行うとともに、障がい者が地域の様々な場に参加しやすい環境づくりを一層進める必要があります。

●相談内容の多岐化にともない、相談支援専門員だけでは解決が難しい問題が増えており、より一層の他機関との重層的な連携が必要になっています。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
地域生活移行者数	1 人	0 人	2 人
一般就労移行者数	10 人	9 人	23 人

施策の内容

施策	具体的内容
①自立と社会参加の促進	●地域生活を希望する障がいのある人が、自立生活に必要な能力を身につけられるグループホームの利用や、居宅において必要な福祉サービス等を利用し自立できる生活等を支援する障がい福祉サービス等の利用を促進します。 ●障がい者の就労等に向けた情報提供や支援機関の紹介を行います。 ●障がいにより判断能力に不安のある人等が不利にならないよう権利を擁護するため、成年後見制度の利用促進に努めます。 ●相談内容が多岐にわたるため、相談支援専門員だけでは解決が難しい問題が増えており、より一層の他機関との重層的な連携を進めます。
②啓発・交流の促進	●ノーマライゼーションの理念など障がいに関する市民の正しい理解と認識を深めるため、広報紙やホームページ、パンフレット等を活用した啓発活動を推進します。 ●地域の行事や文化活動等に、障がいのある人もない人も参加しやすい環境を整え、交流の場づくりに努めます。 ●障がいのある人に対し、配慮は求められますが、特別視しない共に生きるノーマライゼーションに向けた取組みを進めることが必要です。
③地域での支援の充実	●福祉・保健・教育等の専門機関や福祉にかかわる事業所などで構成する「橋本・伊都地域自立支援協議会」において、障がいのある人からの多様な相談に対応できる地域の仕組みづくりに取り組みます。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●関係団体は、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、それぞれの立場からの適切な配慮を行うとともに、市が開催する各種イベント等における、市民の障がい者活動等への理解を深めるための取組の展開に協力します。
●市民・事業者・関係団体は、身近な地域での自立、社会参加ができるようにします。
●事業者は、地域の実情に応じた質の高い福祉サービスの提供に努めます。
●事業者は、障がい者雇用環境の改善を行い、障がい者雇用の促進に努めます。
●市民・事業者・関係団体は、地域に不足している障がい福祉サービス等の充実を図ります。

関連計画

●第６期橋本市障がい福祉計画
●第２期橋本市障がい児福祉計画
●第２次橋本市障がい者計画

ともに育てる　～子どもから高齢者までともに育み学び合うまち～

政策７　一人ひとりの個性が尊重され思いやりのあるまちづくり

【施策項目】　26 人権・平和　27 男女共同参画

政策８　妊娠・出産、子育て支援から教育まで切れ目のない支援とそれを支える地域づくり

【施策項目】　28 出産・子育て環境　29 子ども・家庭
30 地域・家庭・学校・行政の連携　31 学校教育

政策９　生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり

【施策項目】　32 生涯学習　33 生涯スポーツ　34 歴史遺産
35 文化芸術・国際交流　36 青少年健全育成
37 地域コミュニティ

施策項目 26　人権・平和

施策を通じて実現したいまちの姿

市民一人ひとりの人権意識や平和に対する意識が高まり、ともに生き、ともに支え合う地域社会が構築されています。

現状

●2021 年(令和3年)3月に人権施策基本方針の改訂を実施し、人権が尊重され一人ひとりが心豊かに暮らせる橋本市をめざしています。また、部落差別の解消に向けて「橋本市部落差別の解消を推進する条例」を 2021 年(令和3年)4月に施行しました。

前期計画の取組み

●人権擁護委員や人権啓発推進委員とともに街頭啓発や学校校門前啓発、各イベント会場での人権啓発活動を行いました。また、人権擁護委員および人権啓発推進委員の自己研鑽のため、研修事業を行いました。
●2019 年度(令和元年度)からはしもと出前講座を開設して、各団体等に人権施策についてアウトリーチを行いました。
●各地区公民館や小中学校において人権教育事業を実施しました。
●橋本人権擁護委員協議会橋本市部会の特設人権相談を支援したほか、各種相談内容に応じ、国・県や関係各課室とも連携し、対応しました。

課題

●情報化社会の進展や社会構造の変化などによって生じた人権侵害や社会的弱者への虐待、性的少数者への差別などあらたな社会問題への対応が必要となっています。
●啓発物資の配布により人権啓発活動を行っていますが、啓発する場所や内容が限定的になっているため工夫が必要です。
●人権出前講座の周知を行い、企業や各団体に対して出前講座の利用促進を図る必要があります。
●各地区の人権教育を、学校、地域、公民館などが一体的に取り組むよう促進する必要があります。
●人権擁護委員と人権啓発推進委員との交流を促進して、人権啓発活動の充実および人権侵害にかかる問題解決に努める必要があります。

目標値

指標名	基準値(2017 年)	現状値(2021 年)	目標値(2027 年)
「人権・平和」施策の満足度	50%	15%	50%
人権講演会の参加者数	－	116 人	500 人

施策の内容

施策	具体的内容
①人権啓発活動の推進	●地域社会における排除や摩擦、孤立などの問題を未然に防ぐために、それらの問題の不合理に気づき、ともに生きることのできるまちづくりを推進するための効果的な啓発を進めます。 ●人権侵害の予防と早期発見、相談・支援・援助の活動のため、当事者組織、支援のための組織、支援する専門的機関（福祉・医療・教育機関など）および様々な組織によるネットワークづくりに努めます。 ●啓発物資の配布により人権啓発活動を行っていますが、啓発する場所や内容が限定的になっていることから、啓発の方法等について検討します。
②人権施策を推進するための仕組みの充実	●人権尊重の社会づくりは市政の重要な柱と位置づけ、橋本市人権施策推進本部を核として総合的な人権施策を図ります。 ●人権施策基本方針に基づいて、様々な人権課題について啓発を実施します。 ●自分たちの地域において自分たちの人権問題に取り組むために、人権教育啓発活動を行う「人権啓発推進委員会」の活動の充実を図ります。 ●様々な人権問題にかかる相談体制の充実および相談員のスキルアップを図ります。 ●企業や各団体に対して出前講座の周知を行い、利用促進を図ります。
③人権尊重のための教育・啓発と平和学習の推進	●家庭や地域社会、職場など生活のあらゆる場面において、人権尊重の心を育んでいけるよう人権教育・啓発を推進します。 ●人権の意義やその重要性についての正しい知識を十分に身につけることができるよう、また平和を願う豊かな心を育み、平和の尊さが次世代に語り継がれていくよう、継続した人権教育・平和学習を学校およびその他あらゆる場面で啓発・推進します。 ●人権侵害を予防できる感性と実践力をもつことができるよう、職員研修に力を注ぎ、また参加型・体験型の研修を取り入れ、人権の担い手としての自覚と規律を高めるよう努めます。
④人権擁護のための関係機関・団体等の連携の充実	●人権擁護委員による特設人権相談を行います。 ●「人権啓発推進委員会」、「人権擁護委員協議会」と連携し、人権啓発活動の充実および人権侵害に係る問題解決に努めます。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●市民は、人権尊重の理念について、一人ひとりが自分自身の問題として理解を深めます。
●市民は、地域における自主的な人権啓発活動に努めます。
●事業者は、人権に関する研修の充実など、従業員の人権意識の向上に努めます。
●市民・事業者・関係団体は、協働により人権に関する啓発を行い、人権啓発推進連絡協議会の活動の浸透に取り組みます。

関連計画

●橋本市人権施策基本方針　　●橋本市人権教育基本方針

施策項目 27　男女共同参画

施策を通じて実現したいまちの姿

家庭・職場・地域等のあらゆる分野に男女が参画することができるとともに、ワーク・ライフ・バランスが実現され、誰もが個性と能力をいかすことができる社会が構築されています。

現状

●国の「男女共同参画基本計画」を踏まえ、県は「和歌山県男女共同参画基本計画」を策定し、固定的性別役割分担意識の払拭のための啓発、各分野での女性の登用促進等の施策を展開しています。
●本市でも各審議会や委員会等へ女性委員の割合向上を働きかけていますが、目標達成には至っていません。市職員の育児休暇は、年々増加傾向にあります。

前期計画の取組み

●女性電話相談は、性別役割分担意識等に起因する女性特有の相談ができる窓口として、女性自身の持つ力を引き出し、自分で問題を解決する援助の一つになっています。
●女性人材リストへの登録を市民に働きかけ、各部署へ女性人材リストの活用を働きかけています。
●女性電話相談員養成講座を開催し、女性電話相談員を養成しました。
●ワーク・ライフ・バランスの研修や中学校でのデートDV防止授業対象の実施学校を増やしました。
●DV防止連携のために市の関係各課による研修会を行いました。また、DV被害者への支援を関係各課で連携し支援しました。

課題

●固定的な性別役割分担意識や慣行の継続的な意識改革や性的少数者に対する理解を深めるための教育、啓発により偏見や差別をなくすとともに、環境整備、法整備を含め、社会生活上の不利益を解消することが必要です。
●女性電話相談の相談件数の増加を図るため、啓発カードの配布や様々な講演会や研修会などで女性電話相談事業の周知を図るとともに、女性電話相談員には、事例検討会へ積極的に参加してもらいスキルアップにつなげる必要があります。
●エンパワーメントとは何かを市民に周知し、ワーク・ライフ・バランスとエンパワーメントを両立するための講演会を定期的に開催する必要があります。
●男性の育児休業取得向上を促すとともに、市民向けにワーク・ライフ・バランスの研修会、講演会を開催し、啓発に努める必要があります。
●審議会などの女性委員登用については、関係各課で公募枠などを設けるなどの工夫を進めるよう、求めていく必要があります。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
市男性職員の育児休業取得者の割合	—	9.4%	25%
審議会等における女性の割合	18.4%	30.7%	40%

施策の内容

施策	具体的内容
①人権の尊重と男女共同参画に向けた基盤の整備	●男女平等のもとに男女共同参画を進めていくために、性別にとらわれることなく、それぞれの個性と能力を発揮していく男女共同参画の意識を高め、教育と啓発に取り組みます。 ●多様な性のあり方について認め合い個人の生き方を尊重できるように、性的少数者に関する正しい知識や理解を深めるための啓発、パートナーシップ宣誓制度の周知・啓発を推進します。
②男女がともに活躍できる環境づくりの推進	●労働や行政、地域・市民活動など、あらゆる分野で男女共同参画を進めていくために、性別にとらわれることなく男女がともに参加しやすい環境の構築に努めます。 ●家庭内での固定的な役割分担意識の解消を図るとともに、仕事を優先した生活を見直し、育児・介護休業などの制度を活用して、男女がともに家事・育児・介護などに参加し、ワーク・ライフ・バランスについての認識を深めるための啓発を進めます。 ●審議会などの女性委員登用を促進するため、公募枠などを設けるなどの工夫を進めます。
③安全安心な暮らしの実現	●DV被害が潜在化しないよう、市の窓口業務や医療機関などの関係機関でDVを早期に発見するとともに、DV被害者支援ネットワークの構築と、被害者の安全確保と自立に向けた保護・支援に努めます。 ●DVに関する正しい知識を身につけるとともに、身近なDV被害者の早期発見・早期対応のため、DV根絶に向けた啓発に取り組みます。また、デートDV（恋人間でのDV）を防止するための啓発を推進します。 ●それぞれの生きる意欲や生活する意欲を高め、経済的な自立や生活の自立に向けての力を育んでいくためのエンパワーメントへの支援に取り組みます。 ●女性電話相談員のスキルアップのための事例検討会の開催や女性電話相談事業の周知等を図ります。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●市民・事業者・関係団体は、男性も女性もお互いを尊重し、責任も分かち合い、その個性や能力を十分に発揮できるよう努めます。

●事業者・関係団体は、男女がともに働きやすい環境づくりに努めます。

●関係団体は、行政と連携のもと、まちづくりの様々な事業において男女の平等な参画を促進します。

関連計画

●第３次橋本市男女共同参画計画

施策項目 28　出産・子育て環境

施策を通じて実現したいまちの姿

子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）を核とした、妊娠期から将来を見通した支援体制が構築されており、早期からの支援と安心して子育てできる環境が実現しています。また、より質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供が行われ、次代の社会を担う子どもたちを地域ぐるみで育てていくことのできる社会の構築が進んでいます。

現状

●2021 年度（令和3年度）より産後ケア事業を実施し、出産後の育児不安が特に強い、家族等の支援が十分得られない者を対象に宿泊型・アウトリーチ型により育児支援を実施しています。
●少子化や就労する保護者の増加により、交流の場などの活動に参加する人が減少しています。また、交流の場等へつながりにくい親子の参加をどのように促していくかが課題となっています。

前期計画の取組み

●妊娠届出時に必ず保健師との面談を行い、気がかりな妊婦の早期発見につなげ、産院等関係機関と連携して支援しました。
●2019 年度（令和元年度）に学文路さつきこども園が開園、同園に子育て支援センターが1か所増加し、仲間づくりの機会、遊び場の情報提供及び子育て相談を行っています。また、2021 年度（令和3年度）に山田さつきこども園が開園しました。
●2017 年度（平成 29 年度）に子育て世代包括支援センターを設置し、相談窓口を明確にし、妊娠早期から 18 歳までの切れ目のない支援体制の構築に努めてきました。
●2019 年度（令和元年度）からは、子育て世代包括支援センターを単独の課として位置づけることにより、保健・医療・福祉・教育の連携による支援体制を強化し、早期支援につなげています。

課題

●妊娠期からの切れ目ないサポートが行えるよう取組みを進めていますが、市の事業だけでかかわりをもつことが困難なケースもあることから、支援を必要とする方を早期に発見し、支援につなげることができる体制の整備が必要です。
●民生委員児童委員や身近な市民を含めた様々な機関との連携を強化し、虐待等について気づいたらすぐに知らせてもらえるような支援体制の構築に努める必要があります。
●ホームページ「子育て情報サイト　はぴもと」や LINE 配信など様々な媒体を通じた情報発信を推進し、交流の場等へつながりにくい親子の参加を促していく必要があります。
●老朽化の進む学童保育施設については、建て直しを検討していく必要があります。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
４～５か月児健康診査受診率	99.0%	99.4%	100%
待機児童数	０人	０人	０人

施策の内容

施策	具体的内容
①母子保健事業の充実	●「妊娠の届出」には必ず保健師が対応し、様々な不安に対応するとともに、出産後にも専門職による訪問やサービスの提供につなげる等、産前産後の様々な支援を行います。 ●子育てに関する不安を解消するために各種健診、相談、教室、訪問などを通じて、子育てに関する情報の周知や仲間づくりに努めます。 ●ホームページ「子育て情報サイト　はぴもと」や LINE 配信など様々な媒体を通じた情報発信を推進し、交流の場等へつながりにくい親子の参加を促します。 ●自己肯定感を育む、自分の気持ちや身体を大切にするだけでなく、他者を大切にするという、人として大切なことを教育との連携の中で育んでいきます。 ●子育て世代の保護者を孤立させないよう社会全体で子どもの健やかな成長を見守り安心して生み育てることができるような地域づくりを関係機関とも連携して取り組みます。
②保育施設及び多様な保育サービスの充実	●子育て支援センターと地域の子育てサークルが連携し、子育てや親育ちの学びの場を拡大するとともに、こうした場につながりにくい親子の参加を促していきます。 ●認定こども園等の保育環境の整備を図ります。 ●0 歳児・1 歳児の保育受入れ枠の充実を図ります。 ●発達支援保育の充実を図ります。
③安心して子育てできる支援体制の充実	●地域で親子を孤立させないよう、民生委員児童委員や母子保健推進員等と連携し、子育て教室の開催や訪問・見守り活動の充実を図ります。 ●民生委員児童委員や身近な市民を含めた様々な機関との連携を強化し、虐待等について気づいたらすぐに知らせてもらえるような支援体制の構築に努めます。 ●子育て支援センターと地区公民館や児童館等が連携し、地域の同世代の親や、世代を超えた人々が交流する機会を設け、地域のつながりを育て、地域コミュニティづくりを推進します。 ●転入の家庭については情報やかかわりが少なく支援が途絶えてしまう恐れがあることから、関係機関と連携し、把握に努め、情報提供等に取り組みます。 ●児童の養育が一時的に困難な場合に利用できる制度を推進します。 ●妊娠期から子育て期（18 歳まで）を対象に、子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）を核として幅広い相談に的確に対応し、早期から切れ目のない支援を行う体制の構築に努めます。 ●老朽化の進む学童保育施設については建て直しも検討するなど、安心して利用できる学童保育の支援・整備に努めます。 ●希望のある世帯に紙おむつごみの戸別収集を実施するとともに、各種健診・相談時に本制度の周知を行います。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●事業者は、関係機関と連携を図りながら、子育て支援センターの運営にあたります。
●事業者・関係団体は、行政と一体となって育児支援を実施できる体制づくりを進めます。

関連計画

●橋本市子ども・子育て支援事業計画　　●橋本市健康増進計画

施策項目 29　子ども・家庭

施策を通じて実現したいまちの姿

子どもや女性、障がいのある方等社会的弱者の人権が守られ、すべての子どもたちが心身ともに健やかに成長していける支援体制が整っています。児童虐待やヤングケアラーを発見した場合、速やかに適切な対応を行い、また、児童虐待に至る前においても、教育福祉の連携のもとで早期に対応ができ、子どもたちが健やかに成長することができるようになっています。

現状

●妊娠期から子育て期に至る切れ目のない支援をする中で、妊娠早期から支援の必要な家庭が年々増えてきています。
●核家族化や共働き家庭の増加による地域における人間関係の希薄化や、子育ての伝承力の低下、価値観の多様化等による家族形態の変化などにより、一人で悩みを抱え、虐待やDV、ヤングケアラー等により、子ども達の安心・安全が脅かされています。養育困難に陥る家庭も増加しています。

前期計画の取組み

●発達に支援を要する子どもとその家族のニーズを把握し、保健師・発達相談員・園／学校の職員などが密に連携を取り、支援を行ってきました。また、発達について学ぶ研修会等を実施しました。
●児童虐待等に対応する家庭児童相談員を常時配置し、様々な子育てサークル等に出向き相談しやすい体制を整えました。また、子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談体制を強化しました。
●乳幼児医療、小・中学生医療費助成など児童の健康の保持・増進に向けた経済的支援、児童扶養手当の給付、ひとり親家庭医療助成事業など生活基盤を確保するための支援および母子・父子自立支援員による就労支援など子育て家庭への各種支援を実施しました。

課題

●子どもの心身の発達という点でも健診後のフォロー体制を充実し、保護者の気持ちに寄り添い、親子に丁寧な対応、必要な支援が求められます。すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、安心して子どもを産み育てることができるよう、今後も関係各課、関係機関と連携し、しっかりサポートする必要があります。
●学童期の発達相談事業が、必要な時期に必要なタイミングで実施できる体制を構築する必要があります。
●複合的な課題のある家庭が増加しているため、児童虐待防止や DV の観点からも、高齢者・障がい分野とともに連携し、重層的支援体制の構築に努める必要があります。また、「ヤングケアラー」支援のための啓発や実態調査等を行い、課題解決のための仕組みづくりを構築する必要があります。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
ひとり親就労支援相談件数	79 件	24 件	59 件

施策の内容

施策	具体的内容
①発達に心配のある子どもへの総合的かつ継続的な支援の推進	●学童期の発達相談事業が、必要な時期に必要なタイミングで実施できる体制を構築します。 ●母子保健・児童福祉・学校教育・障がい児分野にまたがる子どもの障がいの早期発見、早期対応（保育・教育）、障がい受容と制度利用について、保健・医療・福祉・教育等の関係課・機関が連携し支援体制のネットワークづくりの充実に努めます。 ●子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）では、子どもの成長や学校生活における悩みの相談を受け、必要な支援につなげます。
②児童虐待防止の推進	●複合的な課題のある家庭が増加しているため、児童虐待防止の観点からも、高齢者・障がい分野とともに連携し、重層的支援体制の構築に努めます。 ●ヤングケアラーについての啓発と実態把握に努めるとともに、教職員の研修等を通じて、課題解決に取り組みます。 ●子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが一体となったこども家庭センターを立ち上げ、それぞれの専門性を活かし連携・協力のもと一体的な支援ができるよう相談体制を強化します。 ●教育福祉の連携体制を整備します。
③子育て家庭の経済的負担の軽減	●子育て家庭の経済的負担の軽減に向けて、安定した就労につなげるために受給できる手当や給付金、貸付け等の制度の紹介や、未就労の親に対し、求職活動の支援や資格取得、講座情報の提供など、就労支援の取組みを推進します。 ●医療費の助成対象を高校生まで拡げます。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●事業者・関係団体は、子どもの健全な発達・成長のために支援・協力を進めます。

関連計画

●第３次橋本市地域福祉計画・地域福祉活動計画　●橋本市子ども・子育て支援事業計画
●橋本市教育大綱

施策項目 30　地域・家庭・学校・行政の連携

施策を通じて実現したいまちの姿

子どもの豊かな成長のために、地域の様々な知識や多彩な経験をもつ人々の力を活用し、学校を核とする子育ての取組みが構築されているとともに、この取組みを通じて地域の将来を担う人材が育成され、持続発展可能な地域社会となっています。また、地域家庭、学校そして行政が連携、協働することで、子どもと大人のつながりやふれあいが深まった地域となっています。

現状

●2019 年(平成31年)4月段階で、すべての市立小中学校に学校運営協議会を設置し、地域の方々の声を反映した学校運営を行っています。また、共育コミュニティとの連携を通じて、地域の方々による学校支援が実現しています。
●いじめや不登校、DVや虐待など様々な問題が複雑化・困難化する中で、関係課・関係機関の支援体制が充実してきています。しかし、相談件数は年々増加しており、支援体制の強化が必要となっています。
●「こども食堂」実施団体が増加しつつあります。

前期計画の取組み

●すべての市立小中学校に学校運営協議会を設置し、地域の方々にも学校運営に参画いただき、コミュニティ・スクールとして運営しています。
●市内すべての中学校区(橋本中央中学校統合前)に、それぞれ共育コミュニティ本部を設置できています。
●学校プラットフォーム化を推進しており、徐々にではありますが、実施校が増加してきています。

課題

●学校運営協議会を設置したコミュニティ・スクールの仕組みと共育コミュニティ事業が連携を一層深め、学校という場所を核として子どもを仲立ちにした地域連携意識の醸成、よりよい教育の実現が求められています。
●様々な問題が複雑化・困難化する中、相談件数は年々増加しており、関係課・関係機関の支援体制のさらなる充実、連携強化が求められます。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
共育コミュニティ本部の設置	４地区	７地区	７地区
学校プラットフォーム化の実施率	１４％	３５％	１００％

施策の内容

施策	具体的内容
①地域・家庭・学校の連携を育む	●子どもを仲立ちにした保護者・学校・地域との対話を促進します。 ●学校運営協議会制度をとおして地域の声を学校教育に反映するとともに、共育コミュニティとの連携をさらに強め、地域との協働により社会総がかりでよりよい教育の実現をめざします。 ●地域の教育力をいかすために、学校開放に努めます。
②共育コミュニティの推進	●共育コミュニティ本部で、学校と地域が目標やこども像・地域像を共有し、持続可能な活動が確立できるよう支援体制をつくります。 ●共育コーディネーターの資質向上のための研修を充実させます。 ●共育コミュニティについての情報発信を行い、学校・地域が連携・協働し社会全体で子どもたちの成長を支えていく共育コミュニティの活動への参画を呼びかけます。
③教育福祉の連携	●放課後ふれあいルームや共育コミュニティ、家庭教育支援チームなどの地域の資源が学校運営に有効的に働くための仕組みとして、学校プラットフォーム化を推進します。 ●「こども食堂」を実施する団体を支援し、子どもが安心して過ごせる家庭以外の居場所づくりを促進します。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●関係団体は、学校を核とした地域づくりを推進することで地域の連帯意識を育み、また学校支援を基本とした双方向の地域学校協働活動を通じ地域住民の自己実現や生きがいにつなげていきます。
●市民・関係団体は、一体となって子どもを育てることで、学校の総合的な教育力を高めます。
●関係団体は、一体となった教育の成果について、パンフレットの作成やホームページの充実、パネル展示など周知に注力することで、住民の理解と協力促進につなげます。

関連計画

●橋本市教育大綱　　●橋本市生涯学習推進計画

施策項目 31　学校教育

施策を通じて実現したいまちの姿

安全･安心な環境で主体的な学びを提供できる学校がつくられているとともに、幼稚園等、学校、地域、行政等の関係機関が連携して、保護者の子育て不安や相談に対応できる仕組みが構築され、地域ぐるみで子どもの育ちを見守るコミュニティが実現されています。

現状

●全国学習状況調査において学校に行くことが楽しいと答えた割合は、全国平均を上回る水準で推移しています。
●全国学力調査において全国平均を上回っている学校の割合は、改善傾向ですが、中間目標値には到達していません。

前期計画の取組み

●計画的･系統的な人権教育、道徳教育を実施し、豊かな人権感覚、道徳性をもった児童･生徒の育成に努めました。また、積極的ないじめ認知に取り組み、早期発見･解消を図りました。
●学力向上に向けた教員研修等を通じて授業改善を進めることができました。また、地域人材の協力を得て、学校図書館の整備を進めることができました。
●多様化する保育ニーズに柔軟に対応できるよう、公私連携方式による幼保連携型認定こども園の整備を行いました。保健師と園職員等が連携し、必要な家庭への子育て相談等を充実させました。
●発達相談員と乳幼児保育担当の市職員が幼保連携型認定こども園を訪問、園職員と協議し、配慮を必要としている子どもを含めてのよりよい保育･教育の実践につなげました。
●「ふるさと橋本学」を作成し、各中学校区で作成した指導計画に基づいた学習を展開しました。

課題

●「①豊かな心と健やかな体を育む」「②多様な学びを推進する」「③地域･家庭･学校が連携した地域教育力を育む」の目標に向け、関係機関が連携した家庭支援の推進、読書活動の推進に向けた環境整備、食の大切さについての学びの推進、ふるさと橋本学の活用によるふるさと教育の推進などに引き続き取り組むことが必要です。
●子どもたちにきめ細かな指導をしていくためにも、すべての教職員が心身共に健康で、ワーク･ライフ･バランスのとれた生活を送ることが重要です。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
安全・安心で豊かに学べる学校の実現	８９．０％	８６．８％	９５．０％
学校の授業がわかる児童・生徒の割合	７６．３％	８０．８％	９０．０％

施策の内容

施策	具体的内容
①豊かな心と健やかな体を育てる	●不登校やいじめなど諸問題が複雑化していることから、家庭や関係機関、外部人材との連携を図りながら、早期発見、早期対応に努めます。 ●家庭や地域社会との連携を進め、人権教育、道徳教育等を通じて豊かな心を育てる取組を進めます。 ●ふるさと学習を推進し、ふるさとへの愛着と誇りを育みます。 ●食育の推進を図ります。 ●安全・安心な給食を実施します。
②多様な学びの推進	●児童・生徒の学力向上を図るとともに、能動的な学びを推進します。 ●新しい教育課題に対応するため、教職員の資質向上や負担軽減を図ります。 ●読書活動の推進に向けて環境を整えます。 ●ＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）を推進します。 ●児童生徒の心身の健康保持及び健康な生活を送るための教育を推進します。
③より良い学びの場のための教育環境の充実	●子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現し、持続的で魅力ある学校教育が実施できるよう、学校の配置やその施設の維持管理、学校間の連携の在り方を検討します。 ●学校施設等について、老朽化の状況や質的改善を考慮しながら、計画的に長寿命化を図ります。 ●通学路の安全確保を図るため、点検等の取組みを推進します。 ●情報化社会に対応できる能力の育成を図るため、ICT環境の整備を推進します。
④幼児保育・教育の充実	●教育・保育サービスの質（と量）の確保を図ります。 ●関係機関と連携して家庭の子育て支援を行います。 ●児童発達支援の充実を図ります。
⑤特別支援教育の充実	●障がい（発達障害を含む）への理解が進むよう啓発を進めます。 ●特別支援教育支援員の配置を進め、個々の障がい児の実態に即した支援を行います。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●市民・関係団体は、子どもを仲立ちにした地域づくりを推進することで地域の連帯意識を育み、また学校支援を通じて地域住民の自己実現や生きがいにつなげていきます

関連計画

●橋本市教育大綱
●橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針
●橋本市人権教育基本方針
●橋本市学校施設長寿命化計画
●橋本市子ども読書活動推進計画（第３次）

施策項目 32　生涯学習

施策を通じて実現したいまちの姿

様々な年代の人が集い、学び合える場づくりを推進するとともに、子どもたちの育ちを地域で見守り、家庭・学校・地域が連携しながら、ともに育ちあえるまちづくりの構築が進んでいます。

現状

●「第2期橋本市教育大綱」や「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」が施行され、市民と行政が力を合わせて元気なまちをつくるため、協働の取組みをさらに進めることとなりました。2020 年度（令和2年度）には「橋本市生涯学習推進計画」の中間見直しを行い、市民の多くの方々が連携し、人と人がつながりながら、ともに学びあいのできるまちづくりに向けて取り組むこととしています。

前期計画の取組み

●各中学校区（橋本中央中学校統合前）に共育コミュニティ本部を立ち上げ、共育コーディネーターを中心に地域の活性化を推進しています。
●コロナ禍以前は、すこやか橋本まなびの日や公民館まつり等が生涯学習活動を発表する機会や各団体が交流する場となっていました。
●図書館サービスはいろいろな年代の方の各種ニーズを考慮した選書を行い、季節や行事ごとのコーナー作りを行い、利用人数・貸出冊数増につなげています。
●公民館で活動しているサークルが、地域や学校へボランティアに出向き、日頃の成果を発揮することができました。
●児童館では、コロナ禍による制限はありましたが、特色ある事業を展開し、子どもたちに学校や家庭では体験できない遊びの活動を提供しました。

課題

●人と人がつながり学びあえる場所づくりを推進し、子どもたちの育みを、学校・家庭・地域が連携しながら共に育ち合えるよう取り組んでいくことがより一層の課題です。
●共育コーディネーターの人材確保や共育コミュニティにかかわりをもってくれる地域住民の参画の拡充が課題となっており、地域の人材の発掘や育成に努める必要があります。
●コロナ禍の状況で生涯学習活動が停滞しているため、ウィズコロナの中で工夫した活動を推進することが必要です。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
「生涯学習」分野の満足度	４５％	２５．３％	５０％
地区公民館で活動する構成員の割合	６．５％	６．３％	７．０％

施策の内容

施策	具体的内容
①生涯学習推進体制の充実	●市内すべての中学校区（橋本中央中学校統合前）に共育コミュニティ本部を立ち上げ、共育コーディネーターの人材確保を行い、学校・家庭・地域が一体となって地域の活性化を推進します。 ●地域の課題について、子どもも大人も自ら考え課題について議論し合える場を設けます。 ●学校教育および社会教育の両面においてESDを推進し、持続可能な社会の創り手を育てます。
②生涯学習活動の推進	●市民活動をしている人材や団体をいかせる場づくりを推進します。 ●感染症対策を徹底しながら、社会教育施設等で様々な年代が集える場や事業を展開します。 ●生涯学習活動の情報を収集し、広報やSNSを使って周知します。 ●市民の学習ニーズに沿った教室・講座の開催に努めます。 ●サークル間の交流促進を通じ活動の活性化を図り、学習成果の発表機会の提供に努めます。 ●オンラインで受講可能な体制など、新たな学習の在り方について検討します。
③図書館サービスの充実	●利用者のニーズを考慮した資料収集と情報収集、発信に努めます。 ●高齢者や障がいのある方等全ての利用者へのサービスの充実と利用者の満足度の向上を図ります。 ●子どもたちが読書に関心を持てる読書環境の整備と、本にふれるきっかけとなる主催行事の充実を図ります。 ●公民館や学校、及び図書館ボランティアと連携協力し、生涯学習活動の支援に努めます。
④公民館・児童館活動の充実	●各地区公民館等を活動の核として、地域リーダーの育成や地域コミュニティにかかる情報発信を支援することでコミュニティ力の向上を図ります。 ●イベントの開催など、地域の主体的な交流活動に対する支援体制並びに館主催事業の充実に努めます。 ●遊びを通じた子どもたちの健全な育成と地域の子育ての支援のため児童館事業を実施します。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●市民・関係団体は、地区公民館、図書館などの学習活動に積極的に参加することで、地域教育力の向上につなげていきます。

●市民・関係団体は、一体となった子育てに参加することで地域づくりの向上につなげます。

関連計画

●橋本市子ども読書活動推進計画　　●橋本市生涯学習推進計画

●橋本市生涯学習施設長寿命化計画

施策項目 33　生涯スポーツ

施策を通じて実現したいまちの姿

生涯にわたって健康的な生活を営むことができるよう、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、市民の誰もが運動やスポーツに親しむことができるスポーツコミュニティが実現されています。また、スポーツをする人、見る人、支える人など、スポーツにかかわるすべての人達が交流を深めることができる環境がつくられています。

現状

●2018 年度（平成 30 年度）の調査において、スポーツ・運動をする頻度は、「週に3回以上（18.9%）」「週に1～2日程度（19.1%）」となっており、約4割の人が毎週定期的に実施しています。
●社会体育施設利用者数に関して、2019 年度（令和元年度）は中間目標値を達成しましたが、2020 年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため施設の利用停止等があり、大幅な減少となりました。
●市内小学校の児童数の減少にともない橋本市スポーツ少年団に加入する団員も減っています。

前期計画の取組み

●橋本市体育協会や橋本市スポーツ少年団に所属する各団体への支援を行い、各競技種目の振興や団体間の交流推進に寄与しました。
●安全で利用しやすいスポーツ施設の提供のため、施設について十分な経験と知識を有している（公財）橋本市文化スポーツ振興公社へ管理運営を委託しています。
●橋本市民総合体育大会や橋本マラソンなどを開催し、各競技種目の振興とともに参加者間の交流を図っています。

課題

●市民の運動習慣が定着するように、気軽に参加できるスポーツ教室を開催するなどのソフト面の充実とともに、安全で利用しやすいスポーツ施設となるよう既存施設の維持・管理を行うことが必要です。
●スポーツ施設については、老朽化が目立ってきており、利用者が安全で安心して利用できるよう適切な維持管理に努める必要があります。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
成人の週１日以上のスポーツ実施率	35%（2014 年）	38.1%（2018 年）	60%（2023 年）
社会体育施設利用者数	284 千人	149 千人	300 千人

施策の内容

施策	具体的内容
①生涯スポーツ活動の振興	●スポーツ環境の提供など、各種団体や地域のスポーツサークルに対する支援を行います。 ●スポーツ推進アドバイザー事業の中で子ども向け体験会を開催し、子ども自身が体を動かすことの楽しさを発見するよう促します。 ●橋本市体育協会などのスポーツ関係団体と連携を深めるとともに、高齢者、障がい者のスポーツ振興や健康づくりに関して、市の関係各課と連携をとるなど、スポーツをするための組織体制の構築を図ります。
②スポーツ施設の充実	●スポーツ活動の推進にあたり、安全で利用しやすいスポーツ施設の充実が必要不可欠となりますが、利用者の安全性および快適性の維持をメインに点検業務を強化し、事後保全とならないよう、予防保全を心がけ、スポーツを実施する環境整備を図ります。
③スポーツを活かした交流・イベントの推進	●毎年開催している橋本市民総合体育大会や橋本マラソンについては、市民交流に大きな役割を担っており、多くの市民に参加してもらえるよう、ウィズコロナ時代のイベントの開催方法を検討するとともに、参加者の拡大を図ります。 ●子どもから高齢者までが一緒になって楽しめるスポーツイベントを開催し、世代を超えた市民交流を図ります。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●関係団体は、行政とともに年齢や障がいに関係なく、市民の誰もがスポーツを生活の中に位置づけ、生涯にわたりスポーツを親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に努めます。

●市民・関係団体は、スポーツを通じて、市内外の多くの方に橋本市の魅力をわかってもらえるよう努めます。

●関係団体は、スポーツに携わる全ての人達が交流を深めることができる組織づくりの構築に努めます。

●関係団体は、学校と合同で社会貢献活動を行うなど、地域における多世代交流、青少年の健全育成の取組を展開します。

関連計画

●橋本市生涯学習推進計画

●橋本市スポーツ推進計画

施策項目 34　歴史遺産

施策を通じて実現したいまちの姿

歴史的および文化的資源を保護するにとどまらず、地域の歴史、文化財や偉人についての理解を深めることで、市民の故郷への誇りと愛着に寄与しています。

現状

●橋本市あさもよし歴史館、橋本市郷土資料館は老朽化が著しいため、紀見地区公民館との複合施設として新設する予定です。
●2020 年(令和2年)6月には『葛城修験』が日本遺産に認定され、その構成文化財として橋本市内の文化財も認定されました。

前期計画の取組み

●市が窓口となり、2018 年(平成 30 年)には市指定文化財である学文路三叉路道標石の移設、2019 年(令和元年)には古佐田山車の修繕、2020 年(令和2年)には登録有形文化財の利生護国寺山門修繕、六郷極楽寺の防犯カメラの設置などを実施。2021 年(令和3年)には県指定文化財である陵山古墳の周辺フェンス修繕に取り組み、文化財保全に努めてきました。
●2020 年(令和 2 年)12 月には、黒河道周辺が特に良好な景観を形成することが重要である地域として、高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域に指定されました。
●黒河道の景観の維持や安全な利用のため、台風や大雨により崩壊した路肩や法面について、県補助を受け 2018 年(平成 30 年)、2020 年(令和2年)に修繕を実施しました。
●郷土資料館にて名誉市民の資料を展示し、功績を広めています。
●大河ドラマに合わせ、イベントを実施したほか、顕彰団体に補助し、活動を支援し連携して顕彰に取り組んでいます。
●岡潔博士顕彰のためガバメントクラウドファンディングなどを利用し寄付金を募っています。

課題

●計画的に文化財を保存活用するべく和歌山県文化財保存活用大綱をもとに本市における「文化財保存活用地域計画」の策定に向け検討を進める必要があります。
●黒河道活用のために、観光担当課との情報共有や連携を深める必要があり、連携の中で、本市のセールスポイントとして、より一層周知を図ることが必要です。
●文化財の適切な保全および、さらなる活用を図るためには、専門職員である学芸員の配置及び資質向上の機会が必要です。また、増加する文化財に対応する収蔵スペースの確保が必要となっています。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
指定・登録文化財件数	124 件	125 件	135 件
「歴史遺産」施策に対する満足度	５０％	２２．１％	５０％

施策の内容

施策	具体的内容
①世界遺産高野参詣道黒河道の保全と活用の推進	●黒河道の保全と整備を推進します。 ●黒河道を知り、利用するための情報の発信の充実を図ります。
②文化財の保護と活用の推進	●文化財の保全活用に関する基本的なアクションプランである「文化財保存活用地域計画」の策定に向け検討を進めます。 ●文化財の調査とそれを理解するための資料の充実を図ります。 ●文化財を理解するための展示・講座・体験教室等の開催に努めます。 ●文化財理解のための体制と施設の充実を図ります。
③歴史的な環境や景観の保全	●貴重な文化遺産を取り巻く独自の文化的景観の保全を図るため、橋本市歴史文化的景観保全条例に基づき規制を行います。 ●災害などにより歴史的な環境や景観が損なわれた場合、観光担当課、県文化財担当課および世界遺産文化センター等関係各所と連携し、早急に対応します。
④偉人の顕彰	●名誉市民を顕彰・継承していくためのイベント・広報などの実施に努めます。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●関係団体は、行政と協働で名誉市民の顕彰・継承に努めます。

●市民・関係団体は、文化財への関心を深め、地域の歴史を理解することにより、地域創造につなげます。

●市民・関係団体は、行政と協働で文化財の保存・伝承に努め、活用を図ります。

関連計画

●橋本市生涯学習推進計画

施策項目 35　文化芸術・国際交流

施策を通じて実現したいまちの姿

地域の個性的な文化をいかした市民の文化・芸術活動が、多様な担い手によってなされているとともに、友好都市や姉妹都市との交流が活発に行われることにより、心の豊かな視野の広い国際感覚、異文化への理解をもった、地域の個性がいきる文化の創造が進んでいます。

現状

●新型コロナウイルス感染症の拡大防止の影響により、例年より内容変更・縮小はしましたが、市民総合文化祭や和歌山県美術展覧会橋本展を実施することができました。
●新型コロナウイルス感染症により、国際交流は困難となっています。対策等には国際的な対話や協働は不可欠であることが再認識されました。

前期計画の取組み

●市民総合文化祭や和歌山県美術展覧会橋本展を開催し、文化芸術活動に接する機会を提供しています。また 2021 年(令和3年)には全国的な文化の祭典である国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭を開催しました。
●市の文化の発展に特に貢献した個人や団体へ表彰を実施しています。
●本市の文化向上に寄与するため各種文化団体により構成されている橋本市文化協会に補助し、その活動を支援しています。
●コロナ禍前には、国際親善協会と協働でホームステイやスピーチコンテストを実施し、国際交流を図ってきました。

課題

●年齢や障がいの有無にかかわらず、各分野の文化活動を行う市民団体の発表、情報発信を支援し、芸術文化に親しむ機会づくりに引き続き努めることが必要です。
●文化芸術活動を開催するにあたり、新型コロナウイルス感染症の対策を講じることが必要です。
●本市の文化芸術の機会提供を支える文化協会構成員の高齢化による開催運営の負担が増えていること、文化芸術分野の活性化のため関心のある層を広げること等が課題となっており、取組みが必要です。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
「文化芸術・国際交流」施策の満足度	50%	14.3%	50%
文化協会加盟団体の構成員の割合	1.8%	1.10%	2.0%

施策の内容

施策	具体的内容
①文化芸術活動に接する機会の充実	●感染症対策に配慮し、質の高い文化芸術を享受する機会の拡大や、地域資源や人材をいかした活動の促進などにより、人と人との交流を広げ、まちの活性化を図ります。
②市民の文化芸術活動の支援の充実	●文化芸術の振興を図るため、市民の文化・芸術活動への支援を行います。
③国際交流の推進	●国際交流については、新型コロナウイルスの感染状況を勘案しつつ、世界とのつながりの重要性に鑑み、維持発展に努めます。 ●橋本市国際親善協会の協力により、世界各地の民族音楽や他国の食文化にふれることで、市民の国際感覚の高揚を図ります。 ●国際理解や国際意識の醸成を図るため、友好都市や姉妹都市との交流を推進します。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●関係団体は、行政と協働で国際交流を深める活動に取り組みます。

●関係団体は、団体間で協力し市民総合文化祭や県展橋本展をさらに充実させ、市民の文化、芸術にふれあう機会の増進に取り組みます。

関連計画

●橋本市生涯学習推進計画

施策項目 36　青少年健全育成

施策を通じて実現したいまちの姿

青少年の問題行動に対し、学校・関係機関と連携した対応がなされ、また青少年非行の未然防止活動を実施することにより、青少年非行が少ない社会が構築されています。

現状

●学校や関係機関と連携した対応がなされ、青少年の非行問題は減少傾向にあります。一方、SNS等によるネット上のトラブルが増加・悪質化の傾向が強まっています。
●インターネット普及の影響で、有害図書等は減少傾向にあります。

前期計画の取組み

●各関係機関との連携が進むことにより、青少年の非行問題数は減少傾向にあります。
●学校生活や家庭での生活態度について、学校と情報交換しながら改善点を見出し、指導することで少年自身の安定を図ることができました。
●コンビニエンスストア、ゲームセンター、カラオケ店へ立ち入り調査し、青少年健全育成に関するチラシ等を配布しました。
●登下校の見守り等、青少年の健全育成に取り組んでいます。また、ジュニアリーダー研修等の参加者が、青年リーダーとして活躍しています。

課題

●ネット上のトラブルが増加や低年齢化が進んでおり、ネットモラルの普及の取組みがより一層必要です。
●児童生徒に対してSNSの使用上のマナーやモラルの向上のため、啓発パンフレットの配布や研修等を充実させることが必要です。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
青年リーダー割合	65%	70%	75%
非行防止活動（見回り活動）の実施回数	３０回	２０回	４０回

施策の内容

施策	具体的内容
①青少年の健全育成活動の充実・交流の促進	●講習会や研修会等を通じて青少年の健全育成活動の充実と交流の促進を図ります。 ●非行防止を図るため、学校警察青少年センター連絡協議会等との情報共有を推進します。 ●補導件数が増加する長期休業中の補導活動を強化します。 ●万引き防止、電車マナーアップキャンペーン、ネットマナー等の啓発を充実します。 ●子どもの健やかな成長に向けて、スマホ利用に関するリーフレットを配布し啓発するとともに「橋本市スマホ宣言」を推進します。 ●魅力ある子ども会活動を促進します。
②立ち直り支援の充実	●子育て世代包括支援センター、警察、教育相談センターと連携して、青少年の心情を吐露することのできる場を提供し、精神的な安定を図ります。 ●青少年の不安等を緩和するため、電話・メールでの相談について広報等で周知を図ります。
③環境浄化活動の実施	●インターネット普及の影響で有害図書等は減少傾向にあります。「ヤギの箱」の設置場所を検討していきます。 ●コンビニエンスストア、ゲームセンター、カラオケ店へ立ち入り調査し、啓発を行います。
④青少年の健全育成に関わる人材の育成	●橋本市青少年育成市民会議と協働で青少年の健全育成に関わる人材を育成します。 ●ジュニアリーダー研修会参加者や市内の高等学校に働きかけて、青年リーダーの育成と活用を図ります。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●市民・関係団体は、行政と協働で街頭補導を実施し、非行や犯罪の防止に努めます。
●関係団体は、行政と連携のもと、子ども会、公民館、児童館と青年リーダーとの協働による地域の子どもの健全育成活動に取り組みます。

関連計画

●橋本市生涯学習推進計画

施策項目 37　地域コミュニティ

施策を通じて実現したいまちの姿

地域コミュニティが活性化され、多くの市民が地域のまちづくり活動に主体的に参画することで、多様な主体による「協働によるまちづくり」が進んでいます。

現状

●これまで、地域内における意思決定やイベントなどの自治・共助活動、まちづくりなどの地域活動は、地縁組織である区・自治会が中心となって行われてきました。しかし、人口減少や高齢化、地縁団体への全国的な加入率の低下による構成員の減少や、環境変化によって、人と人とのつながりの希薄化や、地域課題の複雑・多様化、地域活動の担い手不足などから、地域コミュニティの機能が弱まる地域が増えています。

前期計画の取組み

●協働のまちづくりをより一層進めるため、基本的な考え方やルールなどを定めた「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」（通称はぐくむ条例）を市民との協働で策定しました。また、条例が橋本市にふさわしいものであるか、社会情勢に適合しているかを検証する。「橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会」を設置し、市民に協働を認知していただく取り組み等を検討し、実施しました。

●橋本市内で地域の課題等の解決に向けて行う活動を支援するため、市内に活動拠点のあるNPO法人や、橋本市サポートセンターに利用登録しているボランティア団体等での活用を考え橋本市地域づくり活動交付金を創設しました。

●市内の地縁組織が身近な地域課題を自主的に解決し、また、自らの判断と創意工夫により持続可能でよりよい地域社会の実現に資するための活動を支援し、住民自治の進行および市民と行政による協働のまちづくりの推進を目的に、持続可能な地域コミュニティ発展交付金（通称：SDGs交付金）を新設しました。

課題

●地域ごとに異なる課題や市民のニーズに対して、行政がこれまでと同様にサービスを維持、提供していくことは年々困難な状況になっており、市民が主体となってしてしなければならないこと（自助）」、「市民同士で協力してしなければならないこと（共助）」、「行政が主体となってしなければならないこと（公助）」を明確にし、市民と行政が相互理解した上で協働のまちづくりを行う「新しい仕組み」を構築することが必要です。

目標値

指標名	基準値（2017 年）	現状値（2021 年）	目標値（2027 年）
自治会加入率	８６％	８５％	８８％
「地域コミュニティ」施策の満足度	４２％	１８．７％	５５％

施策の内容

施策	具体的内容
①市民活動の支援	●市民活動団体等が主体的に地域課題の解決に向けて行う活動に対して、「地域づくり活動交付金」を交付します。 ●市民やボランティア団体、NPO 等の活動をより一層活発化させるため、市民活動サポートセンターを中心とした支援体制を推進します。またボランティア等の市民活動を希望する人とボランティアの手助けを必要とする人のマッチングに努めます。
②協働のまちづくりの推進	●地域懇談会を実施し「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」を周知することで、地域の方々に協働によるまちづくりの重要性を理解してもらい、区長会と第 2 層協議体の地区割りをベースに福祉を中心とした地域運営組織の設立を目指します。 ●意見交換、情報交換の場に多くの市民参加はありますが、若年層・女性の参加が少なく、今後は市内在住外国人を含めた、幅広い年齢層が参加できる体制づくりを検討します。
③地域コミュニティの活性化	●区・自治会は平時だけでなく、災害などの緊急時においても共助として果たす役割が大きいため、市民に対して地域コミュニティの重要性の認識を高めるとともに、転入時、市窓口で案内チラシの配布を行うことで、区・自治会の魅力を伝え、加入の促進を図ります。 ●地域の区・自治会活動を市全体のコミュニティ活動の向上につなげるため、区・自治会間の連携を促進します。

市民・団体・事業者などの取組内容（協働の取組）

●市民・事業者・関係団体は、行政と情報を共有することで連携を強化します。
●事業者は、事業者の持つ資源や技術を活かして、市民だけではできない取組みを支援します。
●関係団体は、団体の持つ情報の輪を地域づくりにいかすとともに、他の団体や NPO 等の活動に関心を持ち、連携して取り組みます。
●市民・事業者・関係団体は、「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」について理解を深めます。
●市民は自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちをよく知るために、情報を出し合い共有します。

関連計画

●橋本市協働の基本指針　　●第３次橋本市地域福祉計画・地域福祉活動計画